

みやぎこども幸福計画

(令和7年度～令和11年度)

(最終案)

目 次

I	「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
II	計画の基本理念等について	4
III	計画の推進体制等について	
1	こども・若者の社会参画・意見反映	7
2	こども施策の共通の基盤となる取組	
(1)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	7
(2)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	7
3	計画の推進体制及び進行管理	8
4	市町村等との連携・協働	8
IV	計画の基本理念や施策等の体系図	9
V	計画で推進する施策と内容	
1	ライフステージを通じた重要事項	
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	10
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
イ	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	11
ロ	こどもまんなかまちづくり	14
ハ	こども・若者が活躍できる機会づくり、ジェンダーギャップの解消	15
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
イ	プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	17
ロ	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	18
(4)	こどもの貧困対策	
イ	教育の支援	19
ロ	生活の安定に資するための支援	20
ハ	保護者の就労支援	21
ニ	経済的支援	21

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	23
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
イ 児童虐待防止対策等の更なる強化	25
ロ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	29
ハ ヤングケアラーへの支援	32
(7) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
イ こども・若者の自死対策	33
ロ こども・若者の安全・安心を守る取組	33
(8) 東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援	
イ 震災の影響を受けたこども・若者が希望する進路選択を実現 するための支援	38
ロ 震災の影響を受けたこども・若者の心のケアの充実	38
2 ライフステージ別の重要事項	
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	
イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・ 医療の確保	40
ロ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と 遊びの充実	42
(2) 学童期・思春期	
イ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の 再生等	46
ロ インクルーシブ教育システムの推進、特別支援教育の充実	49
ハ 居場所づくり	51
ニ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころの ケアの充実	53
ホ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	54
ヘ いじめ防止	55
ト 登校しないあるいはしたくともできない状況にあるこども への支援	56
チ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防 及び高校中退後の支援	57
(3) 青年期	
イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実	60
ロ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	60
ハ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	61
ニ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	62
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	64
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	65
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画 促進・拡大	66
(4) ひとり親家庭への支援	
イ 相談機能の充実	68
ロ 子育てや生活の支援	69
ハ 就業支援	70
ニ 養育費の確保	71
ホ 自立への向けての経済的支援	72
VI 指標・目標	74
VII 資料編	
1 県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策等	82
2 「V 計画で推進する施策と内容」関連する主な事業	96
3 みやぎ子ども・子育て県民条例	97
4 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会等	103
5 令和6年度宮城県子どもアンケート調査結果報告書 (概要版)	109
6 令和6年度宮城県少子化施策等に関する意識調査結果報告書 (概要版)	148
7 令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査結果報告書 (概要版)	203

I 「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

I 「みやぎ子ども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成27年に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」において、こどもは一人の人としての権利が尊重されるという基本理念のもと、こどもに関わる保護者、県民、地域社会の役割が定められ、県の責務として、「子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するもの」、「国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するもの」と定められました。その後、令和2年には、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策を盛り込んだ「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、健やかなこどもの成長を支援するため、子育て家庭への経済的支援や教育・保育の受け皿確保などの取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、県の合計特殊出生率は令和5年に1.07（概数）となり、国と同様に過去最低を記録しました。出生数も10年連続で減少するなど、少子化の進行に歯止めがかからない危機的な状況となっています。また、いじめは引き続き深刻な状況であるほか、児童虐待相談件数は近年増加の一途をたどっており、こども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、貧困の状況にあるこども・若者や、多様な課題を抱えるひとり親家庭に対しては、支援のより一層の充実が求められています。令和6年に県が実施した調査では、本県では、孤独を感じるこどもや自己肯定感や自己有用感の低いこどもの割合が全国の結果と比較しやや高い傾向があり、特に孤独感が高いほど生活の満足度が低い傾向が示されています。こどもたちの孤独感の解消や、自己肯定感や自己有用感を高めるための施策が求められます。

平成23年に発生した東日本大震災から14年が経過しました。現在も、その影響により心に傷を負い、それぞれのライフステージにおいて困難を抱えながら生活しているこどもや若者たちがいます。生活環境の整備や地域のコミュニティ再生等が進む一方で、時間の経過とともに震災に直接起因しない複数の問題が絡み合い複雑化しているため、中長期的な支援が求められています。近年では、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、家族以外の者との接触を極力回避することを求められた結果、在宅時間の増加により、運動機会が減少するとともにスクリーンタイムが増加するなど、こどもや若者にもその影響が及んでいます。コロナ禍における生活の変化や、そこから副次的に発生する様々な要因は、こどもや若者の発達やメンタルヘルスに大きな影響をもたらしている可

能性が指摘されています。

国では平成27年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行され、令和元年10月から少子化対策につながる新たな制度「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子育て支援施策が拡充されてきました。そして令和5年4月1日、こども施策を社会全体で総合かつ強力に実施していくための包括的な法律として、こども基本法が施行され、同日に新たな行政機関としてこども家庭庁が発足しました。同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と、これまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が、それぞれ決定されました。これにより、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本理念及び基本的な方針、推進体制等が定められるとともに、こども・子育て支援の抜本的な強化が図られることとなります。

これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のこども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込んだ「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

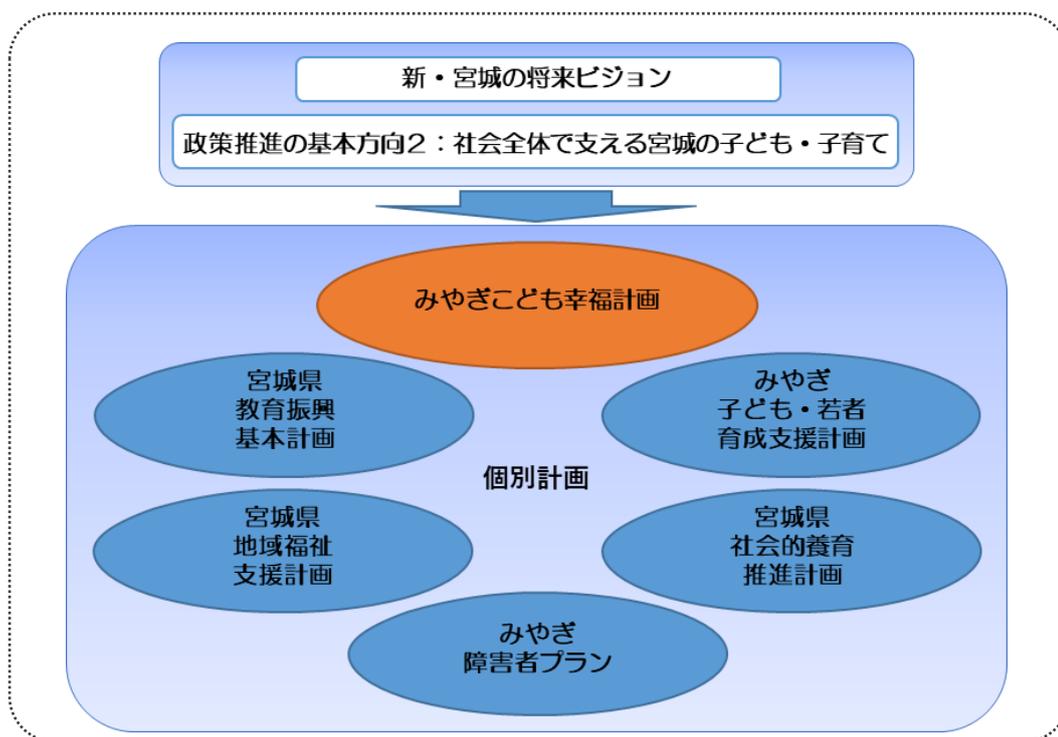
「みやぎこども幸福計画」は、こども施策に係る次の法律及び条例等に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき宮城県が策定する「都道府県こども計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づき宮城県が策定する「都道府県計画」
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき宮城県が策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づき宮城県が策定する「都道府県行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づき宮城県が策定する「自立促進計画」
- 成育医療等基本方針に関する令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省こども家庭局長通知に基づき宮城県が策定する母子保健に関する計画

- ・ みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年宮城県条例第67号）第24条に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」

また、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に関しては、本計画とは別に「みやぎ子ども・若者育成支援計画」を策定することとし、本計画と調和を図ります。

なお、本計画は、県政運営の基本的指針である「新・宮城の将来ビジョン」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

国の子ども大綱は策定から概ね5年後を目途に見直すものとされています。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、5年を一期として計画を策定するものとされています。

これらを踏まえ、本計画の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

II 計画の基本理念等について

Ⅱ 計画の基本理念等について

こどもたちは、一人一人がかげがえのない存在です。

こどもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、保護者を含む子育て当事者はこどもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものです。

こどもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民すべての願いです。

近年、こどもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、こどもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。また、東日本大震災の影響により、未だに多くのこどもやその家族が心に問題を抱えています。

このようなことから、宮城のこどもたちが健やかに育っていけるように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育てへの希望を持つことができるように、こどもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

そして、すべてのこども、すべての子育て当事者が幸せになることを目標に取り組んでいくことが本県の使命です。

このような認識の**もと**、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。

7つの視点

県は、理念達成のため、ひいてはこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現のために、次のような視点に立ってアプローチを行っていきます。

視点1 — すべてのこども・若者の幸せの視点 —

すべてのこどもが一人の人として、その生命や人権が尊重され、**自己肯定感**や**自己有用感を高めながら**健やかに成長していくことができるよう、こども一人一人の生まれ育った環境に配慮し、当事者であるこどもの権利擁護を念頭に、こどもにとっての幸せを最優先して、施策を推進していきます。

視点2 — すべての子育て当事者への応援の視点 —

すべての子育て当事者が、希望を持って子育てに関わることができるよう、出産・子育てに対する個別のニーズやこどもの成長及びライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができる環境の整備に努め、また、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもと、等しく社会が支えるという点にも配慮して、施策を推進していきます。

視点3 — こどもや若者、子育て当事者とともに進める視点 —

こどもや若者が、自らのことについて意見を形成して表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるとの認識のもと、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、対等な目線で対話しながら、施策を推進していきます。

視点4 — 仕事と生活の調和実現の視点 —

働き方の見直しを進め、雇用環境の整備を支援し、子育て当事者が子育てしていても安心して仕事ができる社会の実現を目指します。そして、男女が協力して子育てをすることができるよう、自治体、企業及び働く者による共通理解を図り、仕事と生活の調和実現の視点から、施策を推進していきます。

視点5 — 地域全体でのこども・子育て応援の視点 —

国・地方公共団体はもとより、家庭・事業主・教育機関・児童福祉施設・関係団体等が各々の役割を果たすとともに、連携しながら地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、多様な家族形態があることに配慮しつつ、すべてのこどもとその家族、若者を地域全体で切れ目なく支えながら、施策を推進していきます。

視点6 — 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点 —

結婚、妊娠、出産及び子育てには、人それぞれ様々な希望があることから、個人の価値観を尊重し、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、施策を推進していきます。

視点7 — 東日本大震災の影響をうけたこども・子育て当事者への心のケアの視点 —

震災の影響により心に問題を抱えたこどもや若者、その家族に対し、国・県・市町村・関係機関等が連携しながら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、震災の影響をうけたこどもや若者の成長に合わせて、施策を推進していきます。

Ⅲ 計画の推進体制等について

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 計画の推進体制及び進行管理
- 4 市町村等との連携・協働

Ⅲ 計画の推進体制等について

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

国、市町村とも連携し、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図っていきます。

(2) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用す

きるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が個人の価値観を尊重しながら、結婚、妊娠・出産、こどもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革を進め、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

3 計画の推進体制及び進行管理

こども施策は、児童福祉、母子保健、雇用、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

このため、「みやぎこども幸福計画」の推進に当たっては、平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、「みやぎこども幸福計画」の基本的方向性に基づいて推進する主な事業については、継続的に施策の点検と見直しを図るとともに、計画の理念達成に向けた指標及び目標を併せて設定します。

進行管理に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」、「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、その結果等については、次世代育成支援対策推進法第9条第6項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第25条に基づき、毎年度公表します。

4 市町村等との連携・協働

こども施策の推進に当たっては、県民により近い立場で地域の実情を踏まえつつ事業を実施する市町村との連携・協働が不可欠です。県は、各種の支援や連携をより一層進めるほか、市町村におけるこども計画の策定を支援します。

また、こども施策は多くの分野にまたがるものであり、国、市町村はもとより、県民、NPO 及び事業者等を含む様々な団体と緊密に連携及び協働して推進していく必要があることから、「宮城県市町村少子化対策事業推進協議会」の活用等を通じて、地域社会全体で切れ目なくこども・子育てを支える機運醸成と、こども施策の効果的な実施を図ります。

IV 計画の基本理念や施策等の体系図

Ⅳ 計画の基本理念や施策等の体系図

基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。

基本理念達成に向けての視点

1. すべての子ども・若者の幸せの視点

2. すべての子育て当事者への応援の視点

3. 子どもや若者、子育て当事者とともに進める視点

4. 仕事と生活の調和実現の視点

5. 地域全体での子ども・子育て応援の視点

6. 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点

7. 東日本大震災の影響を受けた子ども・子育て当事者への心のケアの視点

推進する施策とその主な内容

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - イ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - ロ 子どもまんなかまちづくり
 - ハ 子ども・若者が活躍できる機会づくり、ジェンダーギャップの解消
- (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - イ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等
 - ロ 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援
- (4) 子どもの貧困対策
 - イ 教育の支援
 - ロ 生活の安定に資するための支援
 - ハ 保護者の就労支援
 - ニ 経済的支援
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - イ 児童虐待防止対策等の更なる強化
 - ロ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援
 - ハ ヤングケアラーへの支援
- (7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
 - イ 子ども・若者の自死対策
 - ロ 子ども・若者の安全・安心を守る取組
- (8) 東日本大震災により影響を受けた子ども・若者への支援
 - イ 震災の影響を受けた子ども・若者が希望する進路選択を実現するための支援
 - ロ 震災の影響を受けた子ども・若者の心のケアの充実

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) 子どもの誕生前から幼児期まで
 - イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ロ 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - イ 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ロ **インクルーシブ教育システムの推進**、特別支援教育の充実
 - ハ 居場所づくり
 - ニ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ホ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ヘ いじめ防止
 - ト 登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもへの支援
 - チ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防及び高校中退後の支援
- (3) 青年期
 - イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ロ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ハ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ニ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援
 - イ 相談機能の充実
 - ロ 子育てや生活の支援
 - ハ 就業支援
 - ニ 養育費の確保
 - ホ 自立への向けての経済的支援

V 計画で推進する施策と内容

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(イ) こどもの権利擁護の推進

現状と課題

- ◆我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」いわゆる「子どもの権利条約」に批准し、31年が経過しましたが、社会に十分浸透したとはいえない状況にあります。令和5年に施行された「こども基本法」でも、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」を基本的理念の一つとしています。
- ◆こどもは社会的に弱い立場にあり、権利の侵害を受けやすいため、児童虐待を**はじめ**とするこどもをめぐる課題が発生しており、その件数は増え続けています。さらに、東日本大震災に伴った、家庭環境や生活環境の変化による影響は大きく、課題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆こども・子育て支援に関し、県民が必要な情報を適時かつ適切に得、理解を深めることができるよう、より効果的な情報発信が求められています。

基本的方向性

- ◆こどもの権利が大切にされる社会を構築するため、教育関係者、子育て支援者及び医療関係者などこどもに関わる関係者と連携しながら、こどもが互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にしたい人間関係を築くための指導を充実するとともに、こども・若者が権利の主体であることについての普及・啓発を進め、人権に対する理解と認識を深めることにより、社会全体への浸透を図ります。
- ◆市町村やこども・子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図り、効果的な広報活動を行います。

(ロ) こども・若者の社会参画・意見反映

現状と課題

- ◆こども・若者がよりよい社会を共に創りあげていける力を身に付けることができるよう、社会活動への参加・参画を促進し、こども・若者の社会的自立を支援するとともに、社会の一員としての主体性を高めていく必要があります。

基本的方向性

- ◆次代を担うリーダーを育成するため夢や目標、志について考える機会の提供や県政課題について意見表明する機会の確保を行います。
- ◆こども基本法の趣旨や国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、本県や県内市町村が施策に関して幅広くこども・若者の意見を聴き、その意見を反映するための取組及び支援を行います。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

イ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

(1) 遊びや体験活動の推進

現状と課題

- ◆現代のこども・若者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、地域や異年齢集団の中で互いに影響しあって活動する機会や、乳幼児と触れ合う機会が乏しい状況にあります。
- ◆こどもの人間関係の希薄化や対面によるコミュニケーション能力の低下が指摘される中、東日本大震災や近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により地域とのつながりの重要性が再認識されており、こどもの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

基本的方向性

- ◆市町村教育委員会、県民、事業者、地域活動団体、NPO等の多様な団体との連携のもと、地域における青少年ボランティアであるジュニア・リーダーの育成をはじめ、こどもの学習・体験活動や地域活動の活性化を図り、社会貢献活動に対する意欲を高めます。
- ◆こどもの成長段階に応じて、みやぎアドベンチャープログラムの活用や社会奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験等の多様な体験や公園での外遊び等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。

(2) 生活習慣の形成・定着

現状と課題

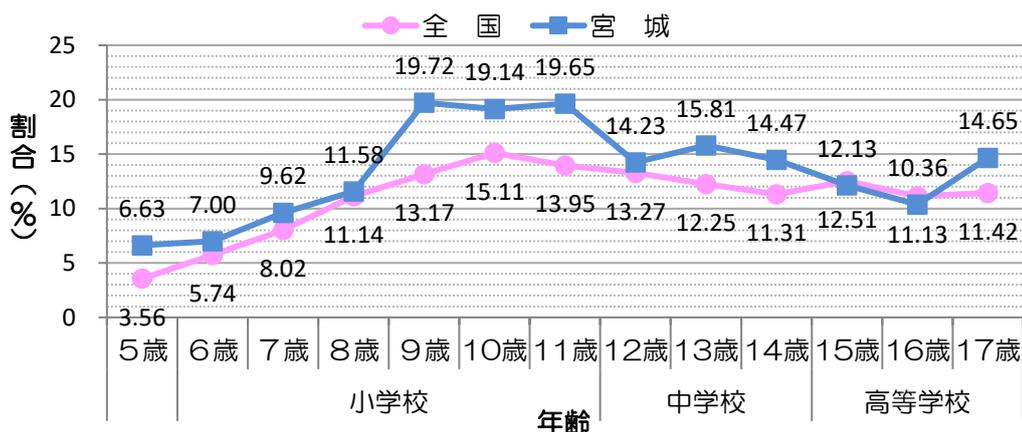
- ◆基本的な生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われており、こどもの生活習慣の乱れによる体力の低下や集中力の欠如など学習面での悪影響が懸念される現状から、規則正しい生活リズムを確立することが必要です。
- ◆親の生活習慣がこどもに与える影響は大きく、親と一緒に睡眠、食事、運動などに関する基本的な生活習慣を身に付けるために、家庭や学校だけでなく、地域、事業者、民間団体等が協力して取り組む必要があります。
- ◆社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭における生活習慣は大きく変化してきており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、運動不足などを背景にした肥満や小児生活習慣病などが増加しています。
- ◆本県では、肥満傾向児の割合が高いことや、こどものむし歯有病者率が全国と比較して高い状況が続いていることから、生活習慣や歯と口腔の健康づくりについて、こどもと保護者の理解や関心を深め、実践につながるような積極的な働きかけを行っていく必要があります。

◆本県の児童生徒は、不読率が高く、平均読書冊数も小学生、中学生、高校生のすべての区分で低くなっています。一方、読書の好き嫌いアンケートでは、小学生で8割、中学生、高校生では7割が好きと答えています。本を読まない子どもには読書への関心を持つことができるきっかけづくり、本を読む子どもには読書の世界を広げるきっかけづくりを行っていく必要があります。

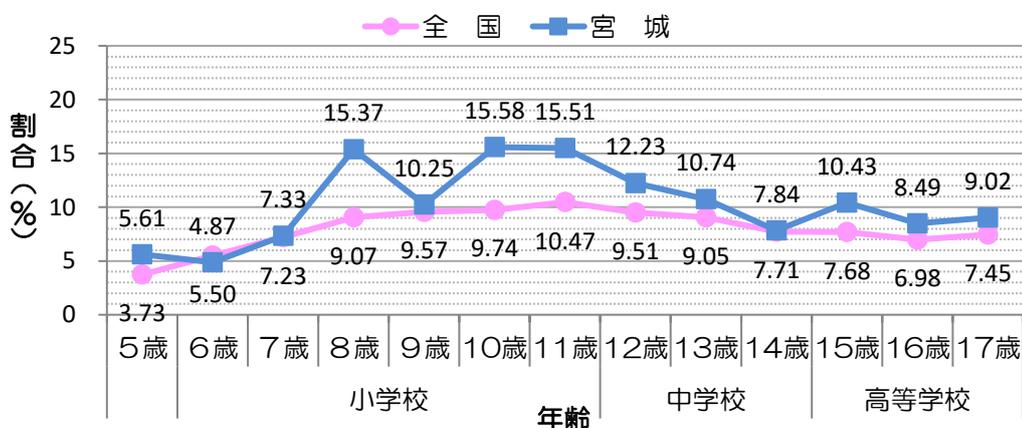
【関連データ】

(出典：文部科学省「令和4年度学校保健統計調査」)

令和4年度 肥満傾向児出現率【男子】



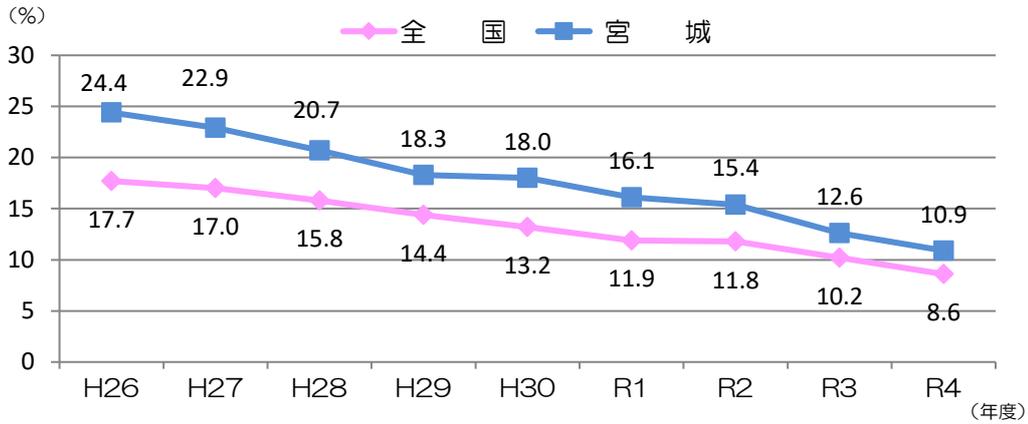
令和4年度 肥満傾向児出現率【女子】



【関連データ】

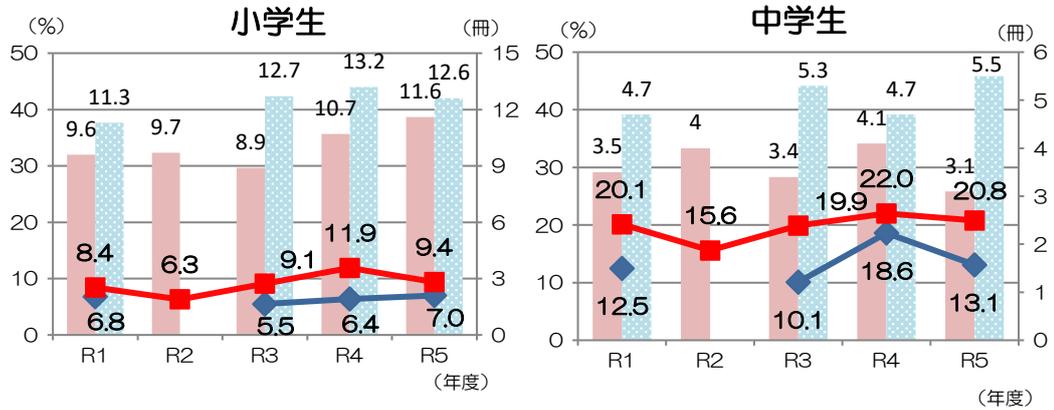
(出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)

3歳児むし歯有病者率の推移

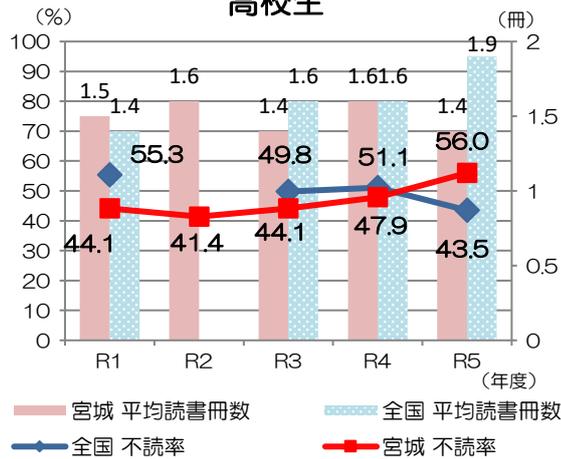


(県データ出典：宮城県「子供読書活動に関するアンケート調査」)
(全国データ出典：(公社)全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

不読率・平均読書冊数の推移



高校生



基本的方向性

- ◆学校・家庭・事業者等の関係機関と連携・協力しながら、「ルルブル」(「しっかり寝ル」「きちんと食ベル」「よく遊ブ」で「健やかに伸びル」)の取組を行うなど、こどもの基本的生活習慣定着促進のための普及啓発活動を社会全体で推進していき

ます。

- ◆食育の取組を効果的に進めるため、行政だけでなく、家庭・学校・保育所、関係団体等が連携・協働し、県民運動として県民一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進していきます。
- ◆歯と口腔の健康づくりについては、妊娠期や乳幼児期からの働きかけが必要であることから、関係機関と連携しながら普及啓発などに取り組んでいきます。
- ◆保護者や教師、保育士等だけではなく、読書活動に関して専門的な知識を持つ司書等や地域のボランティアなど、多様な人々の参画を得ながら、読書に親しむ機会の充実と家庭・地域・学校が連携し、こどもの読書環境の整備、充実を図ります。

□ こどもまんなかまちづくり

(イ) 住みよいまちづくりの推進

現状と課題

- ◆事件・事故への不安や、外遊びから室内遊びへとこどもの遊びの様態の変化により、こども同士がふれあう遊び場が減少しています。
- ◆県では、平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、病院や百貨店などの建築物や道路、公園などの公共・公益的施設のバリアフリー化を推進しており、今後も利用しやすい公益的施設を増やしていく必要があります。

基本的方向性

- ◆地域の公園、公民館、児童館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに、安全・安心が確保された遊びの環境づくりを促進します。
- ◆子育てしやすい環境整備のため、各種子育て支援設備等の整備を図るほか、市町村が地域の实情に応じて行う施設整備に際して、国の「こども・子育て支援事業債」をはじめとした財政措置等の活用を支援します。
- ◆今後も引き続き条例を基本的な指針として、その普及と公益的施設のより一層のバリアフリー化を推進していきます。

(ロ) 子育てしやすい居住環境の整備

現状と課題

- ◆子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、県営住宅の入居について優遇措置等（※）を設けており、継続した取組が求められるとともに、対象世帯等に対して一層情報の周知を図る必要があります。

※小学校就学前の子がいる世帯の当選確率を2倍とするほか、大家族（5人以上の世帯、4人以上で3世代を構成する世帯等）や20歳未満のこどもを3人以上扶養している母子・父子家庭等向けに戸数枠を設定した募集を実施。

- ◆少子高齢化の進行により、人口・世帯構成が変化してきており、年齢や家族構成等の

変化に伴い、住宅需要が多様化していくと考えられます。

- ◆公的賃貸住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的な整備への支援が求められています。

基本的方向性

- ◆県営住宅の入居者募集における子育て世帯に対する優先入居等を継続するとともに、わかりやすい情報提供に努めていきます。
- ◆「みやぎ住まいづくり協議会」を通じ、子育て世帯等の住宅確保要配慮者（※）の民間賃貸住宅等への入居の円滑化など、住宅セーフティネットの充実を図っていきます。

※住宅確保要配慮者：低額所得者、高齢者、障害者、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者等の住宅の確保に配慮を要する者。

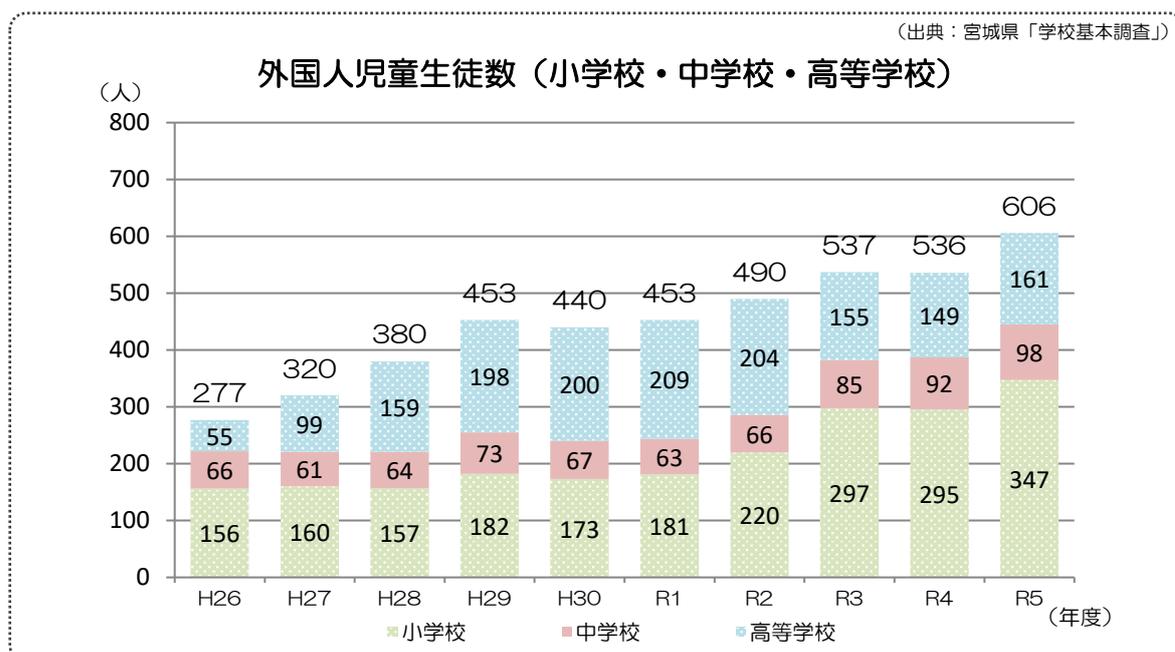
ハ 子ども・若者が活躍できる機会づくり、ジェンダーギャップの解消

(イ) 国際交流の推進、在留外国人の子どもへの支援

現状と課題

- ◆外国のことをもっと知りたいと考えている県内の児童生徒は全国より少ない状況にあります。子ども・若者が自分の住んでいる地域のことを国内外に発信できる場の提供とともに、海外の文化を知る機会の提供を行っていく必要があります。
- ◆外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に伴い、今後は県内で就労し、長期間居住する外国人県民やその家族が増加し、県内で出産や子育てを行うことが予想されます。

【関連データ】



【関連データ】

(出典：文部科学省「令和5年全国学力・学習状況調査」)

外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思いたいと思う児童生徒の割合

小学 6年生	宮城県	69.7%
	全国	72.5%
	全国との差	-2.8%
中学 3年生	宮城県	65.0%
	全国	66.8%
	全国との差	-1.8%

日本やあなたの住んでいる地域のことについて、外国の人に知ってもらいたいと思う児童生徒の割合

小学 6年生	宮城県	76.5%
	全国	78.1%
	全国との差	-1.6%
中学 3年生	宮城県	64.8%
	全国	63.2%
	全国との差	1.6%

基本的方向性

- ◆自国の伝統・文化に関心を持ち、異文化や他国に対する理解を深めることができるよう、国際理解支援事業や国際交流活動の推進に取り組みます。
- ◆みやぎ外国人相談センター等の行政窓口を起点として、多様な機関と連携し、ライフステージに合わせた相談及び多様化・複雑化する相談に対応していきます。

(D) スポーツ等を通じた機会づくり

現状と課題

- ◆**本県**では、スポーツ選手が働きながら競技を継続できる企業等の受入れ先が限定的で、スポーツ選手の県外流出の一因となっているほか、指導者の高齢化等による次世代のスポーツ選手の育成や**こ**どもの運動能力の向上など地域スポーツの振興に必要な人材の不足が課題となっています。

基本的方向性

- ◆競技経験者と企業をつなぎ、競技経験者の県内企業への就職・定着を後押しすることで地域スポーツの振興に必要な人材の確保に取り組みます。

(H) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

現状と課題

- ◆男女共同参画に関する知識の啓発や相談体制の整備等により、こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう取り組んでいく必要があります。

基本的方向性

- ◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こどもに身近な存在である教職員等に対する研修・周知啓発等の取組を推進するほか、男女共同参画に関する相談に対応します。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

イ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等

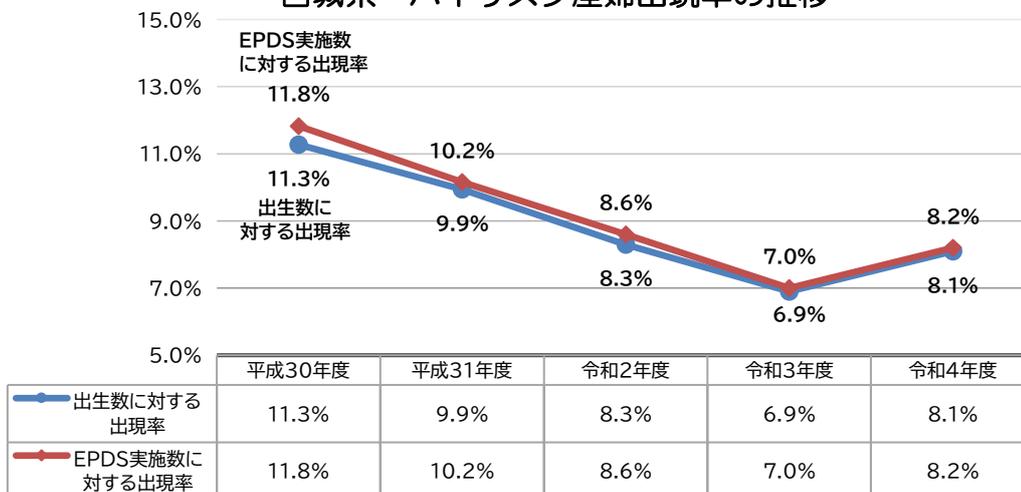
現状と課題

- ◆宮城県の出生数、出生率は減少傾向にあります。ハイリスク妊婦や低出生体重児などへの対応が必要であり、周産期医療や母子保健対策の重要性が増しています。
- ◆妊娠・出産・子育てに関する知識不足や経験不足が、出産への不安や育てにくさにつながることもあるため、妊婦健診による健康管理とともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得ることが必要です。
- ◆出産後の母親は、身体的、精神的に不安定になり、育児不安を抱えやすいことから、細やかな支援が必要です。新生児訪問での支援や産後ケア事業などの実施により、妊産婦のメンタルヘルスケアの充実を図ることが必要です。
- ◆市町村が実施する乳幼児健診では、発達や疾病、母子関係や家庭環境に関する相談が多く、育児の負担感や育児不安を抱える保護者への、継続した支援が求められています。

【関連データ】

(出典：宮城県「令和4年度母子保健事業報告」)

宮城県 ハイリスク産婦出現率の推移



基本的方向性

- ◆周産期母子医療センターを拠点として地域の周産期医療機関との連携強化を図るとともに、安心してこどもを産み育てることのできる体制の充実を図るため、周産期医療従事者の確保・育成に努めるほか、周産期医療従事者に必要とされる基本的知識に加え、より高度な技術を習得するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- ◆平成28年の母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村の努力義務とされました。その後、令和4年の児童福祉法改正により、「子育て世代

包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に支援する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、一層の体制の充実を図ります。

- ◆妊娠前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識や産後のメンタルヘルスケアの重要性について、知ることのできる機会を持てるような仕組みづくりを推進していきます。
- ◆保健所や関係機関と連携しながら、県全域及び各圏域において、母子保健支援関係者等を対象とした研修等を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図るとともに、各圏域における妊産婦や乳幼児等への支援体制を強化します。
- ◆市町村の乳幼児健診などを通じて把握された継続支援を必要とする乳幼児等に対し専門相談の機会を提供し、市町村や関係機関と連携した支援を行います。

□ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

現状と課題

- ◆小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、当該児童等及びその家族が必要な医療や支援を確実に切れ目なく受けられるようにするための施策の実施及び充実が求められています。

基本的方向性

- ◆小児慢性特定疾病の治療方法の確立と普及を図り、併せて患者の家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を助成します。
- ◆小児慢性特定疾病等の小児期発症の慢性疾患を持つ方が、個々の成長に合わせた切れ目のない医療を選択していけるよう医療提供体制を整備するとともに、個々の状況に応じて必要な支援を受けながら希望する地域で生活できるよう相談支援及び情報提供を行います。

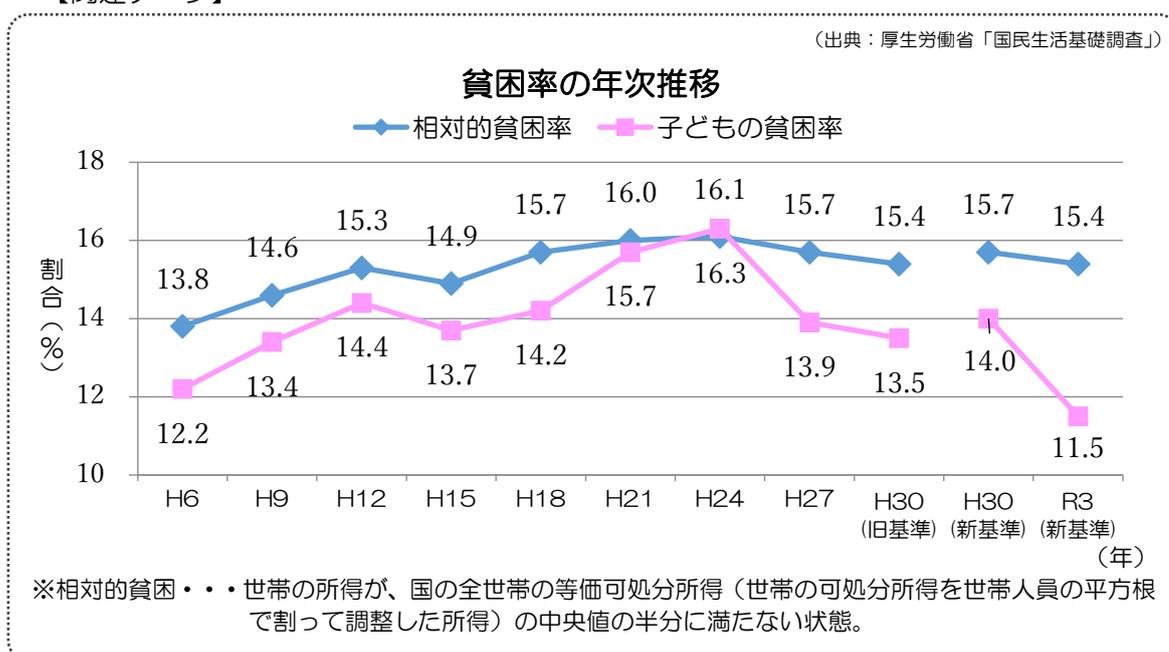
(4) こどもの貧困対策

イ 教育の支援

現状と課題

- ◆国内の平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満のこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は、最も高い平成24年から減少傾向にはあるものの、令和3年の国の調査でも、日本のこどもの9人に1人が貧困状態にあるという結果がでています。親の貧困がこどもの貧困につながる、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るためには、教育段階において様々な状況に応じた支援をすることが必要です。
- ◆こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があります。そのため、こどもの貧困問題については、家庭だけの問題とせず、地域や社会全体で取り組んでいく必要があります。こどもの現在と将来が、生まれ育った環境により左右されることのないようにするためには、国、地方公共団体、**事業者・NPO・その他**団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進することが必要です。
- ◆保護者の所得など家庭の状況が、こどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、格差の問題が指摘されています。こどもの健やかな発育、発達に向け、家庭の状況にかかわらず、全てのこどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保できる社会をつくっていくことが必要です。
- ◆経済的に困難な状況におかれたこどもが、家庭の経済状況に左右されることのないよう、全てのこどもに教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生や大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化することが求められています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆学校を、地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、学校教育による学力保証、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携、高等学校等における就学継続のための支援など総合的なこどもの貧困対策を推進することで、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう取り組みます。また、社会環境の変化等に伴い複雑化・深刻化するこどもが抱える様々な問題に対し、関係機関や家庭と連携を図りながら、問題解決に向けた体制整備を充実・強化していきます。
- ◆家庭・地域・学校が連携し、それぞれの役割を分担しながら協働していくことにより、地域全体でこどもを育て、その地域の中でこどもが心豊かで健やかに育まれるような環境づくりを積極的に推進します。
- ◆こどもの将来を見据え、成長を見守り、次代を担う人材を地域ぐるみで育むために、地域全体で協働してこどもの学びを支える取組を継続し、家庭の状況にかかわらず全てのこどもに対して平等に学習する機会や体験活動の機会の提供を図ります。
- ◆各教育段階において、意欲と能力のあるこどもが経済的状況にかかわらず就学の機会を得ることができるように、経済的負担の軽減や教育の機会の提供、就学支援の充実を図ります。また、全てのこどもに教育の機会を保障すべく、放課後子供教室等の取組による学習支援や、生活困窮世帯等に対する学習支援事業等を併せて実施します。

□ 生活の安定に資するための支援

現状と課題

- ◆こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期から安定した生活環境におかれていることが必要です。しかし、貧困の状況にある家庭やこどもについては、様々な要因により安定した生活環境の確保が困難な状況にあり、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。
- ◆安定した生活基盤の確保が困難な状況にあるこどもに対しては、関係機関や地域の社会資源等との連携に努めながら、様々な生活支援を、包括的、継続的に行う必要があります。また、家でも学校でもなく、こども自身が安心して利用できる居場所づくりを推進していく必要があります。
- ◆こどもの社会的自立を確立するためには、生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等への支援や、保護者等からの支援が見込まれないこどもへの就労支援を、関係機関や地域の社会資源等と連携しながら総合的に行う必要があります。
- ◆生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進することが望めます。

基本的方向性

- ◆貧困の状況にあるこどもが社会的な孤立に陥ることのないよう、関連機関と連携しながら保護者に向けた相談事業等の充実を図るとともに、生活保護等の関連制度を一体的に捉え施策を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- ◆生活困窮世帯等のこどもや、社会的養育が必要なこどもに対して様々な生活支援を行

うとともに、こども食堂や地域に根ざした社会福祉法人など民間団体の活動を支援することで、こどもが安心して過ごせる居場所の拡充を図ります。また、こどもの望ましい食習慣等の形成に資するよう、食育等の指導の充実を図ります。

- ◆生活困窮世帯等のこどもが経済的に自立することができるよう、関係機関と連携を図りながら就業支援等を効果的に推進します。また、生活や就業等に対する相談や自立に係るサポートを行います。
- ◆社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関が連携し包括的な支援体制の整備を図ります。また、支援を行う人員を十分に確保するとともに、複雑化する支援ニーズに対応するため、相談員等の資質向上に向けた取組を行います。さらには、市町村等に対して財政支援等を行うことにより、要支援児童や要保護児童に対する支援体制の強化等を図ります。

八 保護者の就労支援

現状と課題

- ◆子育て世帯の経済的自立や生活の安定に資する就労支援や学び直しの支援等に関する取組を推進するとともに、保護者が安心して家庭と仕事を両立できるような環境づくりを進める必要があります。
- ◆生活困窮世帯等への就労支援としては、安定した職業への就業や正規雇用の増加により、生活基盤の安定と経済的な自立へ向けた支援を行う必要があります。

基本的方向性

- ◆ひとり親等が安心して子育てと就業のための訓練との両立ができるよう、また、就業が直ちに困難な場合には、その状態に応じて自立した生活ができるよう、多様な子育て支援の積極的な活用促進、住まいの確保に向けた支援等とともに、日常生活への支援の拡充等に取り組むことが重要です。また、ひとり親の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていきます。
- ◆ひとり親等に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの施策を推進します。特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用等を一部支給する事業について周知を図り、その利用を促進します。

二 経済的支援

現状と課題

- ◆こどもの貧困対策を進めるためには、子育て世帯の日々の生活を安定させることが重要であるため、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要

な世帯へ支援の利用を促していく必要があります。

- ◆両親の離婚後のこどもの養育については、こどもの最善の利益を図る観点から検討する必要があります。こどもの健やかな成長と生活の安定のため、養育費や面会交流の取り決めが重要であることから、養育費等について啓発活動を推進するとともに、養育費の支払いを強制的に履行させるために必要な公正証書等の作成費用を補助するなどの取組を強化することが必要です。

基本的方向性

- ◆児童手当・児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の日々の生活の安定と自立の促進等を図るとともに、その支援制度の周知に努めていきます。また、母子・父子家庭及び父母のない児童の家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。
- ◆養育費については、その取り決めや確保が適切になされるよう離婚する前からの準備が重要であり、また、その履行確保に向けては、法制度の利用を推進することが重要です。その重要性や法制度を理解してもらうための周知啓発や養育費の相談等に対応する者に対する研修等の実施、弁護士による養育費相談の実施が重要となります。ひとり親の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親がこどもの養育費を取得できるよう、こどもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに養育費に関する相談にも適切に対応していきます。

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(イ) 障害児施策の充実

現状と課題

- ◆障害や発達の特性があるこどもは、幼児期から成人期まで切れ目のない支援が必要とされており、早期発見・早期支援につなげる体制や家族も含めた支援、将来を見据えて自立と社会参加を全般的に支援していくために関係機関同士の連携体制が必要です。また、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できるよう、児童発達支援センターを地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置^付けるなど、地域の体制整備を図ることが求められています。
- ◆発達障害については、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーを中心に、身近な地域における相談支援体制の充実を図っています。
- ◆特別支援学校においては、重複障害や医療的ケア対象の児童生徒が増加しており、教員の障害に関する専門知識・技能等の向上が求められているほか、関係機関との連携を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図る必要があります。

基本的方向性

- ◆障害や発達の特性のあるこどもと家族が、身近な地域で支援を受けられるように、市町村をはじめとする関係機関と連携し、支援の充実と体制整備を推進します。
- ◆発達障害については、発達障害者支援センターを中心として保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害のあるこどもとその家族が豊かな地域生活を送ることができるよう様々な相談に対応していきます。
- ◆疾病や障害のある幼児児童生徒が適切な特別支援教育が受けられるよう、また、現在受けている教育を継続して受けられるよう、保健・福祉・教育が連携を強化し、支援体制の整備に取り組んでいきます。

(ロ) 医療的ケア児等への療育支援体制の整備

現状と課題

- ◆医療的ケア児とその家族が安心して生活するためには、気軽に相談できる相談先の整備や、医療・福祉人材の確保、医療・保健・福祉・教育の各部門が密接に連携した支援ネットワークの構築が重要です。

基本的方向性

- ◆宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）等において、医療的ケア児や家族、関係機関等からの相談に対応するとともに、支援に関する情報の集約・発信に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを養成し、地域における医療・保健・

福祉・教育機関間の支援連携体制を強化します。

(ハ) 医療的ケアが必要な児童生徒への教育的支援

現状と課題

- ◆障害のあるこども及びその家族に寄り添いながら、地域での自立した生活に向けた多様なニーズへの対応が求められています。
- ◆障害の重度化及び重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加しており、学校内における医療的ケアの実施体制の充実や環境の整備が必要です。
- ◆医療的ケアを必要とする児童のうち、特別支援学校ではなく通常の幼稚園へ通わせた
い家庭のニーズは顕在化しており、幼稚園における医療的ケアの実施体制の充実や環
境の整備が必要です。

基本的方向性

- ◆障害のあるこどもや保護者が地域で適切な支援が受けられるよう、医療的ケアの教育的意義や学校内での多職種連携に関する研修会等を通じて、市町村教育委員会における医療的ケアの体制整備を支援していきます。
- ◆医療的ケアを実施する特別支援学校に、引き続き看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導を踏まえながら、経管栄養等の医療的ケアを実施する体制を整備し、児童生徒の学習環境を確保していきます。
- ◆医療的ケアを実施する私立幼稚園に看護師等の職員を配置するとともに、医療的ケア
を実施する体制を整備し、幼稚園の受け入れ体制を支援していきます。

(ニ) 特別支援教育における環境整備

現状と課題

- ◆発達障害を含む特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学・親の会・NPO等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要です。

基本的方向性

- ◆各市町村における連携協議会等を通じて、教育・医療・保健等関係機関と連携した支援体制を構築し、特別な配慮や支援を必要とするこどもを地域全体で育てる環境づくりを進めていきます。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

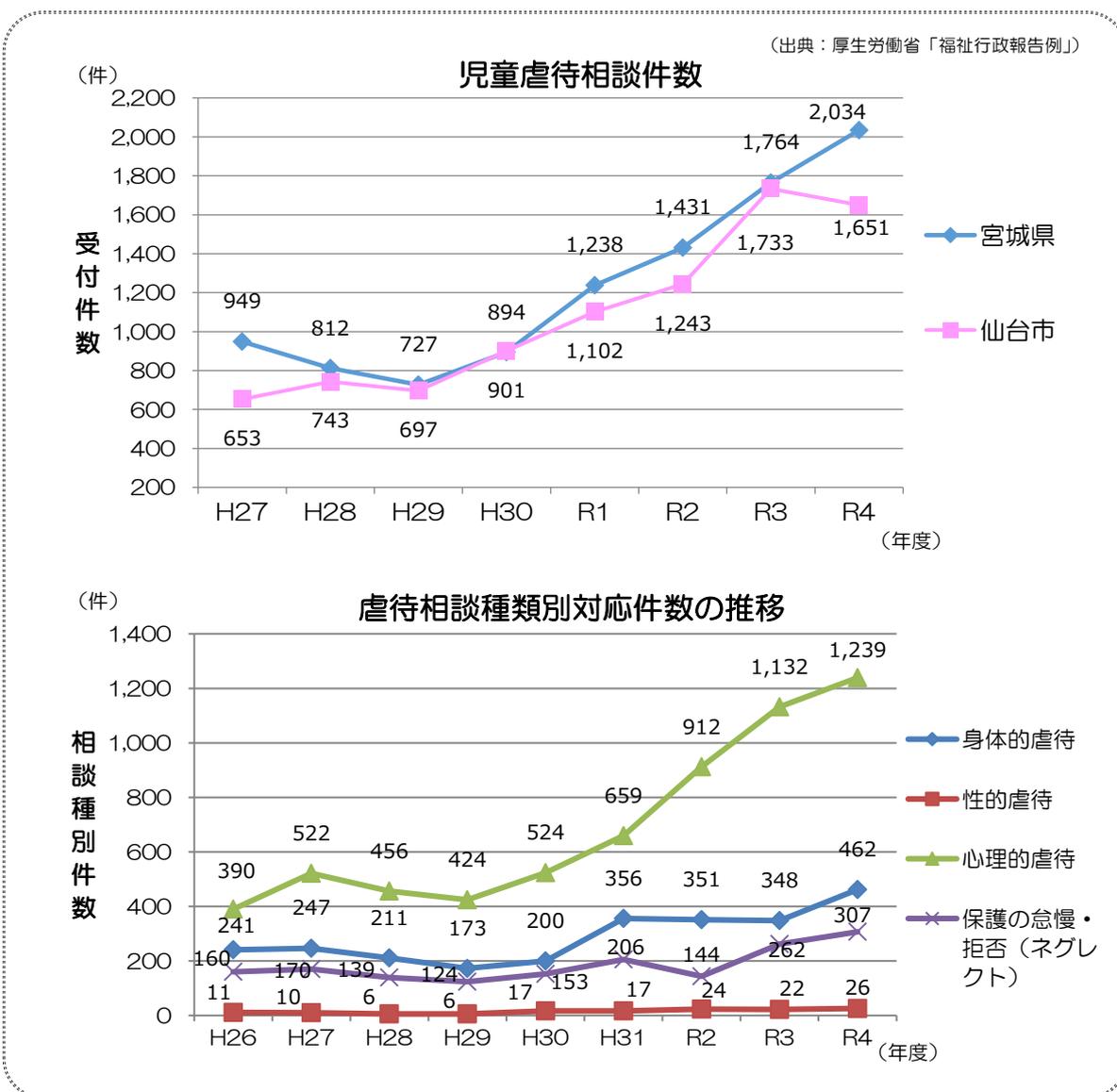
イ 児童虐待防止対策等の更なる強化

(1) 関係機関の協力体制の構築

現状と課題

- ◆各種の児童虐待防止対策を講じているものの、県内の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は高止まりの傾向にあり、依然として多くの児童虐待が発生しています。
- ◆こどもたちをめぐる社会環境が大きく変化する中で適切な支援を実施するためには、関係機関間での必要な情報の交換や支援内容の共有が必要です。
- ◆児童相談所に警察官を配置するとともに、児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定に基づき、児童相談所と県警との連携強化を図っています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特に、市町村におけるその予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要することもたちを支援していきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めていきます。
- ◆こどもの安全確保を最優先とし、県警との連携強化に加え、福祉・医療・保健・教育など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

(D) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進

現状と課題

- ◆育児不安を抱える保護者の支援と子育ての孤立を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいるほか、市町村において設置に努めなければならないこととされている「こども家庭センター」において妊娠期から子育てまで切れ目ない支援を行うことが求められています。
- ◆ハイリスク妊産婦に対しては、早期に必要な支援を受けられるよう、支援する関係者が情報を共有し、妊産婦に寄り添った対応が必要となります。また、虐待リスクの要因の一つとされる障害のあるこどものいる家庭に対しては、早期にアプローチし適切な支援につなげる必要があります。
- ◆行き過ぎた「しつけ」は「虐待」であるという認識を高め、違法行為である体罰による不適切な育児が行われないよう、虐待予防に関する周知・啓発の取組を一層強化する必要があります。
- ◆乳幼児健診を受診していない、保健サービスなどを利用していないこどもは虐待リスクが高い可能性があります。虐待を未然に防ぐためには、そうしたこどもの状況を早期に把握し、「要保護児童対策地域協議会」等において関係者が情報共有し、連携して速やかに対応していくことが必要です。

【関連データ】

(出典：厚生労働省・こども家庭庁「母子保健事業に係る実施状況等集計結果」)

乳幼児健診での問診結果における「子どもを虐待していると思われる」親の割合

全回答者のうち、以下の7項目のうちいずれか1つでも回答した者の割合

- ①しつけのし過ぎがあった
- ②感情的に叩いた
- ③乳幼児だけを家に残して外出した
- ④長時間食事を与えなかった
- ⑤感情的な言葉で怒鳴った
- ⑥子どもの口をふさいだ
- ⑦子どもを激しく揺さぶった

乳幼児健診	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	宮城県	全国	宮城県	全国	宮城県	全国	宮城県	全国	宮城県	全国
3・4か月児	6.1%	8.1%	-	6.8%	5.9%	6.4%	4.5%	5.3%	4.6%	5.1%
1歳6か月児	17.7%	18.9%	-	17.8%	14.4%	17.3%	14.5%	14.9%	12.3%	14.6%
3歳児	34.8%	36.8%	-	35.2%	29.4%	32.7%	27.3%	30.0%	27.9%	28.9%

※R1 都道府県別データは未公表

基本的方向性

- ◆こども家庭センターの職員や市町村母子保健担当職員向けの研修会を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図ります。
- ◆児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制を充実させるため、広域的な立場から周産期医療機関等関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。
- ◆特定妊婦や要保護児童、虐待リスクのある家庭を早期に把握し、継続した支援のため要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めていきます。
- ◆児童相談所や市町村との連携を密にし、尊いこどもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

(ハ) 児童相談所の適切な関与及び体制の強化

現状と課題

- ◆児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制強化を行っています。
- ◆児童相談所による市町村への後方支援は、児童虐待の深刻度に応じて適切に行っていく必要があることから、関係機関は十分な情報収集とアセスメントのもと、共通認識を持ってそれぞれの役割を踏まえた支援を行っていく必要があります。

基本的方向性

- ◆要保護児童対策地域協議会などのネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。
- ◆児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、家庭復帰の方向が

決まった場合には、要保護児童対策地域協議会を活用して関係する各機関への周知や、見守り体制の整備などにより、親子再統合への取組を推進していきます。

(二) 専門性向上のための取組の推進

現状と課題

- ◆虐待予防及び早期発見に向けた市町村の保健師等の専門性向上のための研修を実施していますが、虐待防止における市町村の役割が期待されており、更なる専門性の向上が必要です。
- ◆市町村の体制について、市には家庭児童相談室が設置され、相談体制は確保されていますが、町村に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が必要です。
- ◆虐待件数の増加及び複雑化に伴い、専門的な知識や技術を要するケースが増加しており、児童相談所はそれらのケースに対応していく必要があります。

基本的方向性

- ◆虐待防止についての地域における体制づくりが進んできており、その中でケースに基づいた研修などを実施し、一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。
- ◆児童相談所等は、第一次的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援をより一層強化していきます。
- ◆児童相談所が関係する法令や医療等に関する専門家を招聘しての研修会の実施や専門機関が全国規模で実施する研修に職員を派遣するなど専門性の向上に努めていきます。

(ホ) こどもの権利擁護の強化

現状と課題

- ◆児童福祉施設等で、職員等による措置児童への虐待が発生した場合には、「宮城県被措置児童等虐待対応方針」に基づき迅速に対応を行うこととしており、こどもの権利擁護の強化及び再発防止に努めています。
- ◆本県では、福祉サービス第三者評価を推進するため、第三者評価機関の認証・福祉サービス利用者や事業者に対する情報提供を行っています。
- ◆一部の児童福祉施設等ではこどもの意見を表明し、必要時に第三者が意見を代弁する仕組みが構築されていますが、その他の施設や里親家庭では、こどもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、こどもの意見を代弁する方策は未整備となっています。

基本的方向性

- ◆児童福祉施設に対し、施設内での虐待予防徹底及びこどもの権利擁護について周知徹底を図ります。

- ◆福祉サービス事業者が第三者評価を受審しやすい環境の整備に努め、受審を促進していきます。
- ◆当事者であるこどもからの意見聴取や意見を汲み取り、こどもの権利を代弁する方策等として、一時保護所や児童養護施設等における意見表明等支援事業を実施していきます。

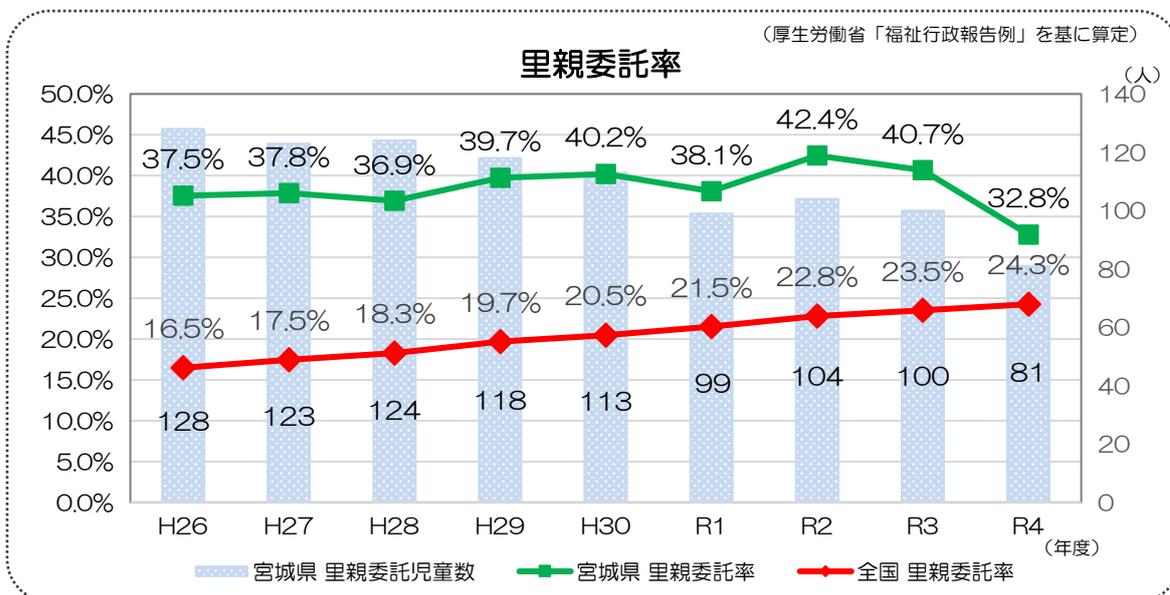
□ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

(1) 家庭養育の推進

現状と課題

- ◆様々な理由により保護を要するこどもに対応するため、児童養護施設や里親制度がありますが、虐待相談件数が増加傾向にあるなど、対応件数の増加が見込まれることから、十分な受け皿を確保する必要があります。
- ◆こどもの健やかな成長には、家庭と同様の養育環境において養育されることが大切であり、里親の下での養育が望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。
- ◆保護を要するこどもの課題が複雑化・多様化しており、里親の下での継続した養育ができるよう、里親支援体制の強化が求められています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆「宮城県社会的養育推進計画」に基づき、保護を要するこどもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう里親等への委託を推進するほか、市町村におけるこども家庭センターを中心とした相談支援体制の構築に向けた支援などの取組を推進していきます。

- ◆里親支援については、児童相談所や里親支援センター、各支援機関等が連携しながら、研修会や相互交流会などの開催により質の高い里親養育を図るほか、こどもと里親家庭のマッチングからアフターフォローまで、里親支援センターを中心とした包括的な実施体制を構築していきます。
- ◆里親の**もと**での養育の推進に加えて、児童間の相互交流を活かしつつ、家庭における養育環境と同様の養育を行うファミリーホーム事業に対しても支援を行います。

(D) 施設機能の見直し

現状と課題

- ◆児童養護施設などには、虐待を受けたこどもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしているこどものケアは、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供していくことが重要とされています。
- ◆児童養護施設に入所しているこどもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期にわたり家庭復帰が見込めないこどもがいます。これらのこどもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。
- ◆児童養護施設などの中には、老朽化している施設もあり、今後、施設整備に合わせた小規模化、地域分散化などが必要となっているほか、施設の高機能化及び機能転換についても取り組んでいく必要があります。
- ◆障害児入所施設においても、虐待を受けたこどもが一定割合入所しており、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の**もと**で支援を行う必要があります。

基本的方向性

- ◆地域小規模児童養護施設の設置や里親委託の推進により、こどもをより家庭的な環境の中で養育していきます。
- ◆児童養護施設などについては、施設整備に合わせた小規模化、地域分散化などのほか、高機能化及び多機能化、機能転換についても検討を促し、入所しているこどもへの支援の充実を図ります。
- ◆障害児入所施設については、施設のユニット化等によりケア単位の小規模化を推進し、入所しているこどもの障害特性に応じた環境の提供など、良好な家庭的環境の整備に取り組みます。

(H) 家庭支援機能の強化

現状と課題

- ◆児童家庭支援センターでは、児童福祉に関する住民等からの相談対応や助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。

- ◆児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談件数の増加に伴い、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要となっています。
- ◆県内の全市町村で要保護児童対策協議会が設置・運営されていますが、その機能及び体制強化が求められています。また、令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされています。

基本的方向性

- ◆児童家庭支援センターが、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるように、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。
- ◆DV被害者の自立を支援するために、母子生活支援施設においては、保健福祉事務所や女性相談支援センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めていきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の機能強化のほか、こども家庭センターの設置について支援していきます。

(二) 自立支援策の強化

現状と課題

- ◆児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するために、生活支援費、家賃支援費、資格取得費等の自立支援資金の貸し付けを行っているほか、支援計画作成や生活相談及び就労相談など、個々の状況に応じて必要な支援を実施しています。

基本的方向性

- ◆引き続き貸付事業や相談事業を実施し、児童養護施設等を退所した児童の自立支援に努めていくほか、自立生活をした後も切れ目のないアフターケアにつなげられるよう関係機関との連携を図っていきます。

(ホ) 人材確保のための仕組みの強化

現状と課題

- ◆福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

基本的方向性

- ◆今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っていきます。

ハ ヤングケアラーへの支援

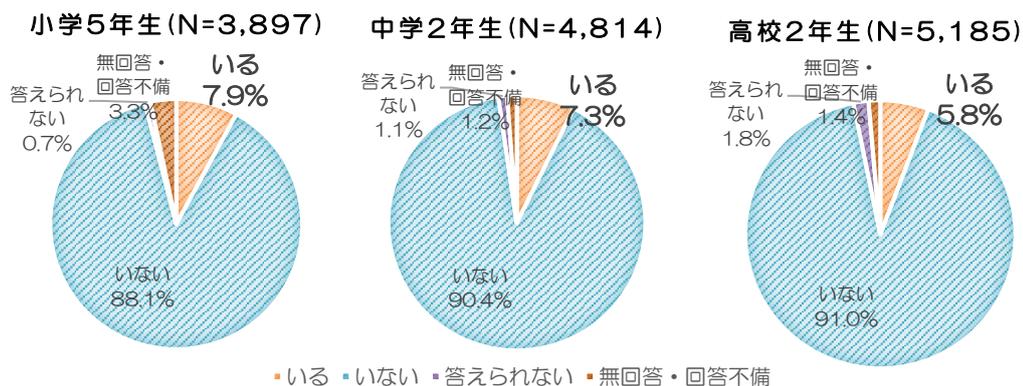
現状と課題

- ◆家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいという問題があります。

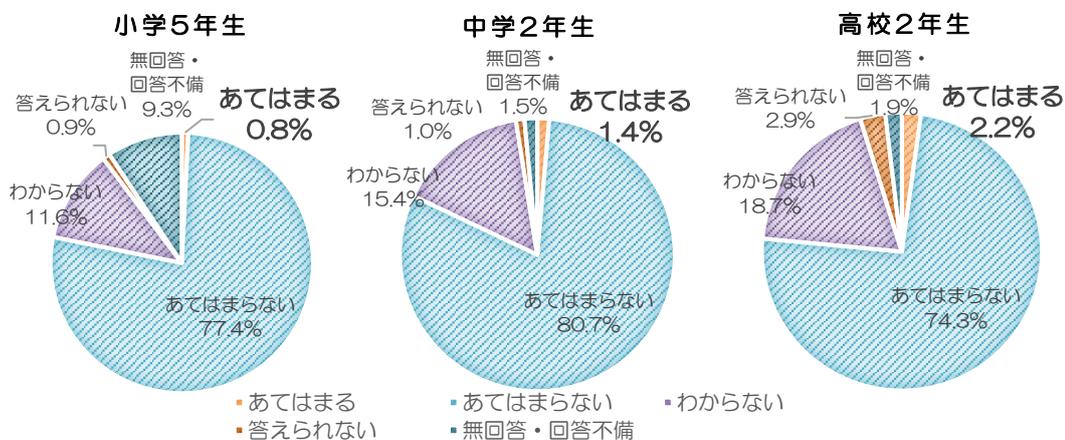
【関連データ】

(出典：宮城県「令和4年度小学生・中高生の生活実態に関するアンケート調査」)

世話をしている家族の有無



自分がヤングケアラーにあてはまると思うか



基本的方向性

- ◆県は、市町村がヤングケアラーを早期に把握できるよう支援するとともに、適切な支援に繋げるため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築していきます。

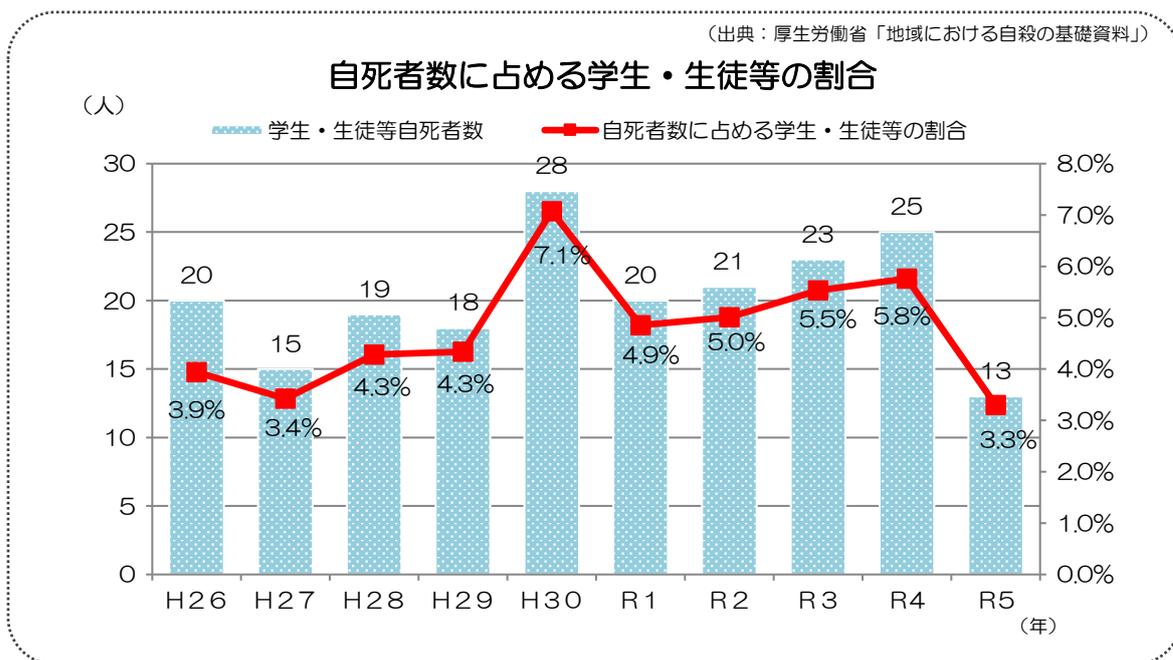
(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

イ 子ども・若者の自死対策

現状と課題

◆本県においては近年、自死が増加傾向にあり、10代から30代までの死因の第1位が自死であるなど、子ども・若者の自死対策が求められています。

【関連データ】



基本的方向性

◆子ども・若者を取り巻く関係者が広く連携し、自殺予防教育を含む切れ目のない支援を実施するほか、東日本大震災による影響を注視し、関係機関が連携し支援を実施します。

ロ 子ども・若者の安全・安心を守る取組

(イ) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

現状と課題

◆情報社会がもたらす影の部分として様々な問題が発生しており、正しく活用する力の育成により、被害を未然に防止することが必要となっています。

◆特に、スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットを通じて、子どもが犯罪や被害に巻き込まれる危険が増えています。また、インターネット上の掲示板への書き込みやメールによるいじめ等が原因で、命に関わる事件が発生するなど、ネット利

用の在り方が大きな社会問題になっています。

基本的方向性

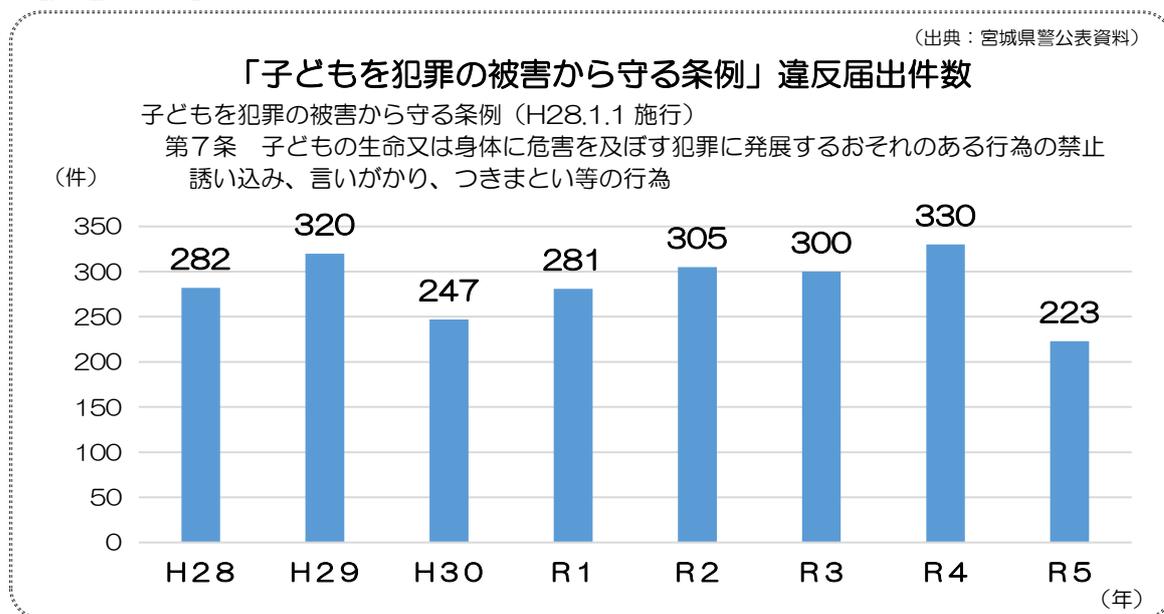
- ◆児童生徒を有害情報から守る取組として、地域・学校・家庭における情報モラル教育の一層の推進を図ることが必要であることから、教職員の指導力向上を更に推進していきます。
- ◆インターネットやスマートフォン等の利用における情報モラルの普及・啓発を行うとともに、いじめ問題の新たな温床となっている学校裏サイトの検索・監視等を実施し、児童生徒のネット被害を未然に防止していきます。

(0) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

現状と課題

- ◆性教育については、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、こどもが性と健康に関する正しい知識を得られるよう支援していく必要があります。
- ◆児童生徒の登下校中にわいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生しています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆デートDVや性被害の防止のため、学校が行うデートDVや性教育の取組を支援します。
- ◆「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施します。
- ◆こどもとその保護者等に対し、登下校時などに危険を感じた際に、保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底を図るとともに、メール配信やリーフレットの配布などにより、防犯知識の涵養を図っていきます。

(ハ) 有害環境対策

現状と課題

- ◆社会環境の変化に応じ、こどもを取り巻く犯罪や有害環境から守るための環境整備に努める必要があります。
- ◆健康に悪影響を及ぼす薬物について、その危険性や心身への影響などについて、こどもと親が正しく理解を深める必要があり、そのためには、家庭、地域及び学校の連携が不可欠であり、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

基本的方向性

- ◆青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定や立入調査の実施により、継続的な有害環境の浄化を図ります。
- ◆薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動等を実施し、行政機関、ボランティア団体等が連携しながら、地域における啓発活動を展開していきます。

(ニ) 防犯対策

現状と課題

- ◆各学校においては、学校安全計画に基づき、通学路の安全点検及び防犯訓練並びに防犯教室の開催により、児童及び生徒の安全確保や安全管理の徹底に努めるとともに、指導者を対象とした防犯教室指導者講習により職員の資質向上を図っています。
- ◆各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施していますが、防犯ボランティアの団体数は、近年、東日本大震災の影響や団員構成員の高齢化等により団体数が減少しており、この活動団体に対する効果的な支援が必要です。
- ◆安全・安心なまちづくりのためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を県民自らが持ち、主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成する必要があります。
- ◆近年、特殊詐欺等に加担して検挙される若者が後を絶たない状況となっています。また、SNS等で著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪実行者役を募集するいわゆる「闇バイト」にこどもが応募することにより、犯罪に加担してしまう危険性が高まり、大きな社会問題となっています。

基本的方向性

- ◆学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣するとともに、教職員、保護者、地域住民等が連携しながら、犯罪被害防止教室、非行防止教室、学校周辺のパトロール等の活動を展開していきます。
- ◆市町村や学校、保護者などと連携しながら、防犯ボランティア活動の活性化を促進するとともに、警察からの働きかけだけではなく防犯ボランティアが自ら独立・自走す

る「主体的な自主防犯活動の促進」を図っていきます。

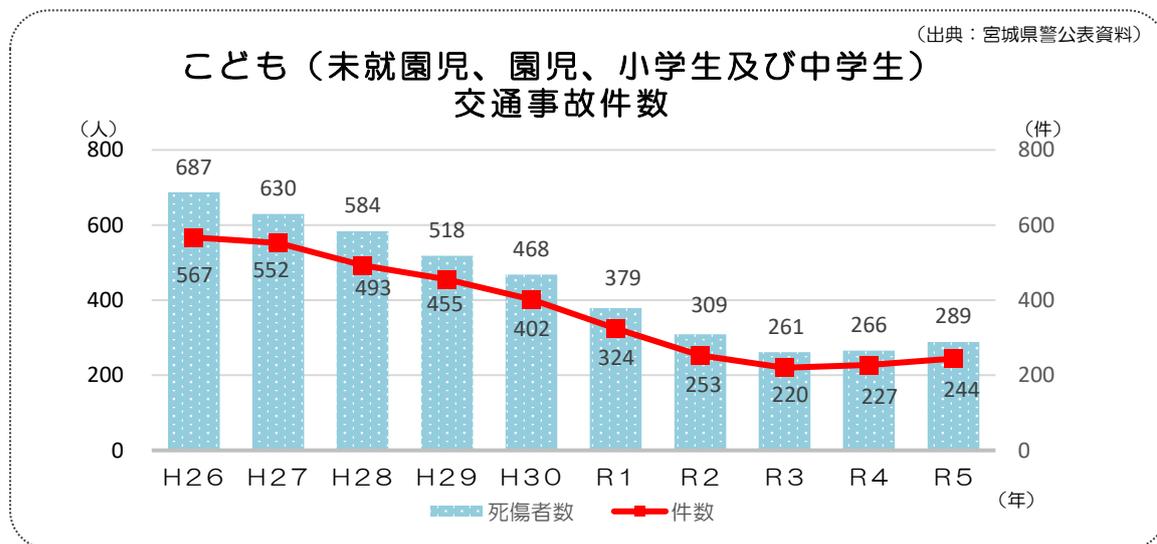
◆小、中、高等学校での非行防止教室における広報啓発や少年矯正施設での講話による立ち直り支援を推進するほか、悩みを持った子ども・若者に対する相談体制を周知させるなど、子どもが「闇バイト」等に加担しないための取組を、関係機関と連携しながら推進します。

(ホ) 交通安全対策

現状と課題

- ◆通園通学途中や保育所での園外活動（散歩）中に子どもが死傷する痛ましい交通事故が発生しています。
- ◆子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設などの点検・ハード整備のほか、子どもやその保護者に対し、交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い、また、地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わないよう見守っていく必要があります。
- ◆暴走族のグループ数は平成14年頃をピークに減少してきましたが、いまだ世代交代を繰り返し危険な暴走行為を行っており、今後も暴走族の反社会性・危険性を広く訴えていく必要があります。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆地域住民や学校、保育施設など関係機関との連携により、児童生徒の登下校や園外活動（散歩）中などの交通安全を一層推進していくとともに、エスコートゾーンや音響式歩行者誘導付加装置等のバリアフリー型交通安全施設の拡充、学校周辺におけるゾーン30（※1）又はゾーン30プラス（※2）の整備や、キッズ・ゾーンの設定、通学路等の安全確保に向けた交通環境の整備等を推進していきます。

- ※1 ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全通行の確保を目的に、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施することをいう。
- ※2 ゾーン30プラス：上記の警察による速度規制（ゾーン30）と道路管理者による物理的デバイス（ハンプ、狭さく等）を適切に組み合わせ、区域内の更なる速度抑制や、抜け道として通行する行為の抑制を図ることをいう。
- ◆発達段階に応じた交通安全教室の開催や交通安全ポスター・作文コンクールの実施等を通じて、こどもが自ら交通安全について考え学ぶ機会を設けるなど、交通ルール・マナーの普及・啓発を図っていきます。
- ◆自転車の安全利用の促進や道路の正しい横断の励行、チャイルドシート着用の徹底など、各種交通安全運動を引き続き展開するほか、交通安全指導員の一層の資質向上を図っていきます。
- ◆暴走族を根絶するため、取り締まりを強化するほか、広報活動及び暴走族加入阻止の取組を推進していきます。

(A) 防災対策等

現状と課題

- ◆石巻市立大川小学校の事故に関する最高裁決定を受けて設置した「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の提言を踏まえ、いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制の構築が必要です。
- ◆避難路沿道のブロック塀等は、地震で倒壊した場合に、こども等の歩行者を巻き込んで重大な事故に繋がる可能性があり、避難路沿道の危険性の高いブロック塀等の改善を加速させる必要があります。

基本的方向性

- ◆地域と連携した学校防災体制構築のための専門的助言や学校と地域が連携するためのネットワーク会議の開催などにより、県内の学校が、いかなる災害からも児童生徒等の命を確実に守れる地域ぐるみの学校防災体制が構築されるよう支援します。
- ◆学校安全教育指導者への研修等により教職員の資質向上を図るとともに、スクールガードの養成講習を実施し、学校や周辺を見守りする地域の学校安全ボランティアを養成し、児童生徒の安全を確保していきます。
- ◆市町村が地域防災計画、耐震改修促進計画等で定める避難路沿道の危険性の高いブロック塀等について所有者が除却する場合に、市町村が行う助成制度に上乗せして補助を行い、地震時等における通学路等の安全確保を図ります。

(8) 東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援

イ 震災の影響を受けたこども・若者が希望する進路選択を実現するための支援

現状と課題

- ◆学業の不振や、個々の児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況となる要因は様々ですが、被災による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を失ったことによる精神的なものなど、震災の影響は幅広く見られます。
- ◆親を亡くしたこどもたちや、家計が急変した世帯のこどもたちが平等に教育を受け、希望する進路選択ができるよう、長期的な経済的支援が必要です。
- ◆震災により孤児となったこどもの多くは親族に里親委託され、その多くが自立していますが、なお継続的な支援が必要です。

基本的方向性

- ◆市町村が設置・運営する教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス等）の運営支援を行い、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるこどもの複合的なサポートを通じ、学校復帰や社会的自立に向けた支援を促進します。
- ◆親を亡くしたこどもたちが、安定した生活を送り、将来への希望を持って成長していけるよう、長期的に就学支援金・奨学金を支給します。
- ◆里親支援センターにおいて、里親制度の普及啓発、児童の里親委託促進、里親の確保などの支援を行うほか、震災の影響により里親委託となった児童を養育する里親等の養育負担軽減を図るため、交流会や研修会等を開催し、養育支援を行います。

ロ 震災の影響を受けたこども・若者の心のケアの充実

現状と課題

- ◆東日本大震災により被災したこどもだけでなく、震災後の不安定な環境の下で幼児期を過ごしたこどもに対する心のケアの必要性が継続していることから、相談体制の充実のほか、ストレスの軽減や困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっています。
- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にあるこどもたちの中には、震災の影響が要因として考えられるケースも未だにあり、また、震災の影響が考えられる問題行動が増加しているなど、不安を抱えたこどもたちに対する学校での相談体制の充実のほか、成長に応じて寄り添った多様な支援が必要となっています。
- ◆震災当時から、こどもたちを見守ってきた学校や幼稚園、保育園等においては、その精神的負担の大きさから、教育者や保育者への心のケアが必要となっています。

基本的方向性

- ◆被災したこどもやその保護者に対しては、市町村、学校、精神科医療機関等関係機関と連携しながら、医療的な支援も含めた心のケアに関する幅広い支援を実施していきます。
- ◆震災の影響をうけた児童生徒の心の問題は、複雑化・多様化しており、学校だけでは対応が困難なケースもあるため、学校・家庭・関係機関が連携したネットワークを構築し相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする児童生徒が在席する学校には「心のケア支援員」を配置するなど、児童生徒・保護者に寄り添った支援を行います。
- ◆震災後、被災したこどもやその保護者等に対しては、県・市町村・学校等関係機関と連携しながら、医療的ケアを含めた心のケアに関する幅広い支援を実施してきましたが、震災から時間がたってから、心の問題が表面化することもや保護者が多く、中長期的な取組が必要なため、継続的にこどもや保護者、支援員等の相談に応じるとともに、心のケアに関する支援を実施していきます。

2 ライフステージ別の重要事項

ライフステージ別の事項として、こどものライフステージを「誕生前から幼児期」、「学童期・思春期」及び「青年期」に大別しました。

それぞれのライフステージの特性を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

(i) 知識の普及、相談体制の強化

現状と課題

- ◆妊娠・出産・子育てに関する知識不足や経験不足が、出産への不安や育てにくさにつながることもあるため、妊婦健診による健康管理とともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得ることが必要です。
- ◆市町村が実施する乳幼児健診では、発達や疾病、母子関係や家庭環境に関する相談が多く、育児の負担感や育児不安を抱える保護者への、継続した支援が求められています。
- ◆不妊や不育に悩む夫婦等に対して必要な情報を適切に提供するとともに、治療などへの不安に対する相談体制を充実させていく必要があります。
- ◆また、不妊治療を行った場合の効果も年齢とともに低下することから、検査や治療を早めに受けることが重要です。

基本的方向性

- ◆妊娠前から、妊娠・出産・**子育て**に関する正しい知識や産後のメンタルヘルスケアの重要性について、知ることのできる機会を持てるような仕組みづくりを推進していきます。
- ◆市町村の乳幼児健診などを通じて把握された継続支援を必要とする乳幼児**等**に対して専門相談の機会を提供し、市町村や関係機関と連携した支援を行います。
- ◆不妊や不育に関する専門的な相談について、専門の医療機関と連携し対応できる体制の充実を図ります。
- ◆不妊検査及び不妊治療に要する費用の助成を行い、早期の受検と治療を促し、経済的な負担を軽減します。

(ii) 周産期医療体制の確保

現状と課題

- ◆宮城県の出生数、出生率は減少傾向にあります。ハイリスク妊婦や低出生体重児などへの対応が必要であり、周産期医療や母子保健対策の重要性が増しています。

基本的方向性

- ◆周産期母子医療センターを拠点として地域の周産期医療機関との連携強化を図るとともに、安心してこどもを産み育てることのできる体制の充実を図るため、周産期医療従事者の確保・育成に努めるほか、周産期医療従事者に必要とされる基本的知識に加え、より高度な技術を習得するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- ◆母体の円滑な受入を行うため、周産期救急搬送コーディネーターによる搬送調整など、周産期母子医療センターを中心とする周産期救急体制の確保を図ります。

(ハ) 産前産後の支援充実・体制強化

現状と課題

- ◆核家族化の進行や、地域社会のつながりの希薄化などの社会状況の変化から、こどもの保護者が子育てに対する不安や孤立感を感じています。特に、多胎妊婦や多胎家庭は、外出が難しいなどの問題から育児に困難を抱えています。
- ◆市町村においては、妊娠届を受理する際、面接により妊婦への相談に対応していますが、妊婦健診未受診者への対応が課題のひとつとなっており、できるだけ早期の把握と支援が必要とされています。
- ◆出産後の母親は、身体的、精神的に不安定になり、育児不安を抱えやすいことから、細やかな支援が必要です。新生児訪問での支援や産後ケア事業などの実施により、妊産婦のメンタルヘルスケアの充実を図ることが必要です。
- ◆ハイリスク妊産婦に対しては、早期に必要な支援を受けられるよう、支援する関係者が情報を共有し、妊産婦に寄り添った対応が必要となります。

基本的方向性

- ◆令和4年の児童福祉法改正により、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされたことから、設置に向けた取組などを通じて、妊産婦や乳幼児等への切れ目ない支援を提供する体制充実を図ります。
- ◆市町村が実施する妊産婦への相談支援、児家庭訪問や乳幼児健診などのあらゆる機会において、不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。また、多胎妊婦や多胎家庭の育児等の負担軽減が図られるよう、市町村が実施する産前・産後サポート事業を支援します。
- ◆保健所や関係機関と連携しながら、県全域及び各圏域において、母子保健支援関係者等を対象とした研修等を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図るとともに、各圏域における妊産婦や乳幼児等への支援体制を強化します。
- ◆産後うつの予防や早期発見のため、助産師、保健師等によるエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング及び家族状況のリスク評価ができるよう、人材育成や環境整備に取り組みます。また、カンファレンス等を通じて関係者が情報を共有し検討を行い、必要な支援を行います。

- ◆出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、産後ケア事業を実施する市町村や事業所等の支援を行います。

□ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(イ) 経済的支援等による子育て環境の整備

現状と課題

- ◆少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担が**挙げ**られますが、我が国の雇用を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあるほか、ひとり親家庭の割合が増加しており、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。

基本的方向性

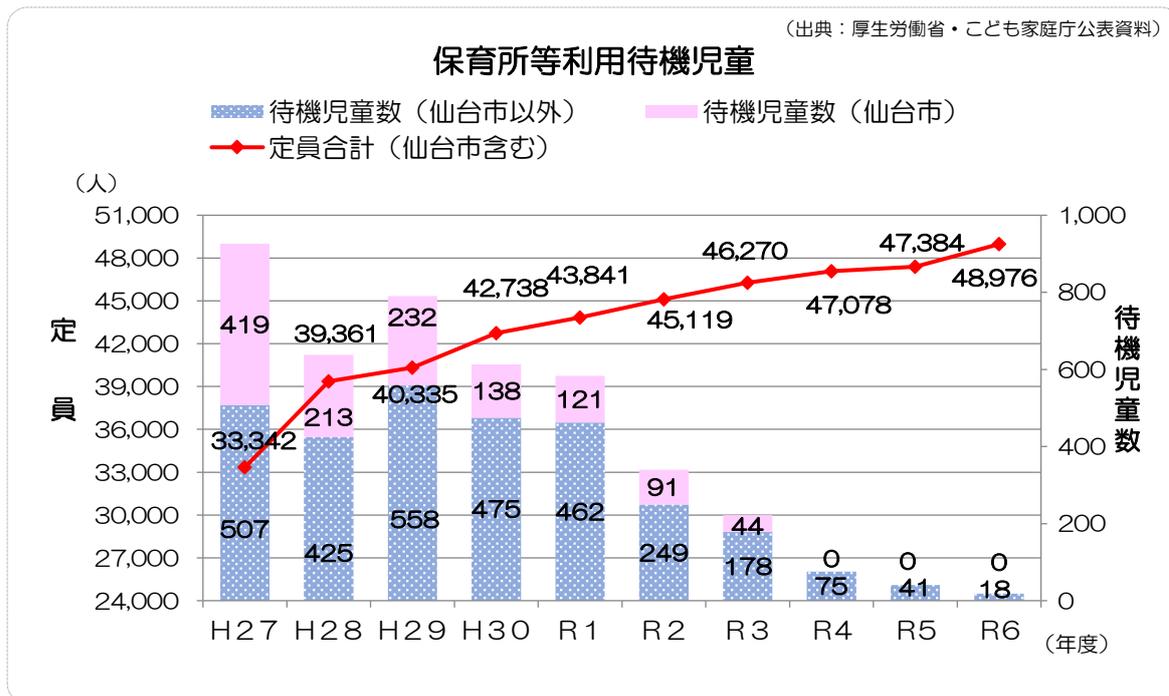
- ◆家庭の経済的理由により、こどもを産み育てたいという希望を断念したり、学習意欲のあるこどもの進学や修学が困難とな**ったりす**ることがないように、経済的環境に左右されない生育環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

(ロ) 待機児童の解消

現状と課題

- ◆保育の受け皿拡大や就学前人口の減少に伴い、待機児童数は年々減少していますが、女性就業率の上昇等を要因に保育ニーズは引き続き高い状況にあるため、未だ待機児童の解消には至っていません。また、年齢別では3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。
- ◆女性の社会進出や経済的理由などから、こどもが生まれた後も働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。
- ◆一方で、都市部を除く地域の一部では、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図っていきます。
- ◆待機児童が解消していない地域における受け皿の確保の継続や、少子化による定員充足率の低下がみられる地域の再編、働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、地域のニーズに応じた対応を図るため、入所受入児童数の適正化を図っていきます。

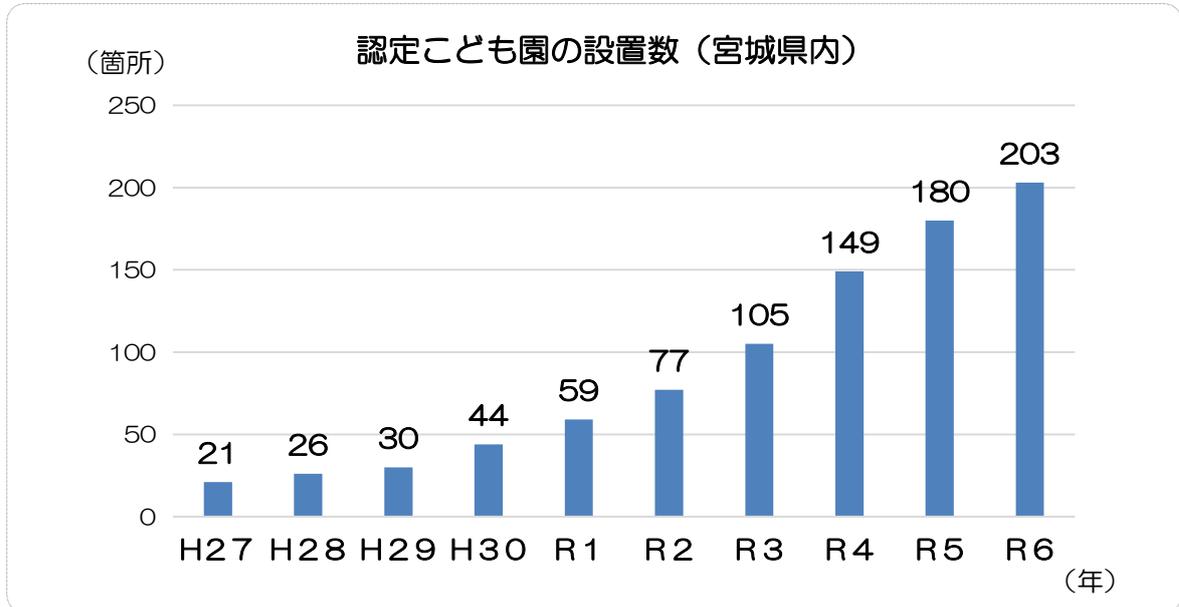
(ハ) 幼児教育・保育の質の向上、多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

- ◆幼児期の教育環境が変化する中で、公立・私立、幼稚園・保育所・認定子ども園という垣根を越えて、県・市町村、教育・福祉が連携しながら幼児期の学校教育を推進していく必要があります。
- ◆認定子ども園の数は年々増加傾向にあり、設置数が全国でも中位となり、我が県において概ね浸透している状況にあります。
- ◆就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所等における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などでの一時預かり、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による病児保育、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な医療的ケア児の受入れなど、多様なニーズに対応する必要があります。
- ◆放課後児童健全育成事業は、利用対象が拡大されましたが、利用児童数の増加に伴う

待機児童や地域による利用者の偏り、開所施設の設備、開所時間、質の向上が課題となっています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。
- ◆幼稚園教育に関する内容、運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を通じ、幼稚園教育の充実を図っていきます。
- ◆幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる認定こども園の普及が概ね図られたことから、今後は地域の保育需要や、医療的ケア児の受入れ等、多様なニーズに応じた保育施設の適正化を図っていきます。
- ◆県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施すること子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

(二) 幼児教育と小学校教育との連携・接続

現状と課題

- ◆幼児教育は乳幼児の多くが在籍する幼稚園、保育所、認定こども園等の教育現場だけではなく、家庭、地域社会においても幅広く行われています。
- ◆発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園、保育所、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るために、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が一体となり、密接に連携・協力していく必要があります。
- ◆幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校がそれぞれの校種で重視すべき教育及び保

育の内容を確認しながら、より実効性のある交流、連携、接続を図っていく必要があります。

基本的方向性

- ◆地域社会、教育現場、行政それぞれの関係者で構成する組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、連携を図っていきます。
- ◆幼稚園、保育所、認定こども園等における「遊びを通じた学び」が小学校の「各教科等における学習」に円滑に接続されるよう、接続期カリキュラムの編成や実践等を支援します。
- ◆幼児教育の質の向上や課題解決に向けて、保健福祉部門と教育部門が連携・協力し、取組を進める体制づくりを推進していきます。

(ホ) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上

現状と課題

- ◆増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育所等の整備だけでなく、保育士人材の育成・確保が大変重要です。
- ◆こどもを取り巻く環境が大きく変化し、ニーズが多様化する中、こどもの健やかな成長のためには、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

基本的方向性

- ◆保育士等の処遇改善や職員配置基準の改正など、労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めていきます。
- ◆保育士等に対し、キャリアアップ研修など段階に応じた研修を実施していくとともに、こどもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施していきます。
- ◆幼保連携型認定こども園への移行が進行しているため、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間内の取得を促進していきます。
- ◆小規模保育等で保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる子育て支援員の資格取得を促進し、質の向上を図っていきます。また、放課後児童クラブ支援員の認定資格研修を、計画的に実施していきます。

(2) 学童期・思春期

イ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

(イ) 健やかな体の育成

現状と課題

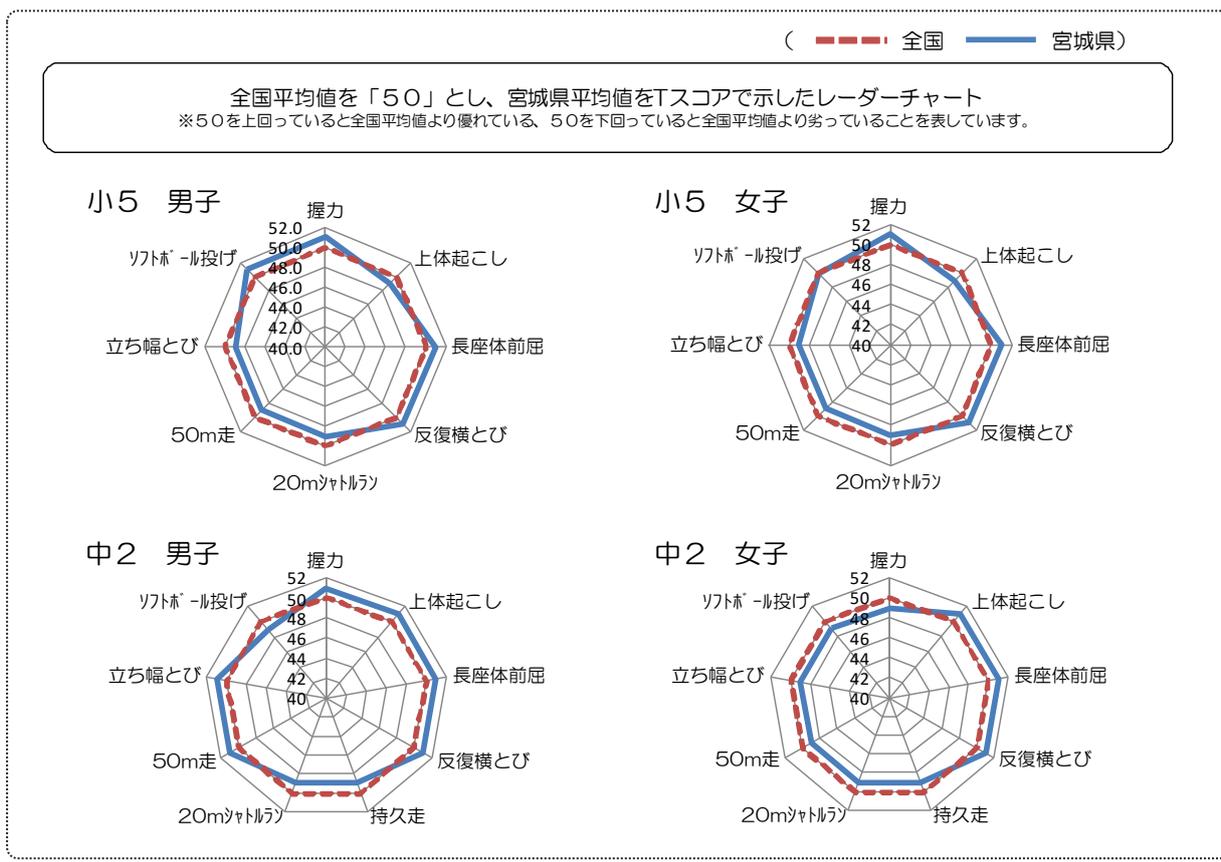
- ◆児童生徒の体力・運動能力は向上傾向にあるものの、全国の伸びに追いついていない現状が続いています。体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、こうした状況は大変憂慮すべきことです。
- ◆学校における、体育科・保健体育科の授業をはじめとする学校教育全体の中での体力向上に向けた取組のほか、児童生徒が積極的に身体を動かす意識が持てるよう、家庭と連携して身体を動かす機会を創出していく必要があります。
- ◆多様化する児童生徒の運動やスポーツに対する興味関心に対応するためには、学校と地域が協働・融合した形での運動・スポーツ環境の充実を推進していく必要があります。
- ◆本県では、肥満傾向児の割合が高いことや、こどものむし歯有病者率が全国と比較して高い状況が続いていることから、生活習慣や歯と口腔の健康づくりについて、こどもと保護者の理解や関心を深め、実践につながるような積極的な働きかけを行っていく必要があります。
- ◆健康に悪影響を及ぼす薬物について、その危険性や心身への影響などについて、こどもと親が正しく理解を深める必要があり、そのためには、家庭、地域及び学校の連携が不可欠であり、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

【関連データ】

子どもの体力・運動能力の状況 (令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)

学年	区分	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
小学校 5年男子	宮城県	16.35	18.62	34.32	40.95	*	45.66	9.58	148.30	21.12
	全国	16.13	19.00	33.98	40.6	*	46.92	9.48	151.13	20.52
小学校 5年女子	宮城県	16.37	17.57	38.62	39.12	*	35.40	9.79	140.95	13.34
	全国	16.01	18.05	38.45	38.73	*	36.80	9.71	144.29	13.22
中学校 2年男子	宮城県	29.45	26.29	45.89	51.98	420.20	76.60	7.99	198.25	20.13
	全国	29.02	25.82	44.16	51.22	409.02	78.07	8.01	197.02	20.4
中学校 2年女子	宮城県	23.13	21.69	47.12	45.71	315.54	48.39	9.02	164.56	11.76
	全国	23.15	21.62	46.27	45.65	306.26	50.70	8.95	166.34	12.43

(次頁に続く。)



基本的方向性

- ◆国や関係機関の主催する研修への教職員の派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じて、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の資質向上に努め、学校体育の充実とともに、県内学校への指導力向上の普及を図っていきます。
- ◆小学校体育主任等を対象とした研修等の実施により、児童生徒の体力・運動能力の現状や向上策への理解・周知を徹底し、児童生徒の体力・運動能力向上に向けた教職員の意識の高揚を図っていきます。
- ◆学校、家庭、地域、**事業者**等と連携し、児童生徒に健康三原則（運動・睡眠・食事）の大切さの理解を図るとともに、1日60分の運動習慣の確立と身体を動かす遊びやスポーツに親しむ機会の創出を図っていきます。
- ◆歯と口腔の健康づくりについては、学校関係者等への研修会を行うなど関係機関と連携しながら効果的な歯科保健対策に取り組んでいきます。
- ◆小・中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室の開催の推進を引き続き実施し、問題意識を高めるための働きかけを行います。

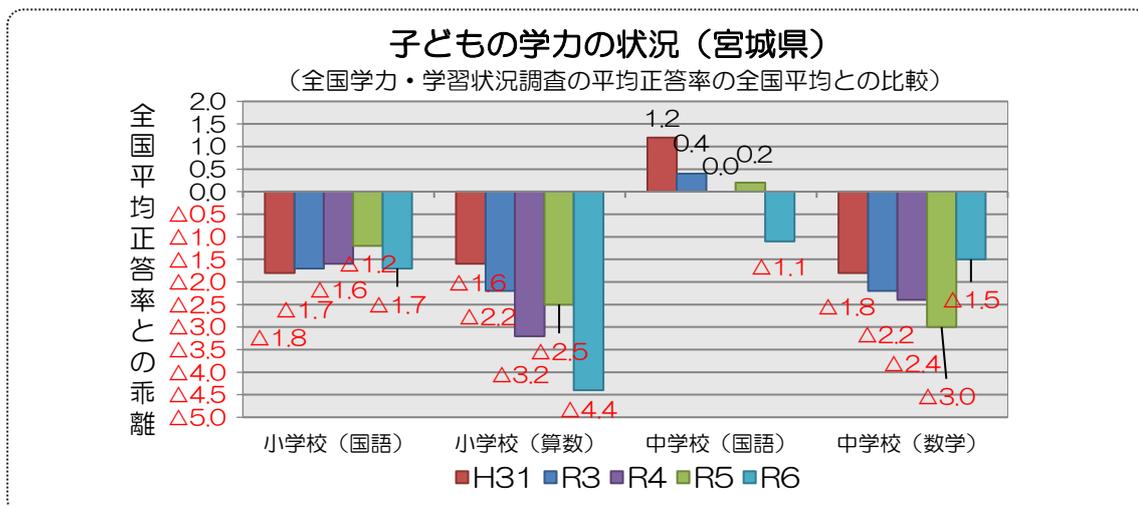
(D) 確かな学力の向上

現状と課題

- ◆児童生徒の学力向上には、指導方法、教材等の工夫による児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上、家庭での学習習慣の定着が必要です。
- ◆急速に進むデジタル社会の中で、こどもが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学

び、考え、行動できる力を育成することが求められています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆授業力向上のための講座や実践研究、校内研修の充実等を通じて、教育内容及び方法の改善充実に取り組み、教員の指導力の向上とともに、児童生徒の志の育成による学習意欲の向上を図っていきます。
- ◆1人1台端末等の効果的な活用による教育を推進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

(ハ) 信頼される学校づくり

現状と課題

- ◆各学校では、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられているほか、学校関係者評価は実施と公表が努力義務とされており、学校運営協議会、学校評議員等の意見を取り入れた評価が必要とされています。
- ◆学校評価をより実質的な効果の上がるPDCAサイクルとするとともに、学校運営協議会や学校評議員の活用が重要となっています。
- ◆多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子どもたちの学びを一層豊かなものとするため、教職員の働き方改革を進め本来の職務に専念できるようにすることが必要です。
- ◆指導力不足等教員に対しては、学校長及び市町村教育委員会教育長の的確な理解のもと、資質能力の向上を図る必要があるとともに、事前の適正な評価と指導などにより、指導力不足等教員を生み出さないようにすることが必要です。
- ◆石巻市立大川小学校の事故に関する最高裁決定を受けて設置した「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の提言を踏まえ、いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制の構築が必要です。

基本的方向性

- ◆各学校が自らの教育活動、学校運営等について、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校における PDCA サイクルを定着させ学校の教育水準の向上を図っていきます。
- ◆適切な学校評価の実施のため、教職員及び外部評価者に対する研修を実施するとともに、学校運営協議会や学校評議員の活動に対し支援していきます。
- ◆学校業務の精選と見直しのほか、専門スタッフの配置や外部人材・デジタル技術の活用による負担軽減等の教職員の働き方改革を推進するとともに、心身のケアを計画的に行い、健康管理対策の充実を図ります。
- ◆指導力不足等教員に対する長期特別研修を引き続き実施し、資質能力の向上を図るほか、指導に不安や悩みを抱える教員に対する課題解消の支援を行い、児童生徒が安心して豊かに学習できる環境の確保に努めます。
- ◆学校安全教育指導者への研修等により教職員の資質向上を図るとともに、スクールガードの養成講習を実施し、学校や周辺を見守りする地域の学校安全ボランティアを養成し、児童生徒等の安全を確保していきます。
- ◆地域と連携した学校防災体制構築のための専門的助言や学校と地域が連携するためのネットワーク会議の開催などにより、県内の学校が、いかなる災害からも児童生徒等の命を確実に守れる地域ぐるみの学校防災体制が構築されるよう支援します。

(二) 学校を核とした地域づくりの推進

現状と課題

- ◆地域住民同士の交流機会の減少による地域コミュニティの機能低下や地域人材の高齢化が進んでいます。地域のつながりや人間関係が希薄化しており、ネットワークの再構築が必要な状況にあります。

基本的方向性

- ◆幅広い世代の参画による活動や多様な体験活動の機会を創出するとともに、家庭・地域・学校の相互連携・協働により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

□ インクルーシブ教育システムの推進、特別支援教育の充実

(イ) 共に学ぶ教育の推進

現状と課題

- ◆障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者がいる一方で、特別支援学校で学ばせたいという保護者もあり、学校教育に対するニーズが多様化しています。また、特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、

早期からの教育相談・支援、就学支援の充実を図ることが求められています。

- ◆通常の学級における発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び自閉症など）の児童生徒のための教育的支援の必要性が高まっています。
- ◆発達障害を含む**特別な配慮や支援を必要とする**幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学・親の会・NPO等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要です。

基本的方向性

- ◆本人や保護者の希望を尊重し、こどもが地域の小・中学校で共に学ぶことができる教育環境の整備を目指し、特別支援学校に在籍する小・中学部の児童生徒が居住する地域の小・中学校で交流及び共同学習ができる環境づくりを更に進めていきます。
- ◆発達障害の特性を有する児童生徒が通常の学級の中で主体的に学習に取り組めるよう、学校において認知特性等に配慮した授業を提供し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。
- ◆各市町村における連携協議会等を通じて、教育・医療・保健等関係機関と連携した支援体制を構築し、**特別な配慮や支援を必要とする**こどもを地域全体で育てる環境づくりを進めていきます。

(D) 教職員の専門性や資質の向上策への支援及び協力

現状と課題

- ◆特別支援学校が、関係機関との連携・協力の体制整備や校内支援体制の充実を図るためには、ミドルリーダーの育成と特別支援教育コーディネーターの養成がますます重要になっています。
- ◆教職員の専門性を向上させるため、福祉に関する研修会や幼・小・中・高にわたる特別支援教育への理解、推進を図る研修会への参加を促進するなど、教育と福祉の一層の連携を図る必要があります。

基本的方向性

- ◆各種研修の充実や研修対象者の拡充等により、ミドルリーダーの育成やコーディネーターの養成、教職員の資質の向上を図り、**特別な配慮や支援を必要とする**幼児児童生徒に対する校内における支援体制を図っていきます。
- ◆免許法認定講習を引き続き実施するとともに、実態調査による教職員のニーズを踏まえた免許状の取得等に向けた機会を大学など関係機関と連携・協力しながら引き続き提供し、教職員の特別支援教育に関する専門性等の向上を図っていきます。

(H) **特別な配慮や支援を必要とする**児童生徒への教育的支援及び保護者などへの相談支援

現状と課題

- ◆ **特別な配慮や支援を必要とする**こども及びその家族に寄り添いながら、地域での自立した生活に向けた多様なニーズへの対応が求められています。
- ◆ 障害の重度化及び重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加しており、学校内における医療的ケアの実施体制の充実や環境の整備が必要です。

基本的方向性

- ◆ **特別な配慮や支援を必要とする**こどもや保護者が地域で適切な相談・支援が受けられるよう、教育と福祉の連携や関係機関とのネットワークの構築を通じて、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ◆ 医療的ケアを実施する特別支援学校に、引き続き看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導を踏まえながら、教職員が看護師と連携し、経管栄養等の医療的ケアを実施する体制を整備し、児童生徒の学習環境を確保していきます。

八 居場所づくり

(イ) 多様な居場所づくりの推進

現状と課題

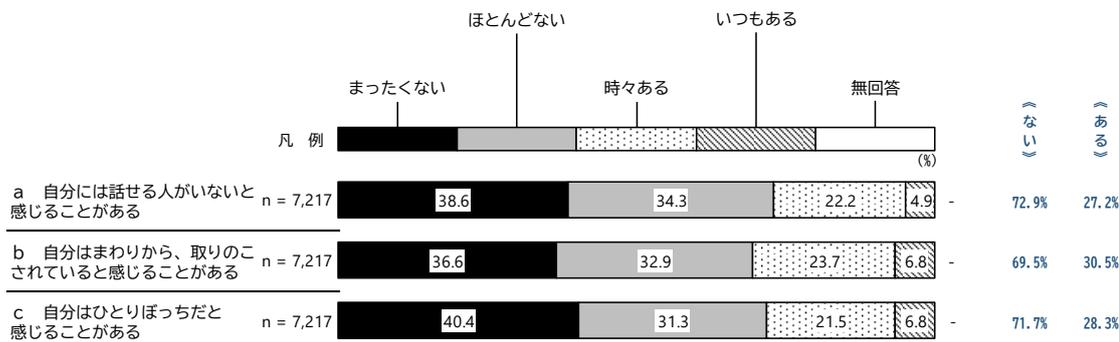
- ◆ 東日本大震災の復旧・復興に伴い、集団移転や人口減少による学校の統廃合など、こどもや地域を取り巻く環境は大きく変化しました。また、核家族化やひとり親家庭の増加、人間関係の希薄化などにより、こども・若者自身の孤独感が高まっていると言われています。県が実施した中学2年生向けアンケート調査においても、孤独感が国の調査よりやや高く、地域における居場所の利用ニーズも高まっている結果となりました。

【関連データ】

(出典：宮城県「令和6年度こどもアンケート調査」)

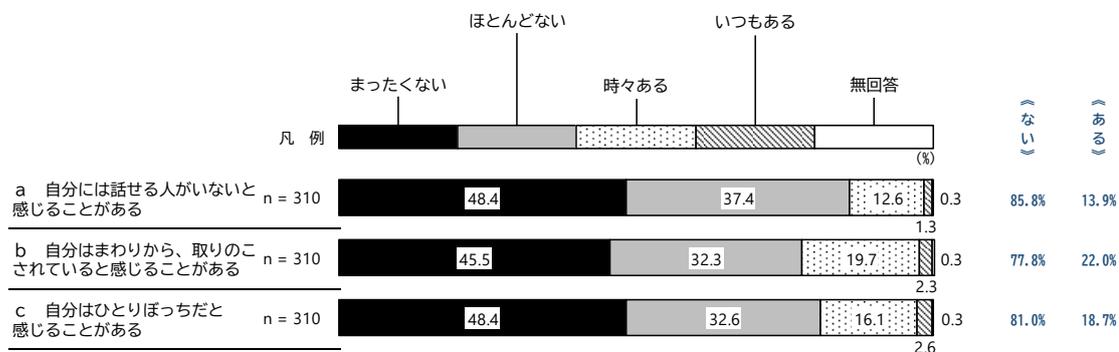
孤独感に関するアンケート調査結果

【令和6年度県調査】



【令和4年度国調査】

令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」(※13歳の結果を抜粋)



基本的方向性

- ◆幅広い地域住民の参画を得ながら、放課後や休日にこどもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや学習や多様な体験、世代を超えた交流活動ができる体制づくりを進めていきます。

(D) 放課後児童クラブ、児童館・児童センター等の整備

現状と課題

- ◆放課後児童クラブは、保護者の就労と子育ての両立につなげるため、定員の確保が進められていますが、待機児童の解消には至っていません。また、対象年齢が幅広いため、利用ニーズも多様化しており、こどもの発達に即した育成・支援が必要であり、学童保育に従事する職員の資質の向上が求められています。
- ◆児童館、児童センター等は、地域の中におけるこどもの健全育成のほか、保護者同士の繋がりを深め、子育てに対する悩みや不安を解消して親として育つために、重要な役割を果たしています。また、従事する職員は、専門的知識の習得のほか、子育てに関する相談対応や福祉的な課題のあるこどもへの配慮など、幅広い役割が求められています。
- ◆小学校の放課後児童の安全・安心な活動拠点の確保とともに、活動を支援する人材の確保、資質の向上が必要となっています。

基本的方向性

- ◆市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室を計画的に整備するとともに、一体的な取組が進められるよう、市町村に対して情報提供するとともに必要な支援を行い、連携して環境づくりに努めます。また、教育・福祉部局の具体的な連携方策、両部局の実施方針、地域の実情に応じた研修の実施方法及び特別な配慮を要する児童への対応方策等について検討し、放課後対策の総合的な在り方を協議していきます。
- ◆児童館、児童センター等の大きな役割である、「遊びの拠点」と安心・安全な「居場所」を通じたこどもの健全育成を確保するため、児童館等の相互の連携や児童健全育成活動の普及を支援していきます。
- ◆市町村と連携しながら、こどもが安全に安心して活動できる放課後子供教室を実施していきます。また、それに関わる指導者に対して安全管理の方策やこどもへの接し方、活動プログラムの企画等の研修を実施し、資質の向上を図っていきます。
- ◆「放課後児童支援員認定資格研修」を実施し、支援員の認定を通じた人材の確保・育成を図るとともに、放課後児童クラブ及び児童館職員としての資質の向上を図るため、実務研修等を実施し、児童健全育成の推進に必要な知識と技能を習得する機会を提供します。

二 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

(1) 小児医療の充実と医療的ケアが必要なこどもの療育支援体制の整備

現状と課題

- ◆小児初期救急医療は、在宅当番医制や休日夜間急患センターなどで休日及び夜間の対応をしていますが、仙台圏域以外では十分な体制をとれない地域もあり、小児初期救急医療体制の整備が課題となっています。
- ◆医療的ケア児の家族や介護者の負担軽減のため「レスパイト」や「短期入所（ショートステイ）」といったサービスの充実が求められています。
- ◆集団生活に支障をきたし、精神医学的な関わりが必要なこどもに対して、子ども総合センターにおいて医療・教育・福祉的側面からの専門的ケアを行っていますが、それぞれのこどもが適切な医療を受けることができるようにする必要があります。

基本的方向性

- ◆二次医療圏を中心に平日夜間・休日の小児救急医療体制を整備するとともに、保護者等に対して、初期救急時の対応に関する情報を提供し、不安軽減を図るなど救急医療機関への適切な受診の啓発に努めます。
- ◆医療的ケア児に対応できる医療従事者を育成・支援するとともに、福祉や介護に携わる職員や教職員がたんの吸引等を行うための研修を実施し、医療的ケア児の診療や障害福祉サービスの利用、学校における支援体制の整備を促進します。併せて、家族の負担軽減を図るため、レスパイト等医療的ケア児を受け入れる障害福祉サービスの拡

充に努めます。

- ◆子ども総合センターでは、それぞれのこどもの特性などに応じた適切な医療への接続を図ります。

(D) 思春期の健康教育の充実

現状と課題

- ◆インターネットや SNS などを通じた性情報が氾濫する中、思春期のこどもの性行動が、性感染症や望まない妊娠につながるリスクが高まっている現状があり、望まない妊娠をした場合、妊婦健診を受診しないなどの理由から、妊婦の健康と胎児への影響が危惧されます。
- ◆性教育については、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、こどもが性と健康に関する正しい知識を得られるよう支援していく必要があります。
- ◆心身ともに成長が著しく、人格形成に重要な時期である思春期においては、多様かつ特有の悩みを抱え、過度なダイエットや偏食などの健康問題につながることもあることから、この時期のこどもが抱える様々な心の問題を大人が理解し、適切に対応する必要があります。

基本的方向性

- ◆児童生徒が妊娠・出産・育児に関する正しい知識について理解を深められるよう、学校における適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- ◆教職員、保健福祉関係者、助産師等の性教育指導者による普及・啓発を進めていくとともに、児童生徒が抱える多種多様な悩みに対応するための研修を実施します。

ホ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

(イ) こども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進

現状と課題

- ◆小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度を育む必要があります。また、「志教育」につながる「就学前の幼児期の教育・保育の理念」として、宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」の必要性和重要性を普及啓発しています。
- ◆近年、新規高等学校卒業者の就職率が高くなる一方で、就職から3年以内に離職する割合が依然として高く、定着率の引き上げが課題となっています。
- ◆こどもが社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てる必要があります。

基本的方向性

- ◆児童生徒が自分自身のよさや適性への理解を進め、社会における役割を主体的に考え

る過程において、夢や目標を持ちながら人間としての在り方・生き方を探求していくことを支援します。

- ◆高校生に対して、将来、自分が社会でどのように生きていくべきかを考える機会を提供するとともに、納得できる進路を実現するためのセミナーやインターンシップなどを通じ、職業に対する志を育成し、就職先への定着率の向上を図ります。

(D) 社会生活を送るために必要な情報提供

現状と課題

- ◆こどもが社会の一員として尊重され、当事者としてのこどもの意見が適切に反映される社会づくりが必要です。また、全てのこどもが持つ「権利」をこども自身が意識し、その大切さをこどもだけではなく、親や学校などのこどもと関わる関係者がしっかりと認識するとともに、権利を侵害されたこどもに対する効果的なケアや、問題を抱える家族等に対する支援が必要となっています。
- ◆こども・若者が安易に商品・サービスを購入でき、利便性が増す一方、リスクが多様化しているデジタル化の進展に対して、安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、気づく（批判的思考）・断る・相談する・働きかける「消費者力」を育成・強化する必要があります。
- ◆現代の若者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、乳幼児と触れ合う経験も乏しく、親になる意識が低い状況にあります。

基本的方向性

- ◆主権者教育に関し、こどもも「社会の一員」としての人権や自由が尊重される社会の実現を目指し、こどもたち自身が社会への参画意識を高めるとともに、社会における責任感の醸成を図るとともに、権利を侵害されたこどもに対する効果的なケアや、問題を抱える家族等に対する支援も行います。
- ◆消費者教育については、幼児・児童生徒・学生といった各段階において、消費者力の向上と消費者教育の指導力の向上に取り組むとともに、様々な手法を用いた啓発等に取り組めます。また、関係機関との連携により、金融経済知識の普及に努めます。
- ◆ライフデザインに関しては、市町村とも連携しながら、中学生や高校生を対象とした、親としての成長や子育てについての体験学習等を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。また、高校生を対象に、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の習得やライフプラン形成の支援を行います。

ハ いじめ防止

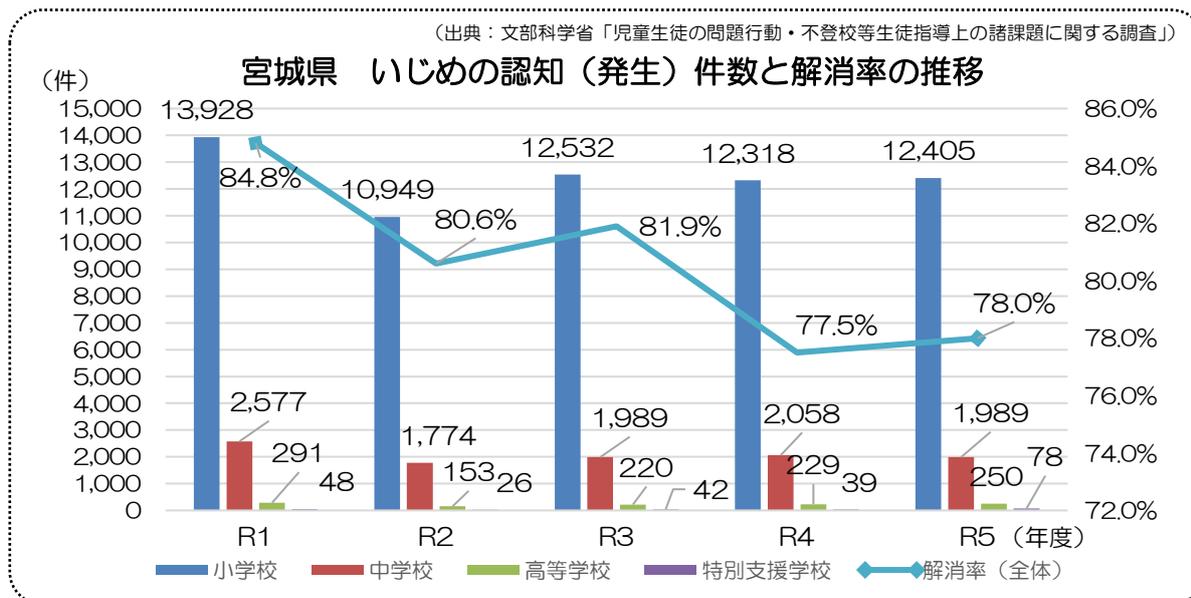
現状と課題

- ◆学校でのいじめや、登校しないあるいはしたくともできない状況にある児童生徒の増加などのこどもをめぐる課題が発生しており、その件数は増え続けています。さらに、

東日本大震災に伴った、家庭環境や生活環境の変化による影響は大きく、課題をより深刻化・複雑化させています。

- ◆いじめをめぐる社会問題が深刻化していますが、いじめは、こどもの心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があります。いじめを防止するためには、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組む必要があります。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆学校でのいじめや、登校に不安を抱える児童生徒に対しては、安心して学べる学習環境の充実が求められます。あらゆる教育活動で「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進します。
- ◆いじめに対して各学校が早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒同士の関係性を日常的に注意深く観察し、「いじめが起こりにくい環境づくり」に力を入れていきます。

ト 登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもへの支援

現状と課題

- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもたちの支援については、教育機会確保法の観点から、学校内外の多様な学びの場が連携し合い、社会的自立に向けた教育環境をさらに充実させることが求められています。
- ◆不登校児童生徒数の推移を見ると、小・中学校とも増加傾向にあります。全国的に増加傾向にあるとは言え、特に中学校における不登校生徒の割合は全国と比較しても高

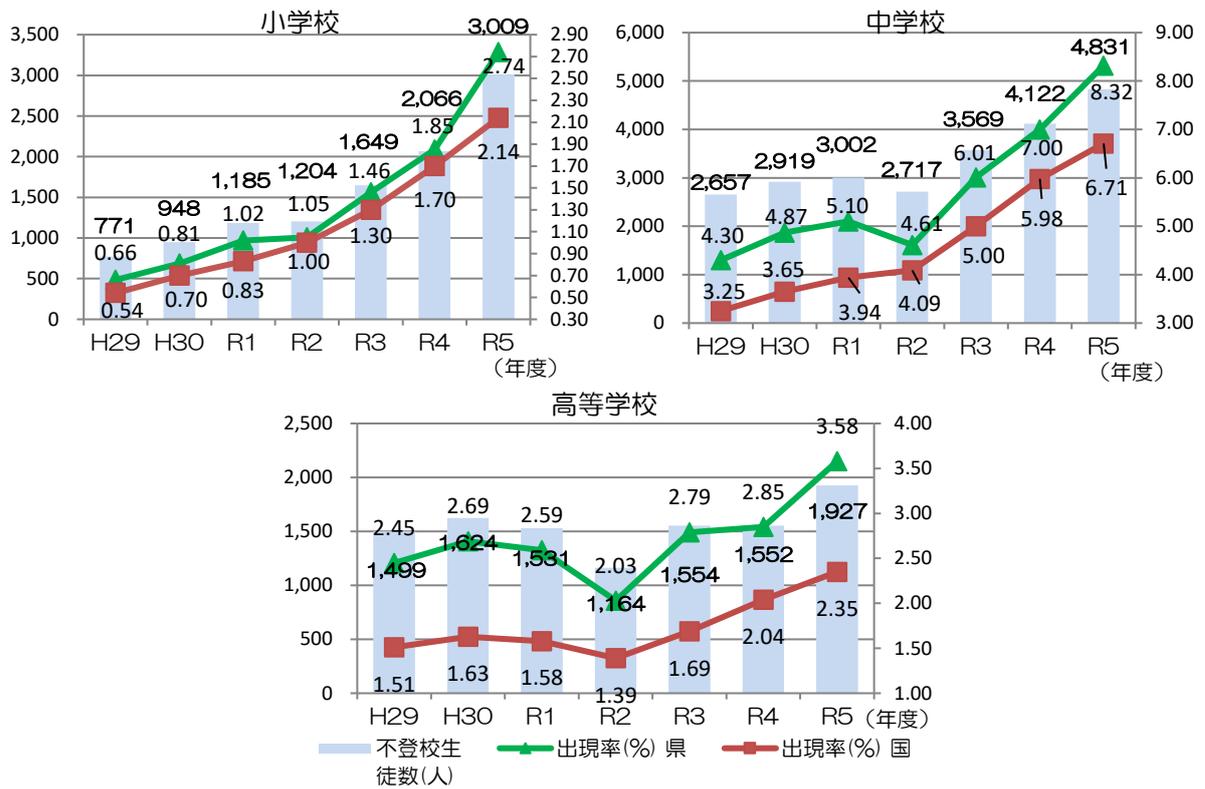
い数値で推移していることから危機感を**持**って対応することが必要です。

- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもたちには、それぞれの背景や理由、多様な生活や学びの実態があるため、適切な支援ができる人材の育成や、保護者等が相談できる体制のさらなる充実が求められています。

【関連データ】

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

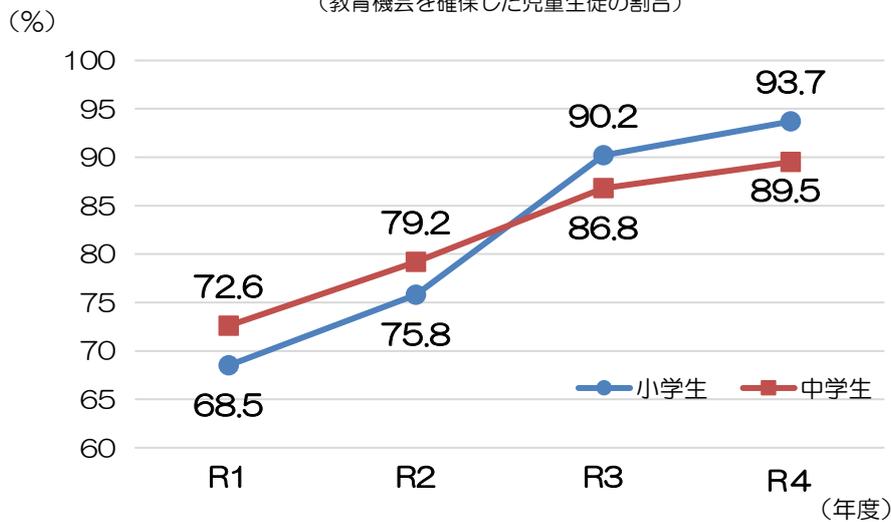
宮城県 不登校児童生徒数及び出現率の推移



(出典：宮城県「長期欠席状況調査(公立小中学校)」)

不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合

(教育機会を確保した児童生徒の割合)



基本的方向性

- ◆子どもたちにとっての教育機会の確保に向けた取組の一層の推進を図ります。
- ◆市町村教育委員会・教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス等）、学校、多様な教育機会を提供しているフリースクール等民間施設による相互理解に基づく連携の促進を図ります。
- ◆温かな学級づくりやわかる授業づくりなど「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を進めるとともに、休み始める前の予見と休み始めたときの「初期対応」に力を入れていきます。
- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にある子ども及びその保護者への支援において、学校内外のコーディネーター的な役割を果たす担当教員を明確に位置付け、スクールカウンセラーや関係機関等との連携や、保健室や相談室等の環境・条件整備、教職員の資質向上等により「自立支援」を図っていきます。
- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもやその保護者が学校外でも相談でき、「どこにいても、誰かとつながっている」体制の充実を図ります。
- ◆登校しないあるいはしたくともできない状況にある子どもやその保護者の支援に関わる人材を育成します。

チ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防及び高校中退後の支援

(イ) 校則の見直し及び体罰や不適切な指導の防止

現状と課題

- ◆多くの高校において、生徒総会などでの要望等を受け、随時見直しが行われています。見直し手続については、多くが生徒全員を関与させる形態をとっていますが、保護者等の関係者を関わらせている高校は少数にとどまっています。
- ◆教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても許されるものではなく、教育委員会等における周知等の取組が継続して必要です。

基本的方向性

- ◆各高校に対し、校則見直しに関わるアンケートを実施し、結果をフィードバックするとともに、生徒指導担当者会議等において校則見直しの望ましい在り方について周知していきます。
- ◆教職員の研修等において、引き続き服務規律の遵守や指導監督等の資質能力について周知・涵養を図る等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

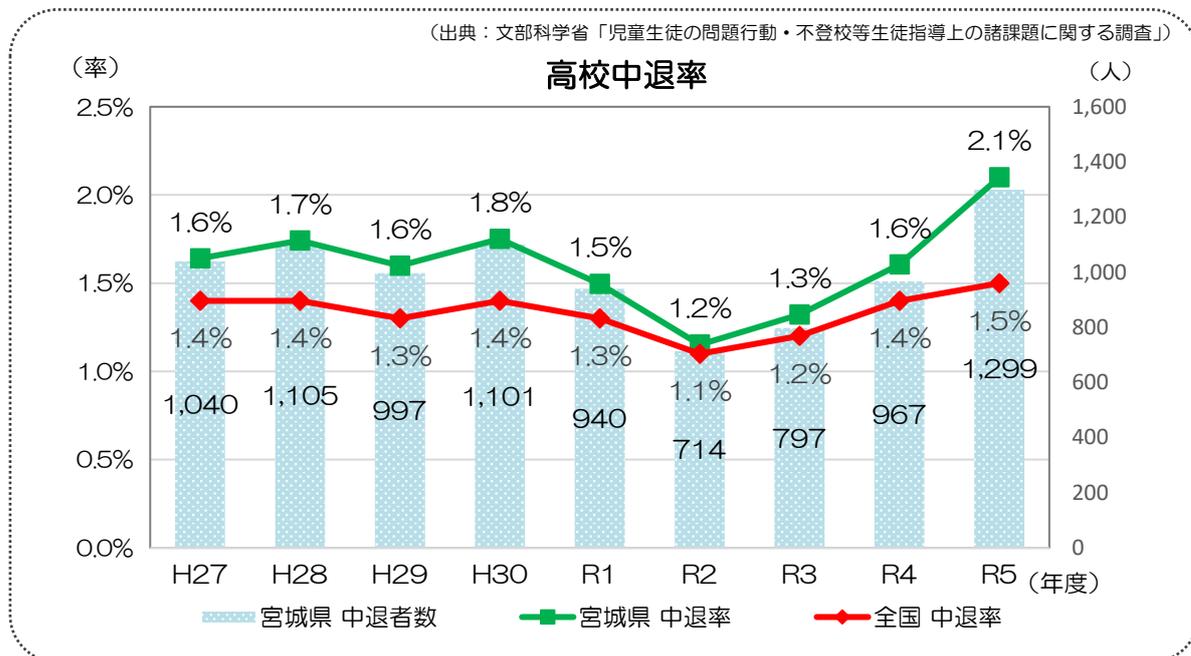
(ロ) 高校中退の予防、高校中退後の支援

現状と課題

- ◆高校中退率は、全国的に全世帯・生活保護世帯ともに低下傾向にありますが、**本県**に

における高校中退率は、国の平均値を上回る状況となっています。

【関連データ】



基本的方向性

- ◆高校中退の予防のため、高校における指導・相談体制の充実を図るほか、中退した子ども・若者に対しては学び直しの支援等を行います。

(3) 青年期

イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実

現状と課題

- ◆学ぶ意欲のある全ての若者が家庭の経済状況にかかわらず高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、修学支援を着実に実施することが求められています。
- ◆現代の若者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、乳幼児と触れ合う経験も乏しく、親になる意識が低い状況にあります。

基本的方向性

- ◆高等教育の修学支援新制度等を着実に実施し、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ◆大学生に対して、自らの人生設計を考え、親になることについて意識を持つ機会を提供していきます。

ロ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

現状と課題

- ◆若者の失業率が他の年代と比較して高く、また、若者が県外に流出している現状を踏まえて、将来親となる若者の就職問題が重要な課題となっており、若者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要があります。
- ◆本県の人口は減少局面を迎えることが想定される中で、女性が能力を發揮できる社会の仕組みづくりと、女性の活躍が求められており、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。

基本的方向性

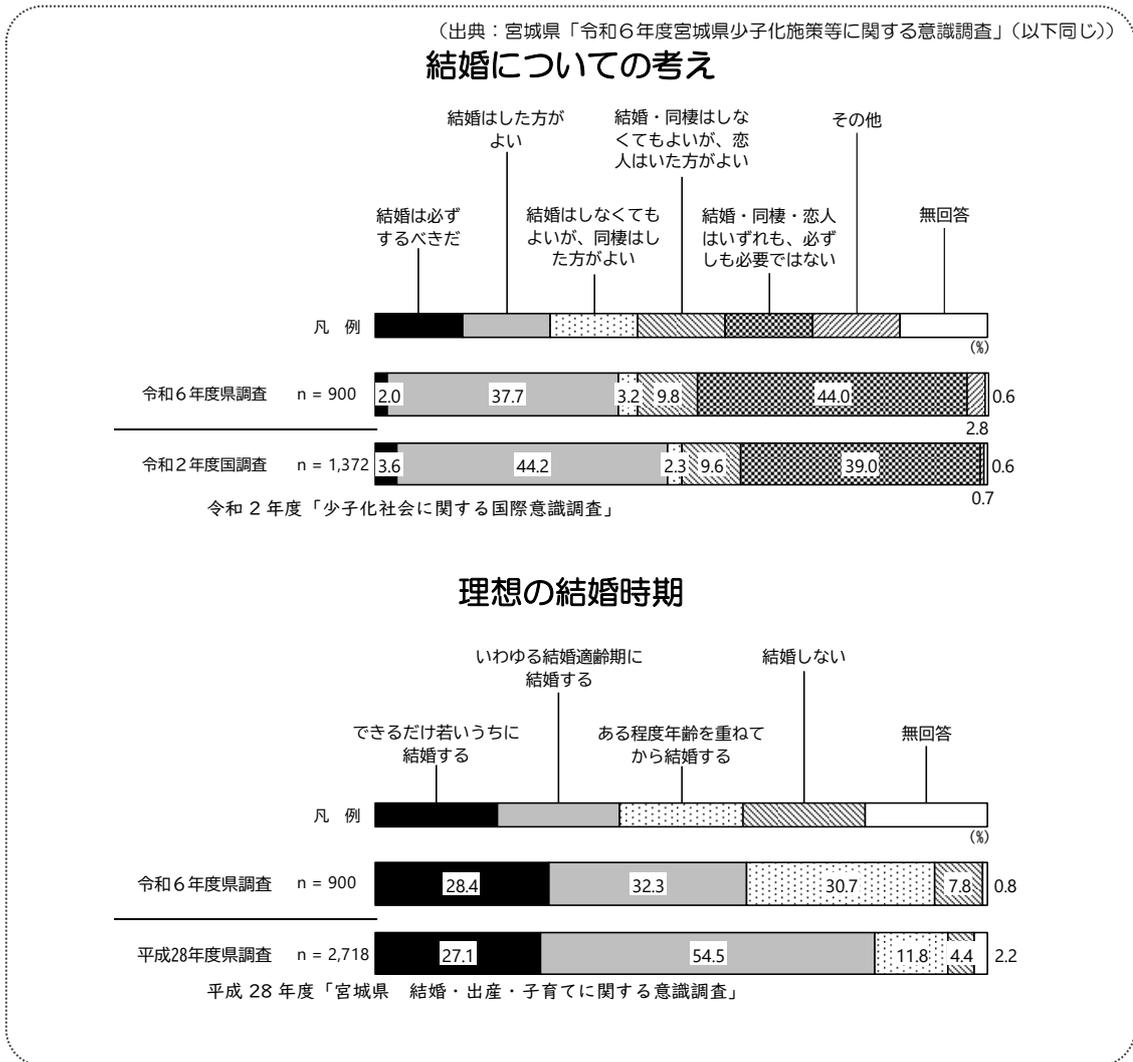
- ◆企業や学校などと連携しながら、若年求職者を対象としたセミナーやキャリアコンサルティング、職業紹介などを行い、幅広い世代の就業を支援していくほか、地域の実情に即した取組を推進します。
- ◆家庭と仕事との両立に悩む女性や、高齢者等で現在職に就いていない方を新規就業につなげるとともに、地域の企業の人材確保を図るための就職サポートセンターを設置・運営します。
- ◆経済団体や行政機関等で組織する「みやぎの女性活躍促進連携会議」と連携した、各職場における女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に發揮できるようにするための環境整備を図ります。

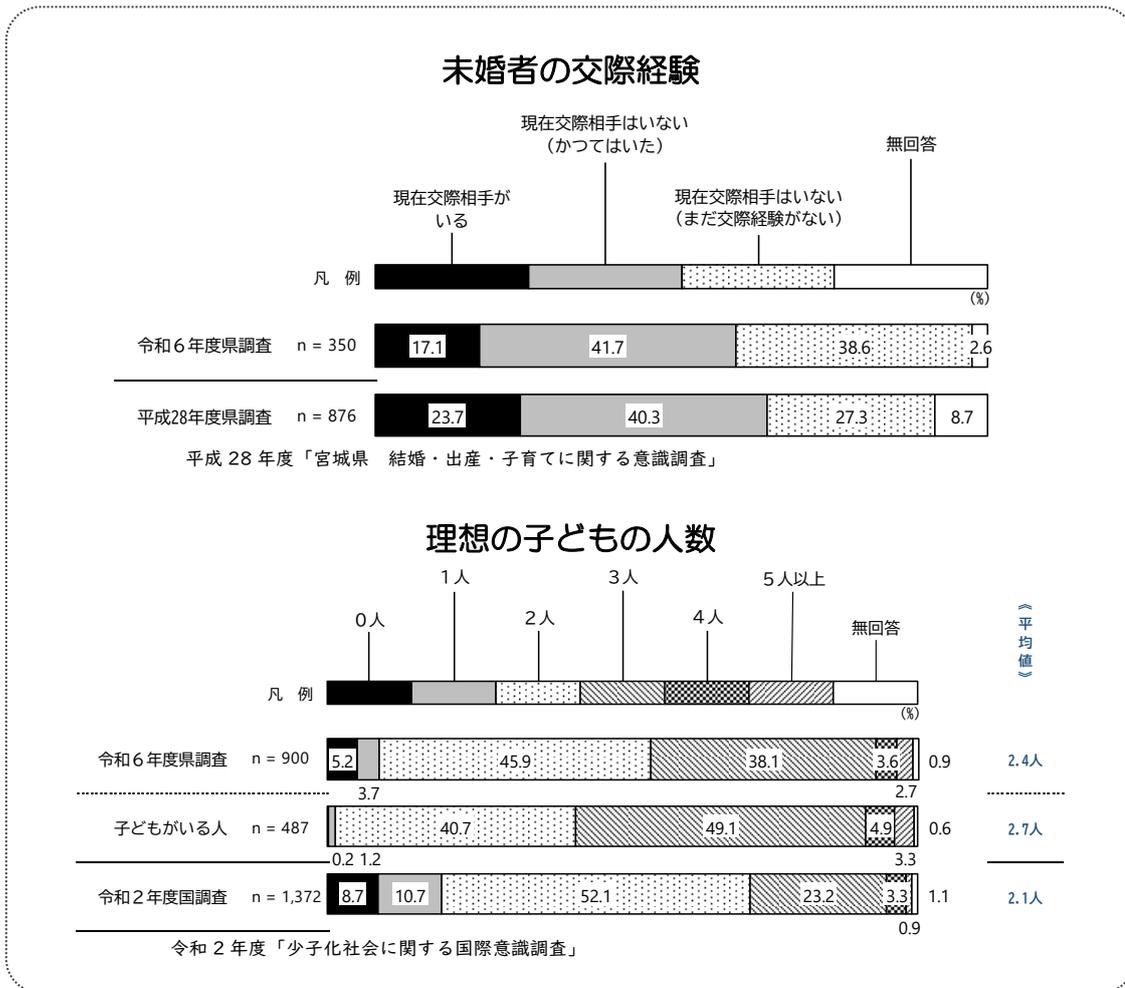
八 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

現状と課題

- ◆少子化の要因の一つとされている未婚化、晩婚化が進行していますが、その背景には若い世代の結婚や家族に関する価値観の多様化や、結婚を希望しながらもその希望が叶わない男女がいることが挙げられます。近年宮城県では、理想の結婚時期に関して年齢を重ねてから結婚したい女性の増加や、交際経験がない未婚者及び交際を望まない未婚者が増加するなど、価値観の多様化が一層進んでいます。
- ◆県の調査では、理想のこどもの人数は国調査を上回る結果となっており、将来、結婚しこどもを生き育てることを希望する人が、着実にその歩みを進めるため、結婚や家族を築くことに対して前向きになれるよう、結婚に関する機運の醸成を図るとともに、結婚したい男女の出会いの場づくりを支援することが必要です。
- ◆近年宮城県では、結婚をしていない理由として経済的に余裕がないことを挙げる人が増えています。

【関連データ】





基本的方向性

- ◆若い世代に対し、結婚や家庭を持つことの喜びを伝え、結婚について前向きになれるよう、結婚を希望する男女の後押しとなる啓発の取組を実施します。
- ◆結婚したい男女の出会いの場づくりを支援するため、結婚に関するイベントやセミナーの情報提供を行い、出会いにつながるサポート体制の充実を図ります。また、市町村が実施する結婚支援の取組を支援するとともに、**事業者**や関係団体と連携し、それぞれの取組を広く情報発信していきます。
- ◆国の結婚新生活支援事業や市町村が実施する移住・定住に向けた各種助成制度など、結婚に伴う経済的支援施策の普及啓発を推進します。

二 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

現状と課題

- ◆子ども・若者を取り巻く深刻な問題に対応するためには、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。

基本的方向性

- ◆ニート、ひきこもり、登校しないあるいはしたくともできない状況など社会生活上困難を抱えるこども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係支援機関等のネットワークの構築・強化を進めます。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

このことを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

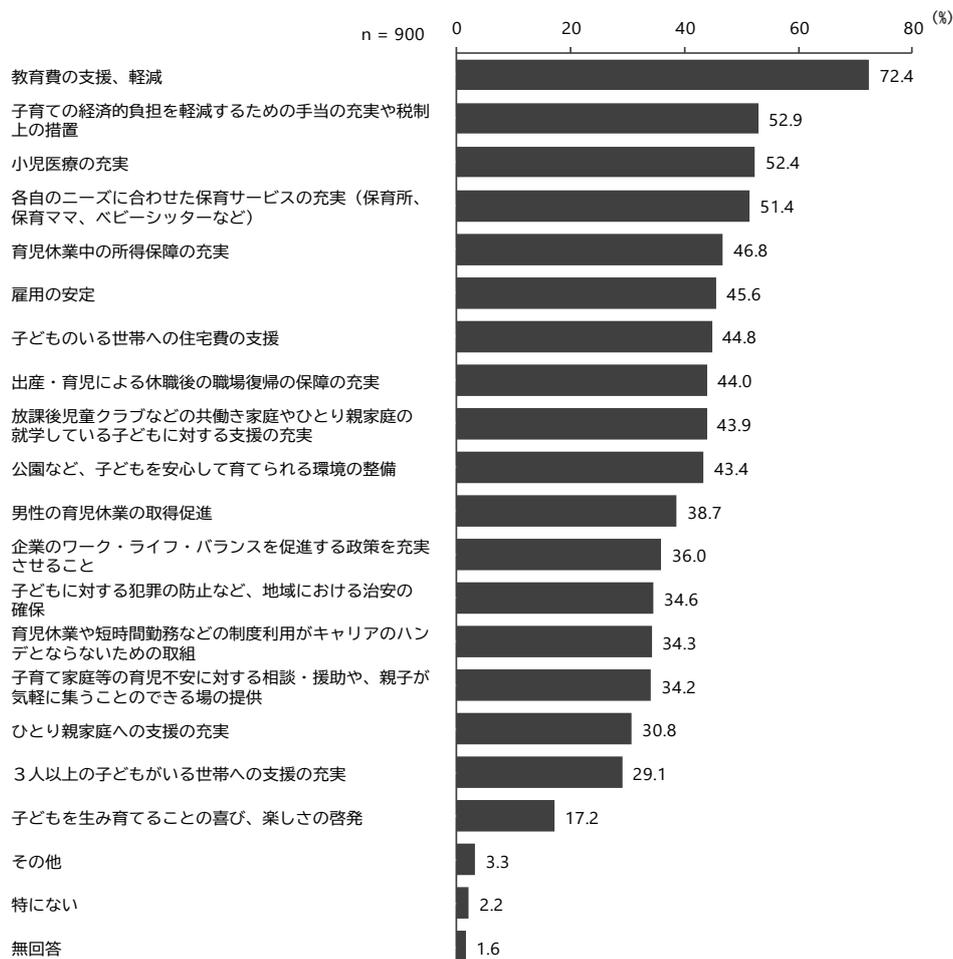
現状と課題

- ◆少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担が**増**えられますが、我が国の雇用を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあるほか、ひとり親家庭の割合が増加しており、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。
- ◆こどもを生み育てやすい社会の構築のため、子育てにかかる経済的負担感を軽減する妊娠期から就学終了までの長期的な支援が必要です。

【関連データ】

(出典：宮城県「令和6年度宮城県少子化施策等に関する意識調査」)

育児を支援する施策として重要だと思うもの



基本的方向性

- ◆家庭の経済的理由により、こどもを産み育てたいという希望を断念したり、学習意欲のあるこどもの進学や修学が困難となったりすることがないように、経済的環境に左右されない生育環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。
- ◆市町村による子育てのための施設等利用給付が適正に実施され、子育て世代の負担軽減が図られるよう、市町村と連携し、特定子ども・子育て支援施設の運営状況の把握や指導等に努めていきます。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭教育が困難となってきており、さらに、東日本大震災により家族等を失ったり、居住地の移転を余儀なくされたりりすることなどによって、こどもの保護者が子育てに対する不安や孤立感を感じています。これらの解消、虐待や放置予防の観点から、気軽に集い、育児相談や支援を受けられることができる場が必要となっています。
- ◆社会環境が大きく変化し、こどもの抱える問題が多様化・複雑化する中で、健全な育成に資する取組が求められています。

基本的方向性

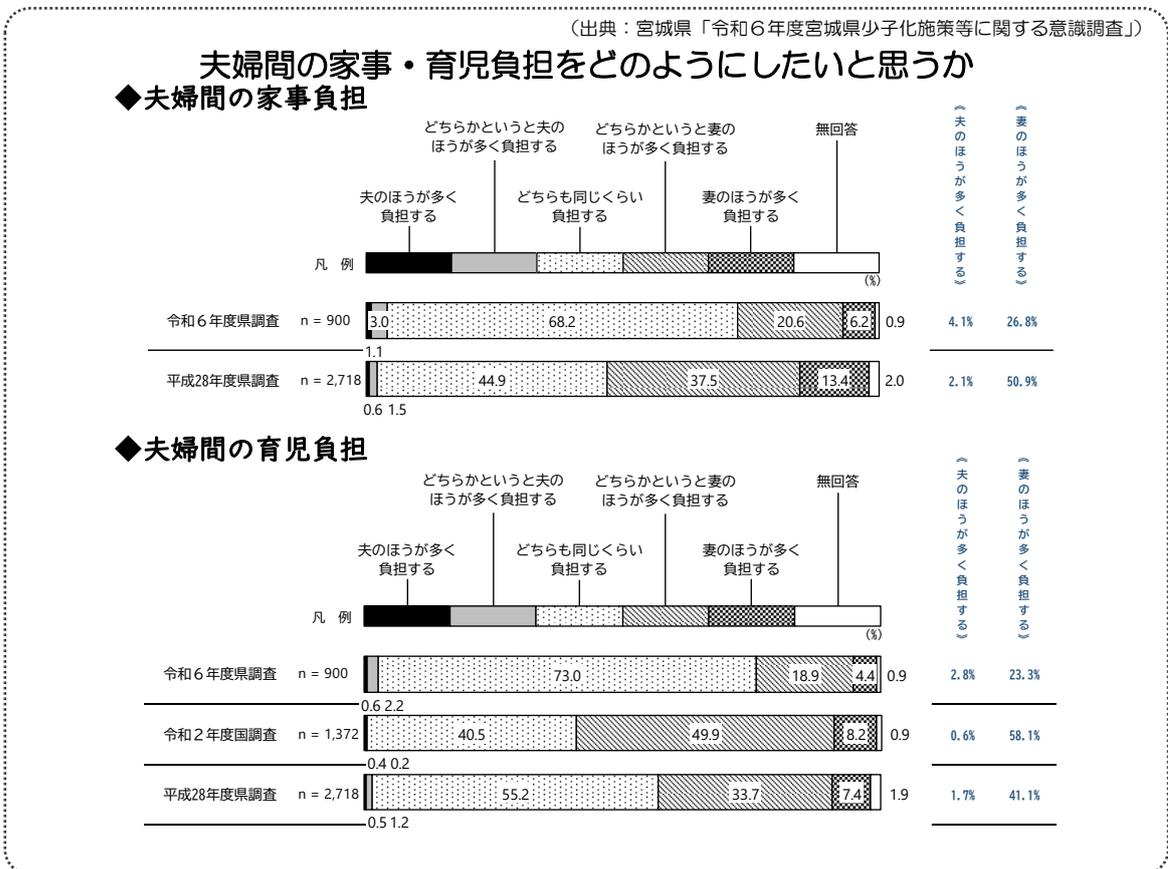
- ◆身近に相談相手がいない状況にある保護者や子育てに対する不安や孤立感を感じている保護者に対して支援することができるよう、家庭教育支援の人材養成や普及を図ります。また、地域全体でこどもを育てる体制を整備するとともに、家庭の教育力を支える環境づくりをしていきます。
- ◆子育て中の保護者を支援する「家庭教育支援チーム」の設置を各市町村に働きかけていくほか、宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』を活用することにより、保護者自らが「気付き」を得られるような学びの機会の拡充を図っていきます。
- ◆子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、子育て支援情報の発信や、学びと遊びが体験できるこどもの居場所づくりを進めるとともに、社会全体で子ども・子育てを支援する機運を醸成するため、市町村や NPO、 関係団体等とネットワークを形成しながら、子育て支援推進の普及啓発をしていきます。
- ◆こどもの健全な育成のため、市町村や関係機関、NPO、 関係団体等と連携しながら、こどもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図っていきます。また、こどもが地域の一員として地域づくりに参画することにより、こども自身の成長のみならず、地域への愛着を育み、地域を支える人材育成につながることから、地域づくりへのこどもの参画を促進していきます。

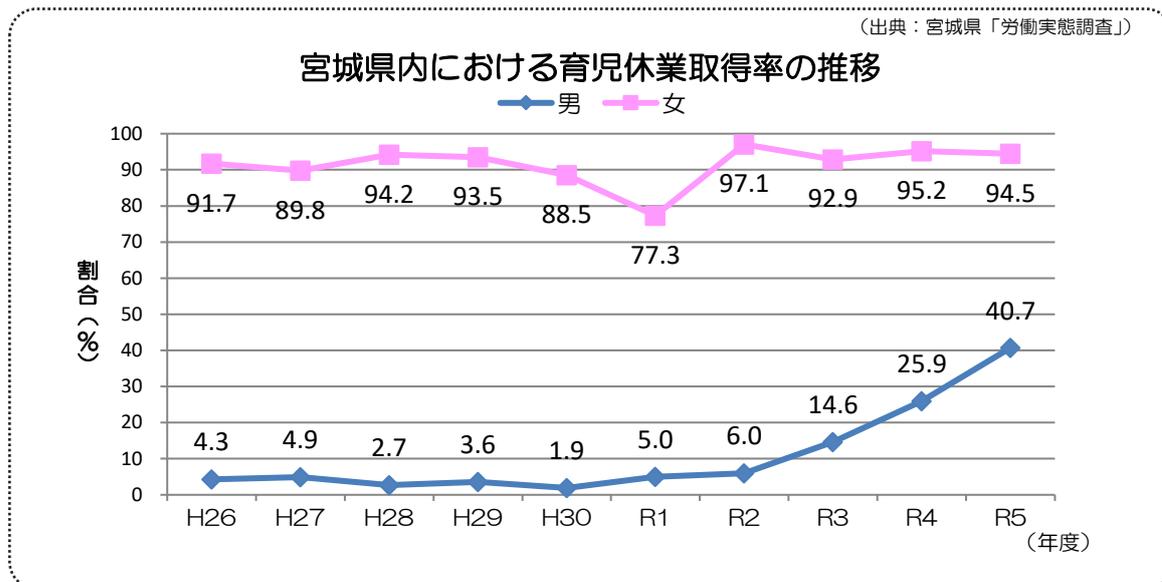
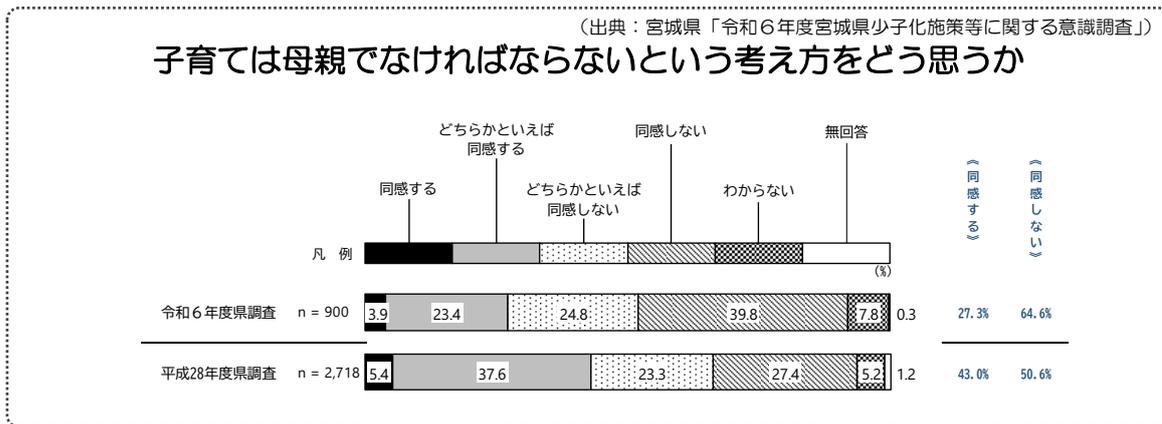
(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

現状と課題

- ◆就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの女性が出産を機に離職してあり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。
- ◆本県の人口は減少局面を迎えることが想定される中で、女性が能力を発揮できる社会の仕組みづくりと、女性の活躍が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。
- ◆男性の家事・子育てへの参画の意識は近年高まりつつありますが、働き方に関するこれまでの考え方や仕組みの改革を進め仕事と家庭の両立を推進するには、労働者及び事業主への多様な働き方の普及啓発と、男女がともに責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を念頭に置きながら、一層の意識改革に取り組んでいく必要があります。
- ◆職場における仕事と子育ての両立を推進するリーダーである「イクボス」の広がりや、法整備による長時間労働の是正により、男性の育児参加を促す制度が導入され、男性の育児休業取得率も近年増加しつつありますが、家事・育児の負担は依然として女性に偏っている現状から、行政・事業者・団体等が一体となって男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを進める必要があります。

【関連データ】





基本的方向性

- ◆家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められているため、研修等により資質の向上を図っていきます。
- ◆「働き方改革」に取り組む企業の様々な事例やメリットを収集し、情報発信することにより、県内企業の自主的な「働き方改革」への取組や機運醸成を図っていきます。
- ◆男性の家事・育児への参画を促進するため、**育児休業をはじめ、子の看護等休暇や短時間勤務制度といった各種の**制度の普及啓発を図るとともに、国や企業等と連携して、男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進します。
- ◆経済団体や行政機関等で組織する「みやぎの女性活躍促進連携会議」を活用した、各職場における女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を図ります。

(4) ひとり親家庭への支援

イ 相談機能の充実

現状と課題

- ◆ひとり親家庭は、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況等により、多様な課題を抱えている場合があります。支援を必要としています。また、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、情報を得る時間がなく、地域とのつながりが希薄である場合もあり、必要な情報の入手が困難な可能性があります。県の調査では母子家庭や父子家庭において相談機関が認知されていない状況が見られました。
- ◆母子世帯で就業や仕事の問題解決のために、どのような支援が必要か、との問いに対し、統一した窓口を要望する声がありました。

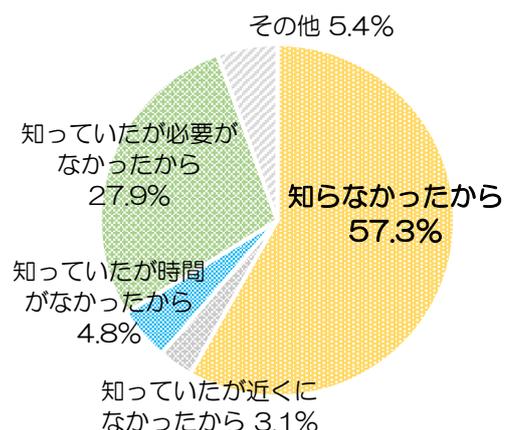
【関連データ】

(出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」)

これまで利用した相談機関【母子世帯】 (%)

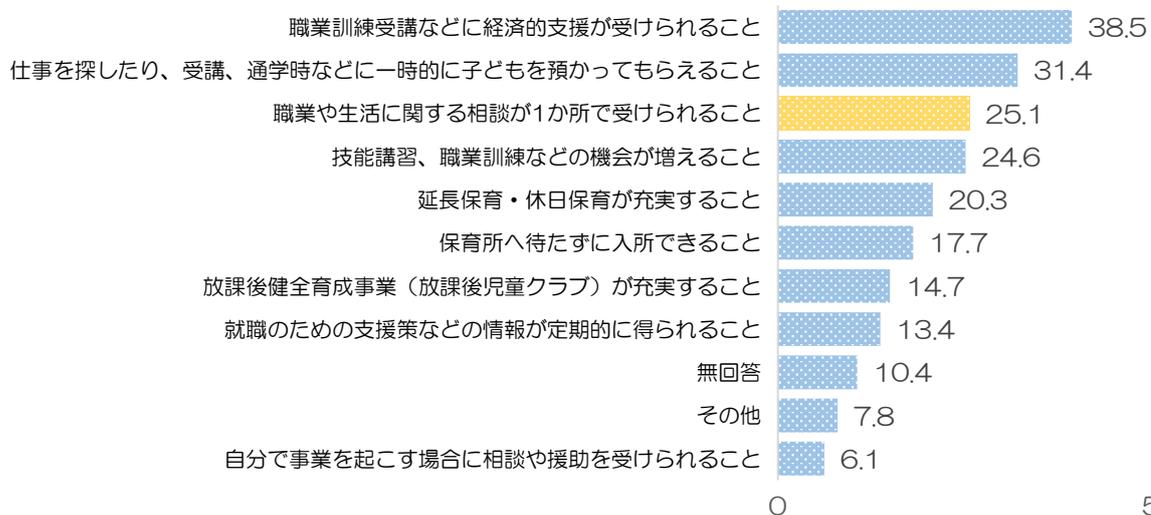
相談機関	利用したことがある	利用したことがない	無回答
県保健福祉事務所	6.6	88.9	4.6
市の福祉事務所、市町村役場	40.3	55.9	3.8
児童相談所	10.1	85.3	4.6
社会福祉協議会	13.2	82.5	4.3
配偶者暴力相談支援センター	1.8	93.7	4.6
婦人相談所	1.9	93.7	4.6
母子生活支援施設	4.3	91.1	4.6

保健福祉事務所を利用しなかった理由【母子世帯】



問題解決のための支援策【母子世帯】

(該当するもの3つ以内を選択) (%)



基本的方向性

◆ひとり親家庭は、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況等により、多様な課題を抱えている場合があります。支援を必要としています。これらの課題を解決するため、悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々なメニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、適切な支援の提供を推進します。

子ども・家庭支援課
(家庭生活支援班)

□ 子育てや生活の支援

現状と課題

◆県の調査では母子・父子家庭とも、こどものことに関する悩みについては、教育やしつけが最も多い結果でした。ひとり親は多様な問題を抱えながら、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っているため、負担や不安を感じている場合があります。安心して子育てをし、生活することができるよう支援する必要があります。

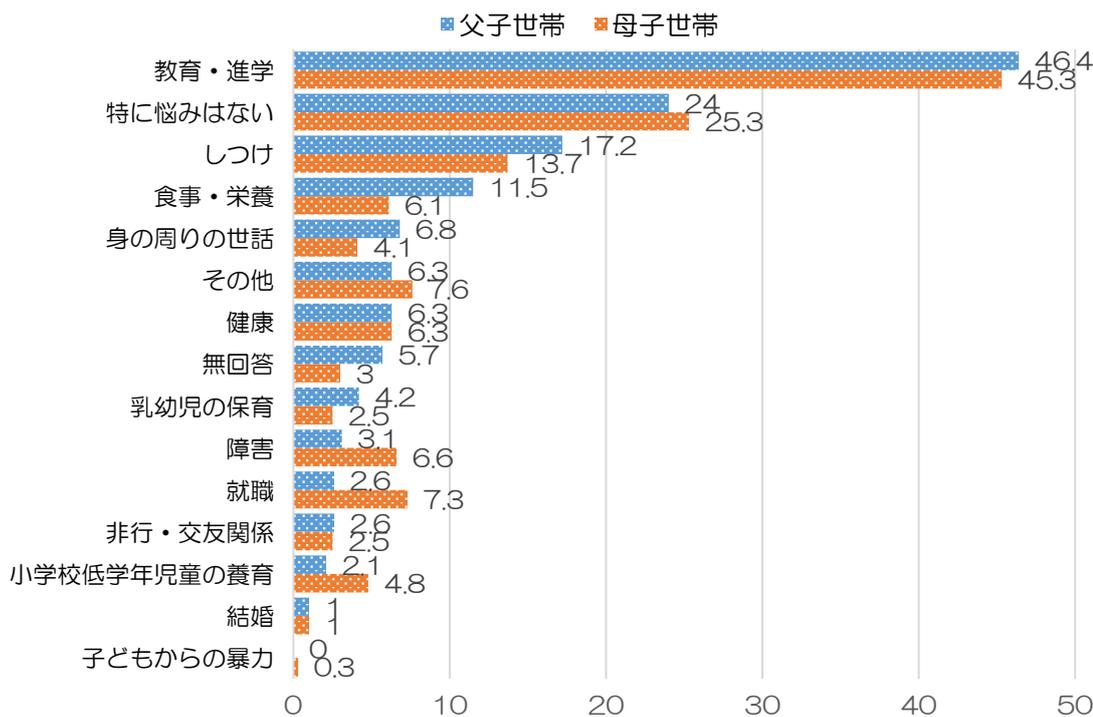
◆「こどもの教育」に関しては、金銭面に関する悩みや困りごとが想定され、母子父子寡婦福祉資金の修学資金や奨学金制度、高等教育の減免制度などの制度の周知を更に図っていく必要があります。

子ども・家庭支援課
(家庭生活支援班)

【関連データ】

(出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」)

子どもに関する困りごと・悩みごと
(該当するもの2つ以内を選択) (%)



基本的方向性

- ◆ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業のための訓練との両立ができるよう、また、就業が直ちに困難な場合には、その状態に応じて自立した生活ができるよう、多様な保育サービスやファミリーサポートセンター等の一般の子育て支援の積極的な活用促進とともに、住まいの確保に向けた支援や生活向上事業（学習支援を含む）の利用など日常生活への支援に引き続き取り組んでいきます。
- ◆貧困の連鎖を断ち切り、こどもの貧困対策を推進するため、就業支援を中心として各種支援策の周知を強化し、ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図ります。

八 就業支援

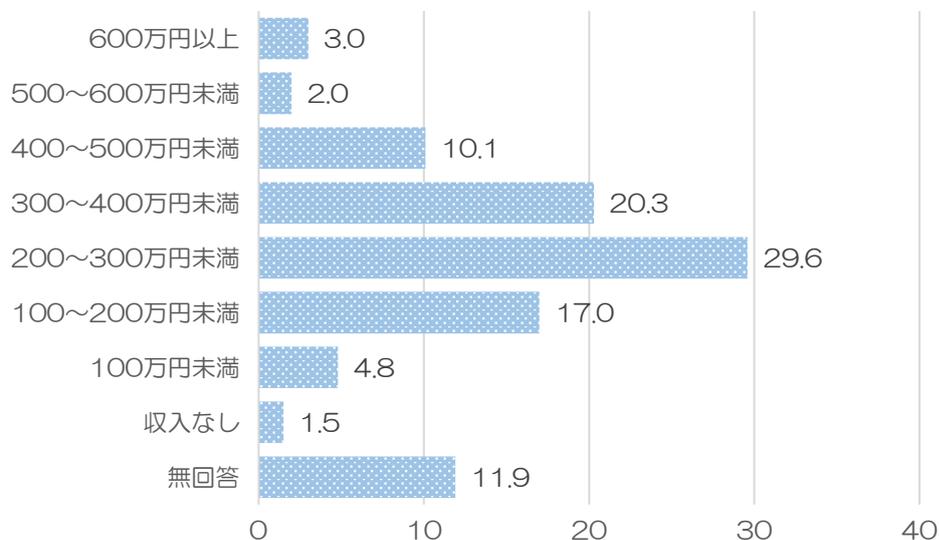
現状と課題

- ◆ひとり親家庭では、子育てをしながら安定的に就業し、経済的に自立できることは、親のみならず、将来を担う子供たちの健全な成長にとっても重要です。
 県の調査では母子家庭の個人の年間就労収入は、200～300万円となっている世帯が最も多く、常時雇用されている者は5割を切っています。収入がよくないことを理由に転職を望む声も4割弱ありました。今後、身につけたい資格についても、各種挙げられていました。母子・父子福祉センターで行う就業支援講習会や自立支援給付金事業の更なる周知が必要です。

【関連データ】

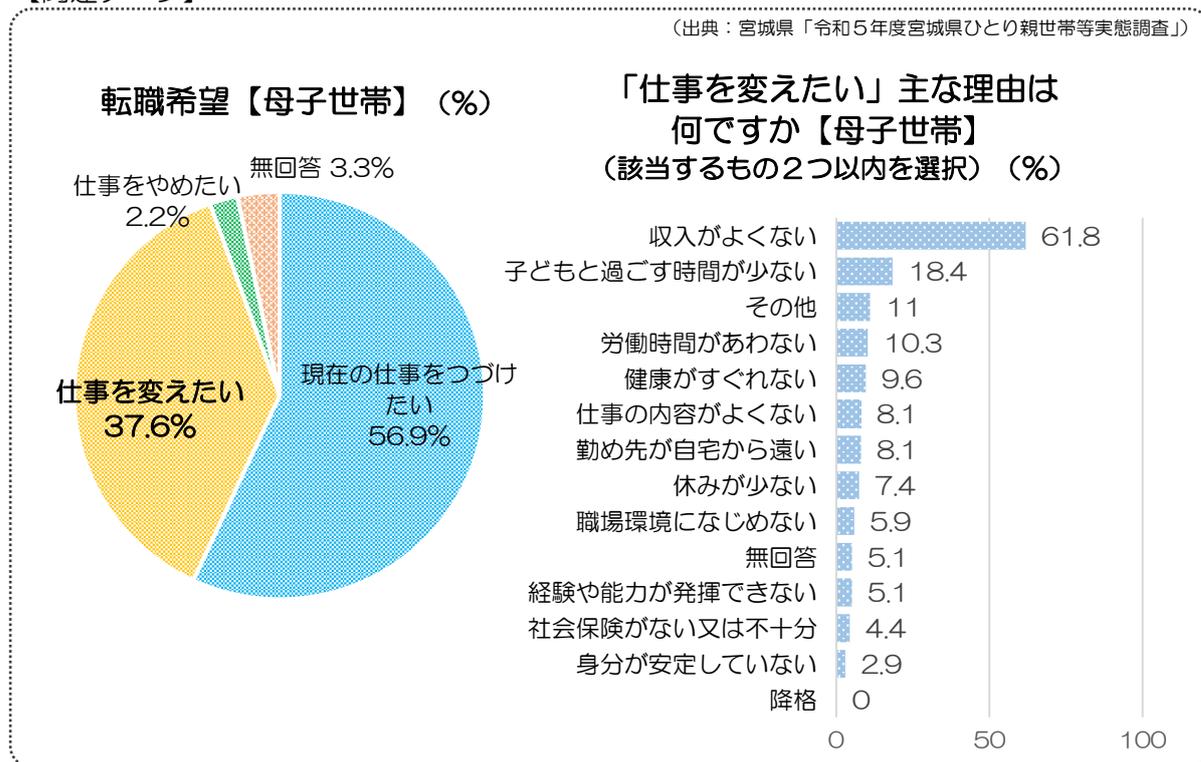
（出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」）

令和4年度の年間就労収入【母子世帯】
 （個人、税額控除前）（%）



【関連データ】

(出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」)



基本的方向性

- ◆ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やよりよい条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要です。そのため、ひとり親家庭に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等の施策を引き続き推進します。
- ◆特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用等の一部を支給する事業について周知を図り、その利用を促進します。

二 養育費の確保

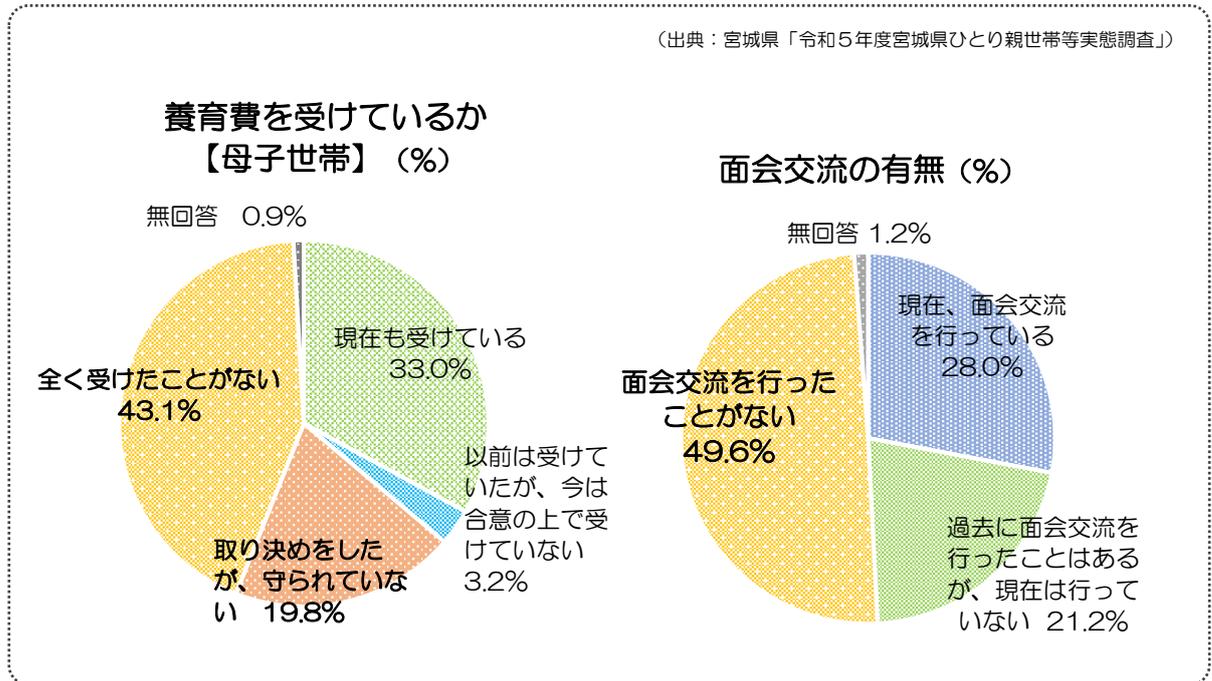
現状と課題

- ◆県の調査では、母子家庭において養育費を全くもらっていないという世帯が多く、養育費に関する取り決めが守られていない世帯もありました。養育費の相談について、母子家庭では誰にも相談していない状況が依然としてあり、弁護士への無料相談等の更なる周知が必要となります。養育費の取り決めをしていない母子家庭もあり、離婚届にも養育費の分担は父母の協議で定めることとの記載があることから、取り決めの実施を促進する必要があります。
- ◆親子交流について、母子家庭では、様々な理由から「行ったことがない」が約5割と最も多い結果でしたが、離婚届にも親子交流は父母の協議で定めることと記載されており、DV などの問題がある場合を除き、こどもの権利として、養育費と同様に取り

決めておくことが望めます。

【関連データ】

(出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」)



基本的方向性

- ◆養育費については、取り決めを行い適切に確保できるよう離婚する前からの準備が重要であり、履行確保に向けては、法制度の利用を推進することが重要です。その重要性や法制度を理解してもらうための周知啓発や養育費の相談等に対応する者に対する研修、弁護士による養育費相談を引き続き実施していきます。
- ◆ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親がこどもの養育費を取得できるよう、こどもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに養育費に関する相談にも適切に対応していきます。
- ◆両親の離婚は子どもにとって大きな影響を及ぼすことがあり、子どもがいきいきとすこやかに成長していくためにも、精神的な負担を軽減する必要があります。親子交流についての相談窓口等もほっとブックなどで周知し、適切な面会交流となるよう支援していきます。

ホ 自立へ向けての経済的支援

現状と課題

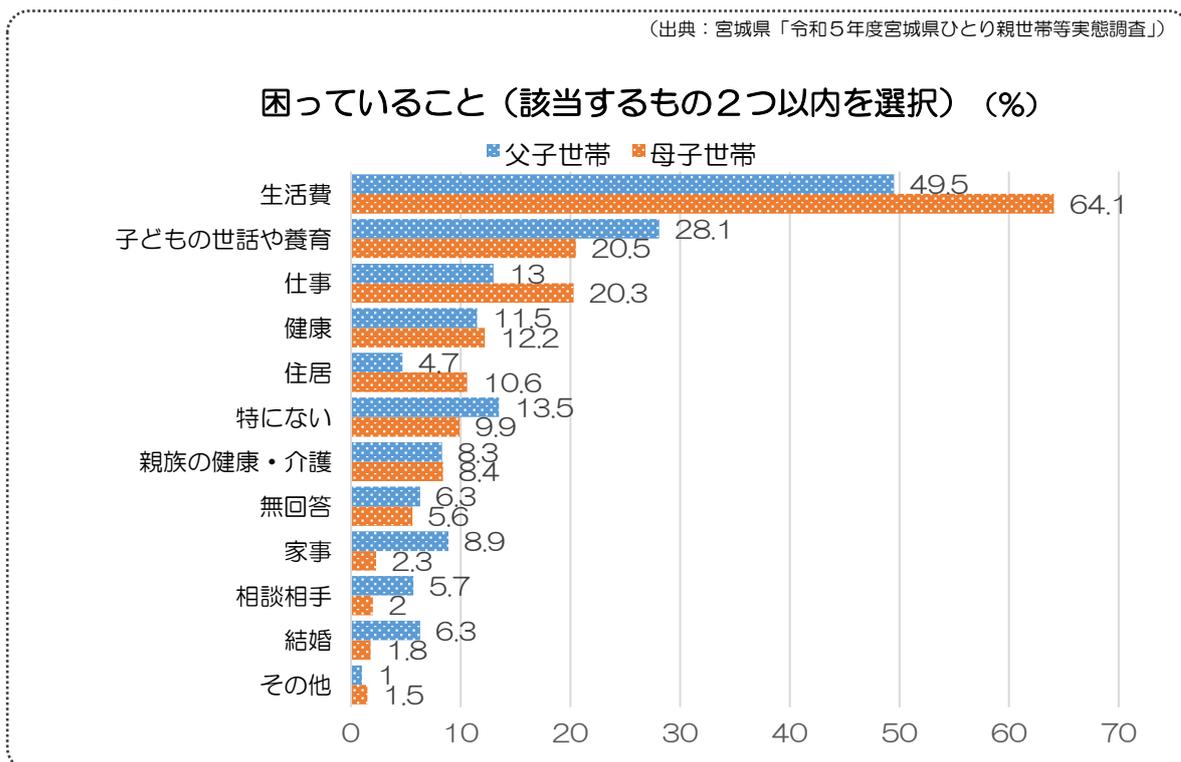
- ◆県の調査では世帯収入、年間収入、就労収入とも200～300万未満の世帯が一番多く、また全国調査と比較すると年収400万以上の世帯収入の割合が低い結果となっています。母子家庭では預貯金50万以下（預貯金なし）の割合が過半数を占めています。困っていることとして「生活費」の割合が最も多く、経済面で課題を抱えてい

ます。

- ◆ひとり親は、子育てと家計の担い手という二つの役割を担わなければならない、時間の制約があるため、支援の情報を得る機会や、キャリアプランを考える余裕が不足している可能性があります。
- ◆「就職や問題解決のためにどのような支援策が必要か」という問いに対し「職業訓練受講などに経済的支援が受けられること」の回答が最も多く、自立支援教育訓練給付金事業や、母子・父子福祉センターにおける講習会の周知が必要となります。

【関連データ】

(出典：宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」)



基本的方向性

- ◆ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給やひとり親家庭に対する医療費助成、保護者を亡くしたこどもたちへの奨学金等をわかりやすく周知するとともに、支援を必要とする家庭の利用を促し適切に支給を行います。また、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の実施体制を整備します。
- ◆様々な経済的支援の周知を引き続き行うとともに、自立目標を設定し、個々のひとり親家庭等の親のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うプログラム策定支援事業を継続して実施します。
- ◆職業訓練中に必要となる経費に対する経済的支援を行うため、母子父子寡婦福祉資金の貸付資金の紹介、職業訓練の受講料等に対する支援、訓練中の給付金の支給、就業のための講習会の開催を引き続き推進していきます。

VI 指標・目標

VI 指標・目標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標・目標として、以下の14項目を設定します。

指標項目		現状値	【参考】 全国値	目標値	備考
【総合的な取組の成果に関する指標項目】					
1	合計特殊出生率	1.07 【R5】	1.20 【R5】	1.40 【R11】	人口動態統計
2	県民意識調査による 県民満足度 (「満足」又は「やや満足」と 回答した割合)	30.6% 【R5年】	—	40.0% 【R11年】	新・宮城の将来ビジョン つくる3「子ども・子育てを 社会全体で切れ目なく応援する 環境をつくる」に関する県民の 満足度
【各施策内容に関する指標項目】					
3	「自治体こども計画」策定市町村数	0市町村 【R5年度】	—	35市町村 【R11年度】	こども基本法に基づく 努力義務
4	「将来の夢や目標を持っている」と 答えた児童生徒の割合	小学6年 82.3% 中学3年 66.5% 【R5年度】	小学6年 81.4% 中学3年 66.4% 【R5年度】	小学6年 86.0% 中学3年 72.0% 【R10年度】	県教育振興基本計画 における目標指標
5	こども家庭センター設置市町村数	<u>20市町</u> (57.1%) 【R6年度】	876自治体 (50.3%) 【R6年度】	35市町村 【R11年度】	改正児童福祉法に基づく 努力義務
6	こども食堂の数	198か所 【R6年度】	9,131か所 【R5年度】	300か所 【R11年度】	
7	児童虐待相談件数	3,685件 【R4年度】	—		福祉行政報告例
8	「子どもを犯罪の被害から 守る条例」違反届出件数	223件 【R5年】	—		条例第7条 13歳未満に対する 声かけ事案等
9	不登校児童生徒のうち学習 支援を受けている児童生徒 の割合	小学校 93.7% 中学校 89.5% 【R4年度】	—	小学校 95.0% 中学校 95.0% 【R10年度】	宮城県長期欠席状況調査 (公立小中学校) 県教育振興基本計画 における目標指標

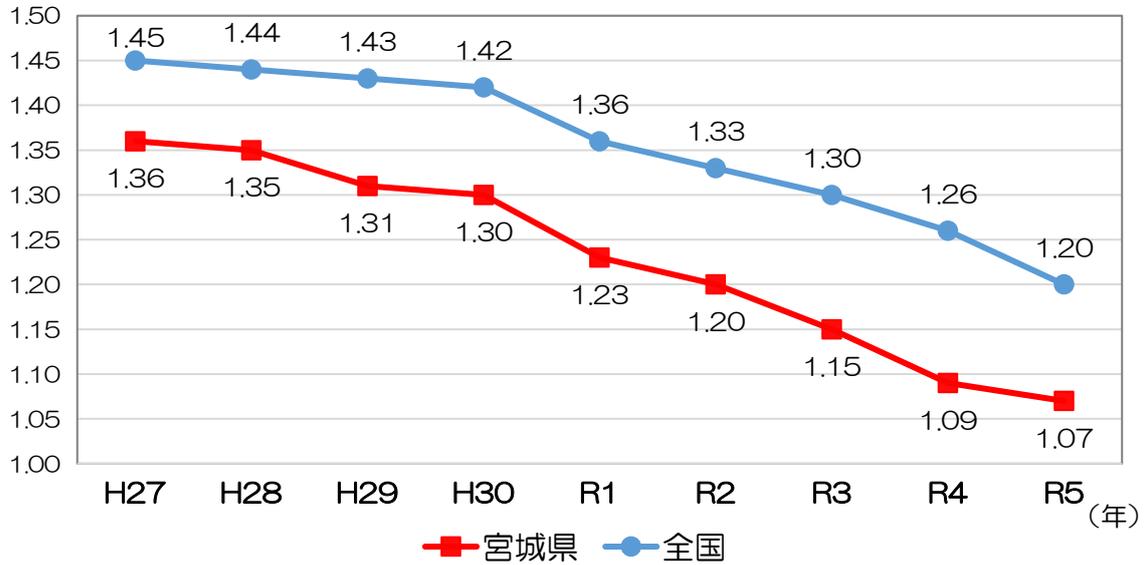
10	保育所等利用待機児童数	18人 仙台市：0人 仙台市除く：18人 【R6年度】	2,567人 【R6年度】	0人を継続 【R7～11年度】	厚生労働省保育所等利用待機児童数調査
11	保育士キャリアアップ研修累計受講件数	13,723件 【R5年度】	—	44,000件 【R11年度】	研修がオンライン化された令和3年度からの累計件数
12	みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート協賛店舗数	3,546店舗 子育て：2,878店舗 結婚：668店 【R5年度】	—	5,000店舗 【R11年度】	子育て支援パスポート協賛店舗及び結婚応援パスポート協賛店舗の延べ登録店舗数
13	育児休業取得率（男性）	40.7% 【R5】	37.9% 【R5】	85.0% 【R12】	宮城県労働実態調査 厚生労働省雇用均等基本調査
14	ひとり親向け相談受付件数	1,886件 【R5年度】	—		県自立支援相談員受付分及び母子父子福祉センター受付分の延べ件数

○ 指標数値の経年変化

(出典：人口動態統計)

1 合計特殊出生率

(率)

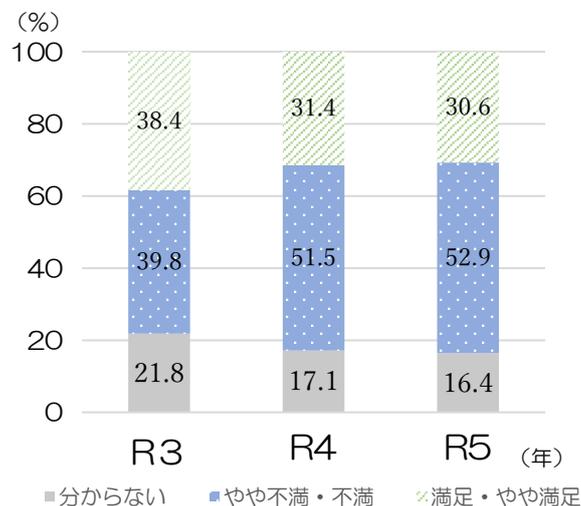


2 県民意識調査結果による県民満足度

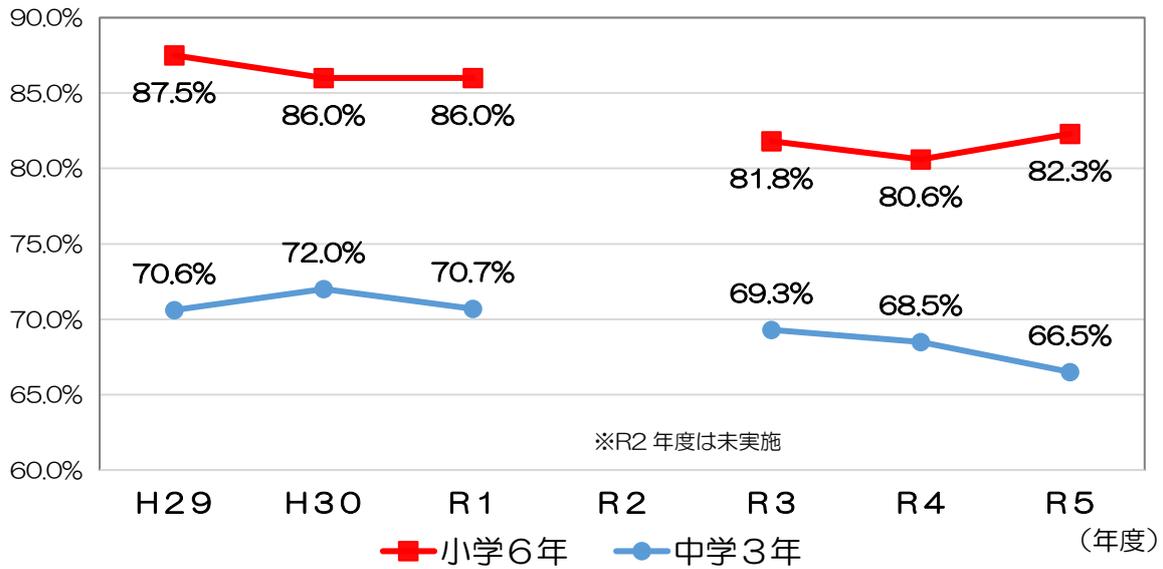
(新・宮城の将来ビジョンつくる3「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」に関する県民の満足度)

単位：%

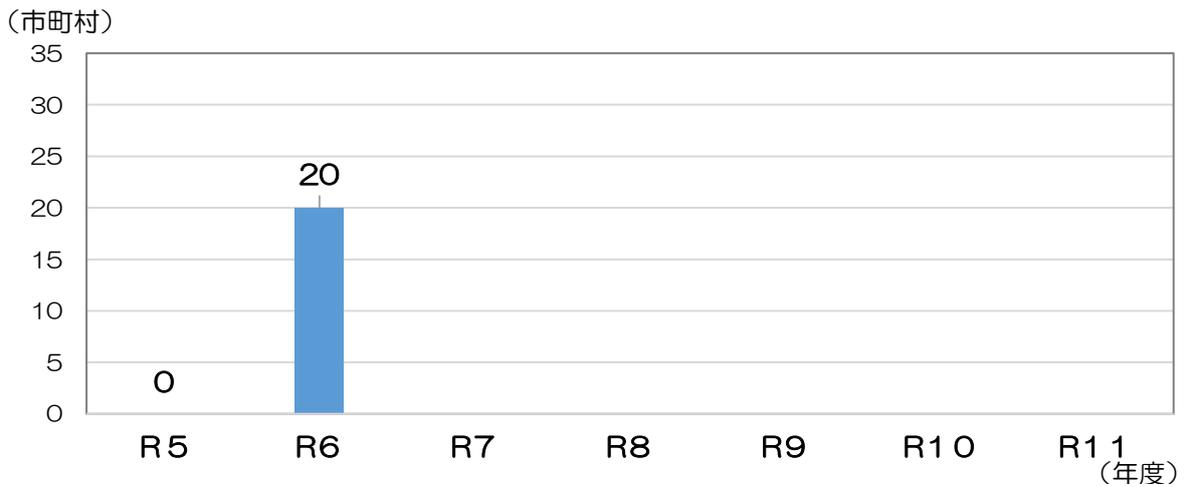
項目		R3	R4	R5
満足度	満足	9.4	6.8	8.1
	やや満足	29.0	24.6	22.5
	やや不満	27.9	30.5	29.8
	不満	11.9	21.0	23.1
	分からない	21.8	17.1	16.4



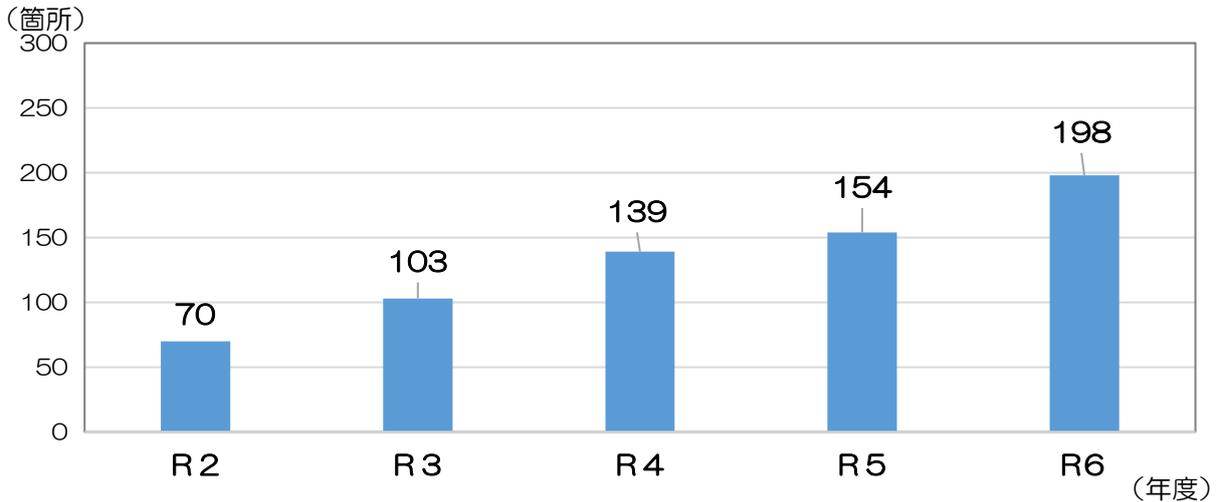
4 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合



5 こども家庭センター設置市町村数

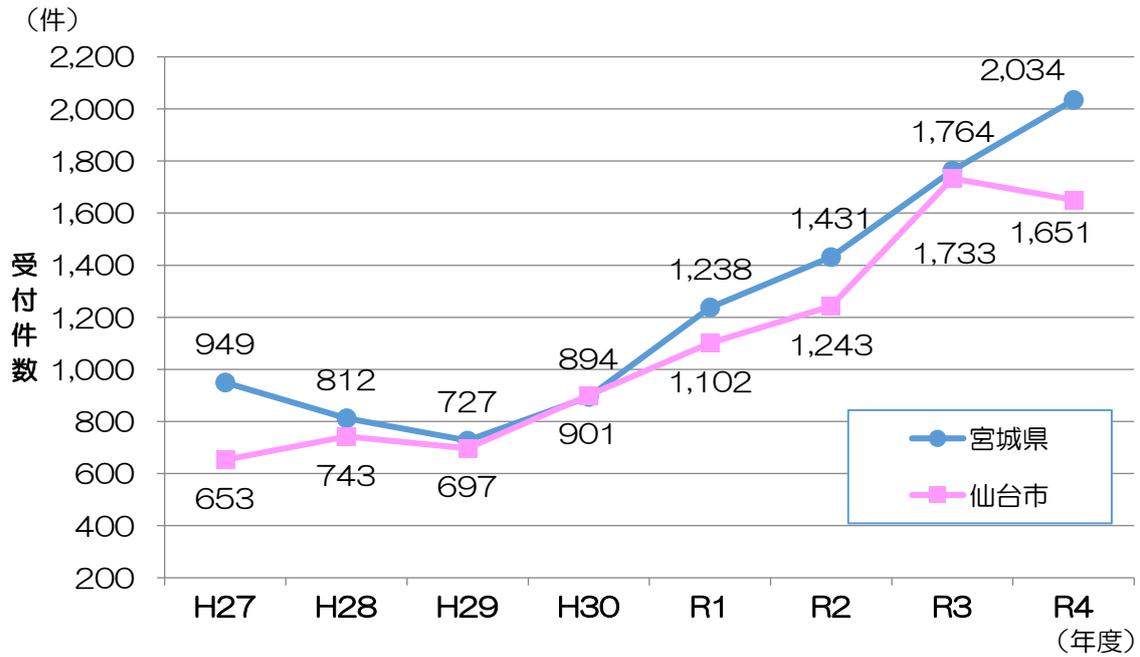


6 こども食堂の数



(出典：福祉行政報告例)

7 児童虐待相談件数

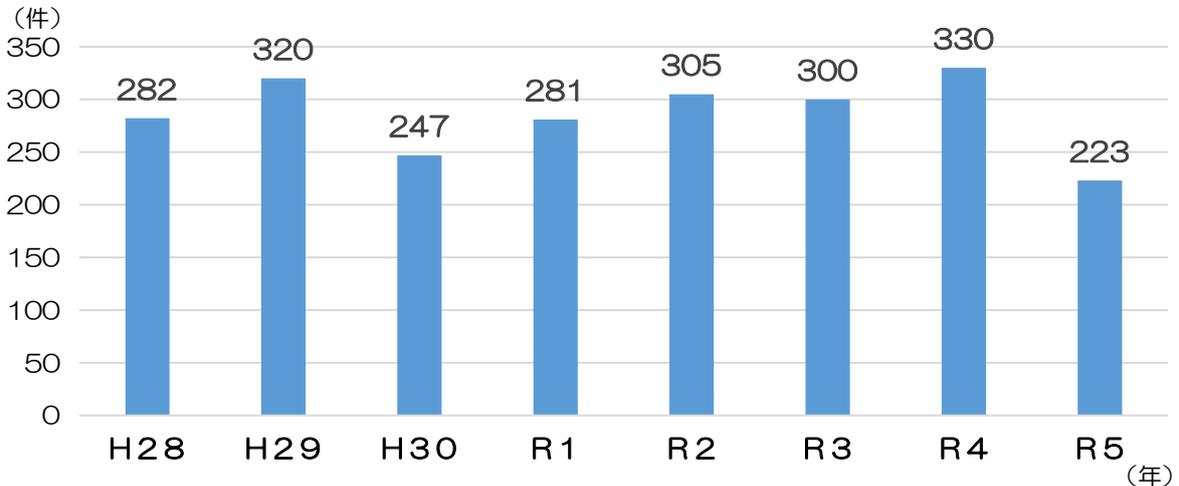


8 「子どもを犯罪の被害から守る条例」違反届出件数

※件数は県警ホームページで公表

子どもを犯罪の被害から守る条例 (H28.1.1施行)

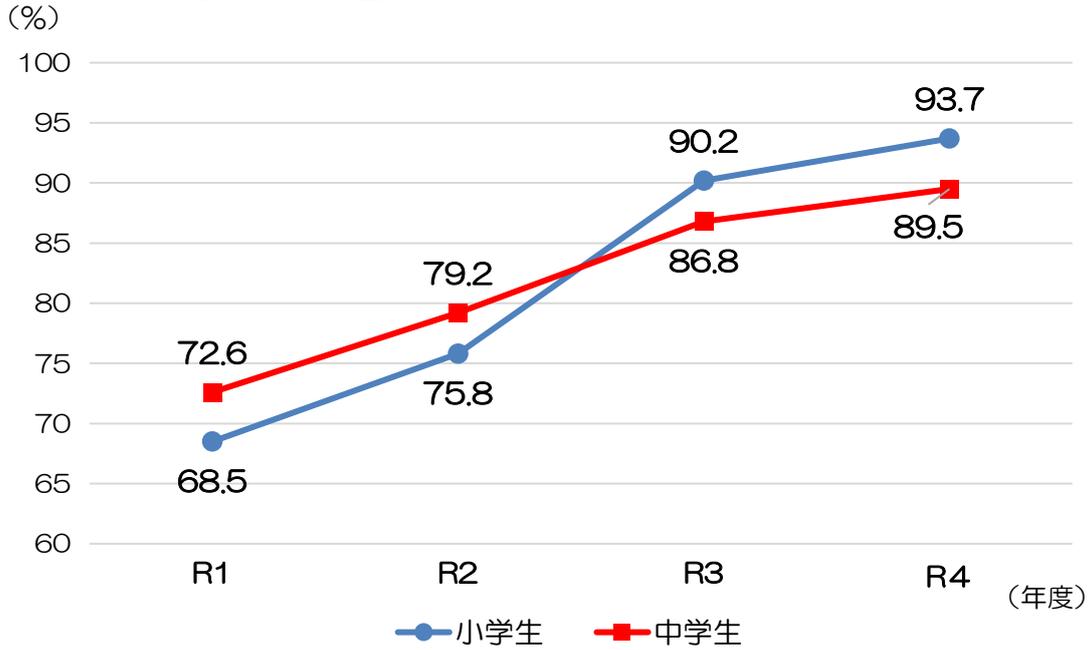
第7条 子ども生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止
誘い込み、言いがかり、つきまとい等の行為



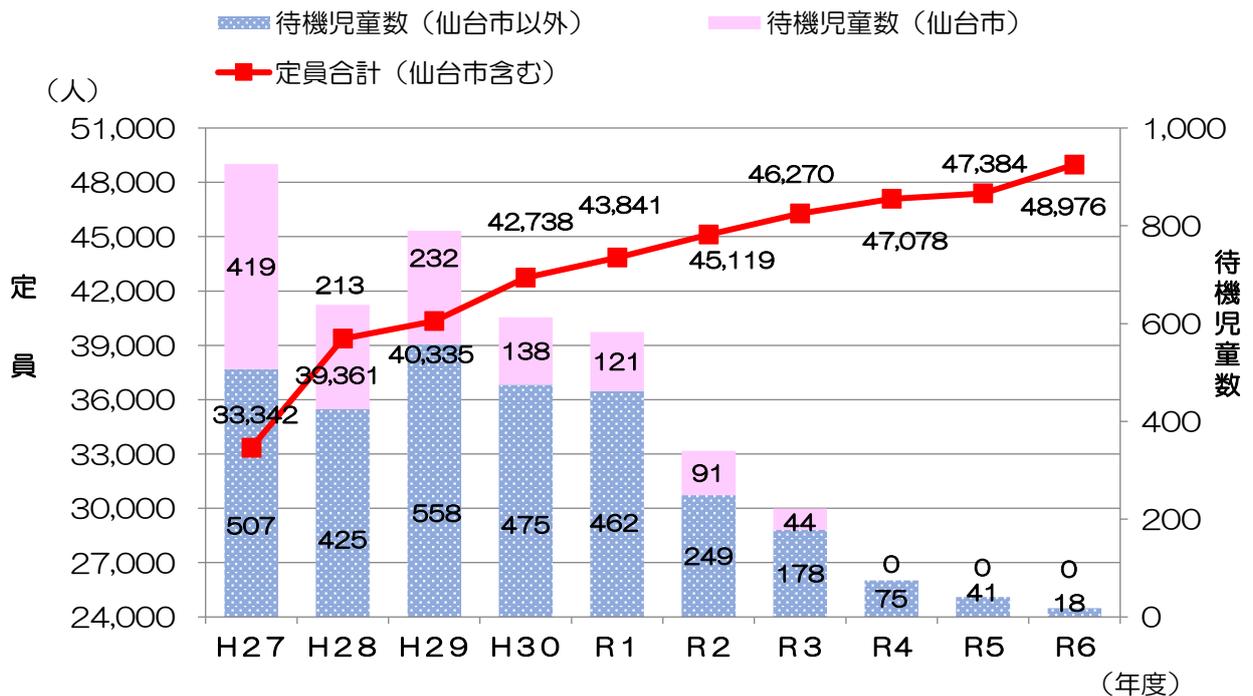
(出典：宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校))

9 不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合

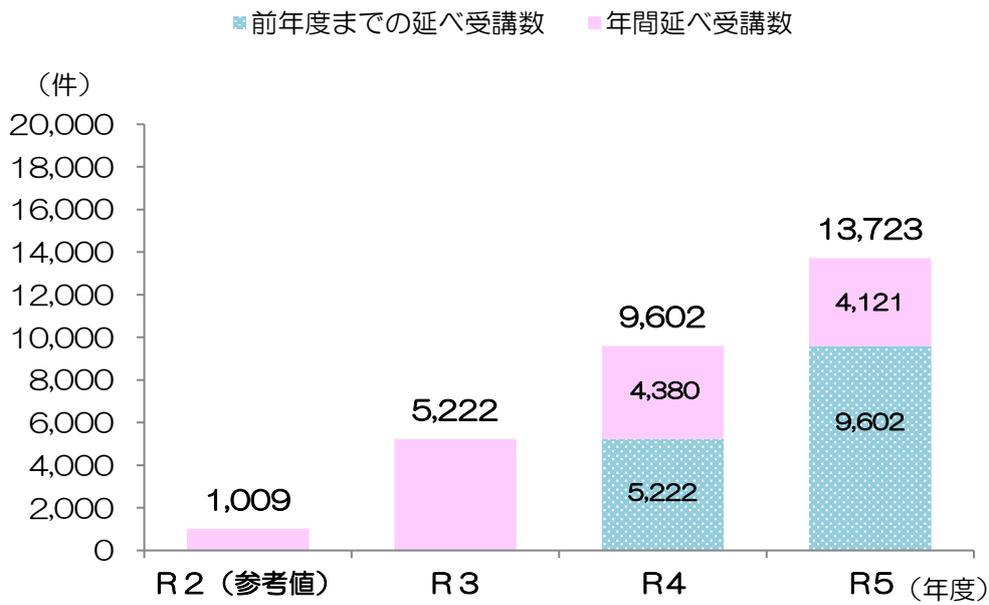
(教育機会を確保した児童生徒の割合)



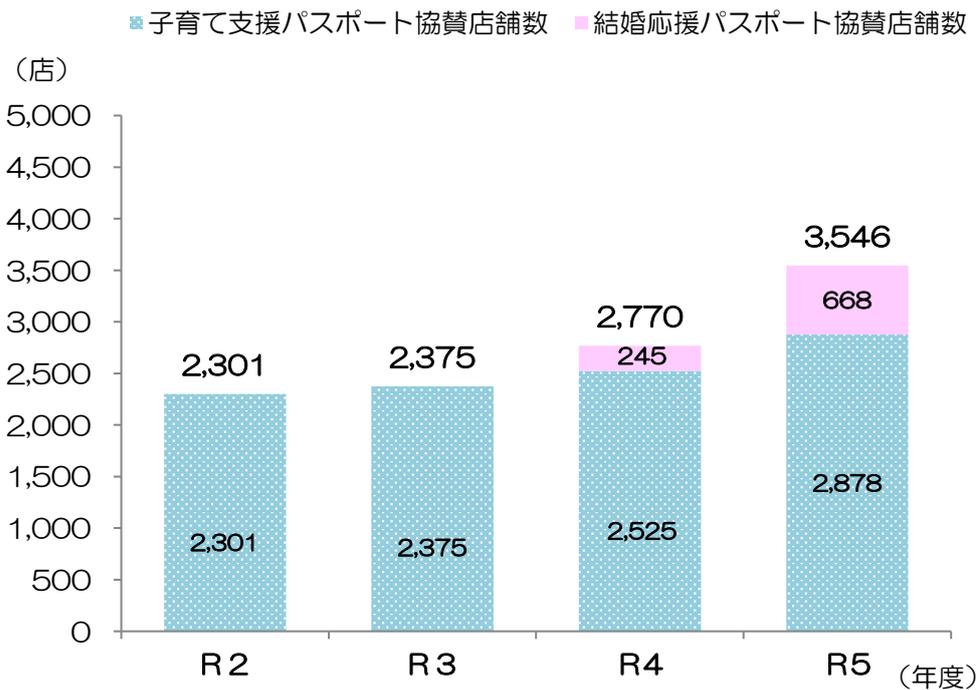
10 保育所等利用待機児童数



11 保育士キャリアアップ研修累計受講件数 ※令和3年度オンライン化以降の数値



12 みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート協賛店舗数

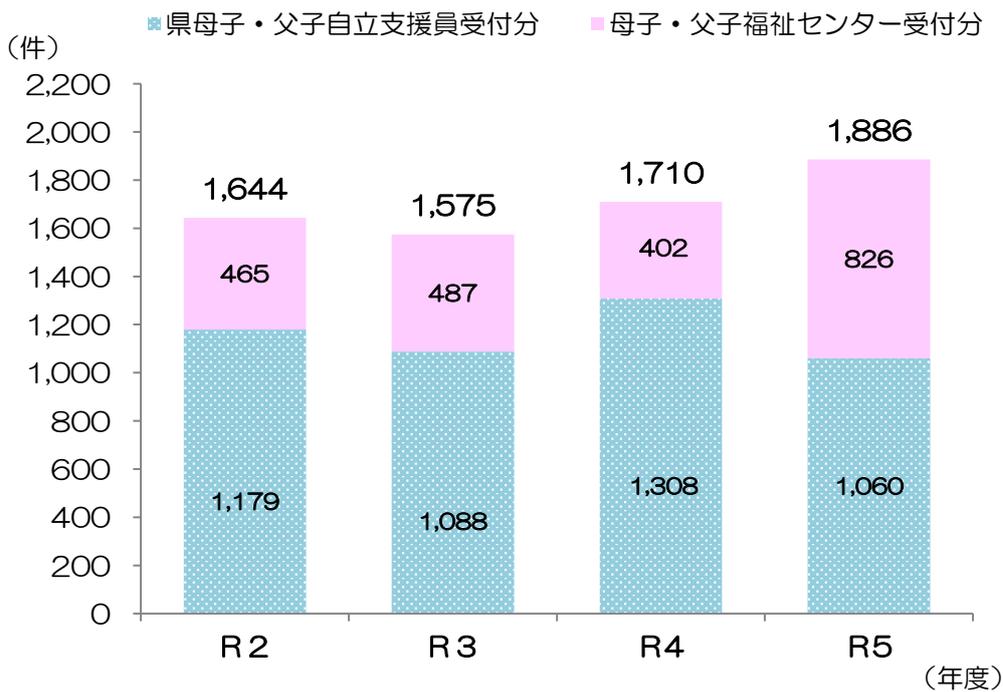


(出典：宮城県労働実態調査)

13 育児休業取得率（男性）



14 ひとり親向け相談受付件数



VII 資料編

1 県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策等

※ 当該項目において掲載中の各数値は各市町村が定める「量の見込み」及び「確保方策」の積み上げ値、又は同値等を基礎として算出された数値であり、各市町村において子ども・子育て会議で意見を聴取等しながら補正及び検討を行っているため、現時点では未確定です。

- 2 「V 計画で推進する施策と内容」関連する主な事業
- 3 みやぎ子ども・子育て県民条例
- 4 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会等
- 5 令和6年度宮城県こどもアンケート調査結果報告書（概要版）
- 6 令和6年度宮城県少子化施策等に関する意識調査結果報告書（概要版）
- 7 令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査結果報告書（概要版）

※ 当該項目において掲載中の各数値は各市町村が定める「量の見込み」及び「確保方策」の積み上げ値、又は同値等を基礎として算出された数値であり、各市町村において子ども・子育て会議で意見を聴取等しながら補正及び検討を行っているため、現時点では未確定です。

1 県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策等

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

県が定める設定区域は、市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域（全35区域）としています。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

イ 教育・保育の量の見込みの考え方

各市町村は、各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、最終的な量の見込みとしています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、次の認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

- ① 1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）
【利用する施設：幼稚園、認定こども園】
- ② 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）
【利用する施設：保育所、認定こども園】
- ③ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
【利用する施設等：保育所、認定こども園、小規模保育事業等】

ロ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「教育・保育の量の見込みと確保の内容及びその実施時期」に記載しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

市町村では、妊娠・出産期からの切れ目ない支援をする「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、住民のニーズに応じたサービスを提供しています。

県は、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して財政支援をするほか、事業の普及、充実を図っています。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込み・確保方策）については、「地域子ども・子育て支援事業（県全域）」に記載しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
子育て世帯訪問支援事業
児童育成支援拠点事業
親子関係形成支援事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬ 妊産婦健康診査
- ⑭ 産後ケア事業
- ⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和7年度限り）

(4) 認定こども園の設置促進

イ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる施設です。

県としては、認定こども園の周知・広報を図り、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を支援していきます。

ロ 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

本県では認定こども園の数は年々増加傾向にあり、設置数が全国でも中位となり、概ね浸透している状況にあります。今後は、各市町村における認定こども園の整備計画や方針を確認しながら随時、情報提供や相談に応じ、認定こども園の設置・移行の支援をしていきます。

(5) 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上

イ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数

＜提供体制の確保のために必要となる人数＞

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育教諭・保育士	11,010	10,832	10,604	10,392	10,218
幼稚園教諭	1,312	1,244	1,177	1,123	1,084

ロ 従事者の確保と質の向上

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応するため、様々な事業に取り組むことにより、必要見込み人数の確保に努めていきます。

また、質の高い教育・保育の提供が求められる中で、こどもを取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに対応できるよう、従事者の質の向上を図っていきます。

＜新たな保育士等の育成・就業支援＞

保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保していきます。

＜潜在保育士の復帰支援＞

保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修等により復帰を支援していきます。

＜保育士等の就業継続＞

保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っていきます。

＜保育士等のキャリアアップ支援＞

保育士等の技能・経験に応じた資質向上ができる組織体制の整備と、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るための研修を行い、キャリアアップを支援していきます。

教育・保育の量の見込みと確保の内容等

1 県全域

(単位：人)

○ 1号認定【3～5歳：学校教育のみ】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14,743	13,980	13,229	12,617	12,179
②確保方策	27,849	27,327	26,909	26,670	26,374
幼稚園等 ^{*1}	15,979	15,664	15,588	15,514	15,371
確認を受けない幼稚園	8,742	8,682	8,544	8,544	8,544
上記以外	3,128	2,981	2,777	2,612	2,459
差引き(②-①)	13,106	13,347	13,680	14,053	14,195

○ 2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	学校教育希望	左記以外								
①量の見込み	6,096	22,289	5,908	21,463	5,565	20,759	5,355	20,256	5,137	19,918
②確保方策	27,641		27,393		27,092		26,853		26,533	
保育所等 ^{*2}	26,120		25,887		25,622		25,388		25,077	
上記以外	1,521		1,506		1,470		1,465		1,456	
差引き(②-①)	△744		22		768		1,242		1,478	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

○ 3号認定【0歳：保育の必要性あり】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,435	3,362	3,272	3,197	3,131
②確保方策	4,795	4,707	4,556	4,434	4,300
特定教育・保育施設	3,702	3,623	3,509	3,420	3,320
特定地域型保育事業所	890	884	849	816	784
認可外保育施設	203	200	198	198	196
差引き(②-①)	1,360	1,345	1,284	1,237	1,169

○ 3号認定【1・2歳：保育の必要性あり】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16,014	16,003	15,904	15,699	15,526
②確保方策	16,821	16,792	16,746	16,700	16,560
特定教育・保育施設	13,610	13,527	13,572	13,567	13,467
特定地域型保育事業所	2,588	2,644	2,557	2,519	2,482
認可外保育施設	623	621	617	614	611
差引き(②-①)	807	789	842	1,001	1,034

*1 特定教育・保育施設及び認定こども園(1号認定子どもに限る。)の在園児童

*2 保育所、認定こども園(2号認定子どもに限る。)、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(地域枠のみ)事業所、企業主導型保育事業(市町村の利用者支援の対象とした地域枠)を利用する者

2 各圏域

(単位：人)

区域	量の見込みと確保方策	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号*2		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
1 仙台市	①量の見込み	5,848	3,078	12,363	1,625	8,360	5,571	2,931	11,898	1,584	8,366	5,236	2,727	11,423	1,536	8,272
	②確保方策	14,850	12,882	2,441	8,296	14,676	12,727	2,348	8,274	14,512	12,511	2,200	8,234			
	特定教育・保育施設 *1	6,242	12,727	1,736	6,400	6,215	12,573	1,650	6,392	6,255	12,359	1,539	6,387			
	確認を受けない幼稚園	5,530				5,530				5,530						
	預かり保育等	3,078	0			2,931	0			2,727	0					
	特定地域型保育事業所			531	1,422			527	1,410			492	1,379			
	認可外保育施設		155	174	474		154	171	472		152	169	468			
差引き(②-①)	9,002	▲2,559	816	▲64	9,105	▲2,102	764	▲92	9,276	▲1,639	664	▲38				
2 石巻市	①量の見込み	928	0	1,288	170	675	861	0	1,195	164	682	798	0	1,108	159	701
	②確保方策	1,851	1,514	196	888	1,851	1,510	202	892	1,736	1,510	202	892			
	特定教育・保育施設	1,111	1,514	175	797	1,111	1,510	181	801	996	1,510	181	801			
	確認を受けない幼稚園	740				740				740						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			21	91			21	91			21	91			
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0			
差引き(②-①)	923	226	26	213	990	315	38	210	938	402	43	191				
3 塩竈市	①量の見込み	500	421	40	271	488	416	39	268	468	410	37	266			
	②確保方策	542	481	77	272	542	481	80	248	542	455	80	248			
	特定教育・保育施設	302	481	65	246	302	481	68	222	302	455	68	222			
	確認を受けない幼稚園	240				240				240						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			12	26			12	26			12	26			
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0			
差引き(②-①)	42	60	37	1	54	65	41	▲20	74	45	43	▲18				
4 気仙沼市	①量の見込み	322	105	245	44	271	282	102	238	45	266	250	101	236	47	275
	②確保方策	379	474	72	292	349	474	72	292	349	474	72	292			
	特定教育・保育施設	379	444	69	271	349	444	69	271	349	444	69	271			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			3	6			3	6			3	6			
	認可外保育施設		30	0	15		30	0	15		30	0	15			
差引き(②-①)	57	124	28	21	67	134	27	26	99	137	25	17				
5 白石市	①量の見込み	96	0	290	46	140	86	0	260	44	136	82	0	246	41	135
	②確保方策	200	389	61	213	200	389	61	213	200	389	61	213			
	特定教育・保育施設	150	383	51	190	150	383	51	190	150	383	51	190			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	50	0			50	0			50	0					
	特定地域型保育事業所			3	9			3	9			3	9			
	認可外保育施設		6	7	14		6	7	14		6	7	14			
差引き(②-①)	104	99	15	73	114	129	17	77	118	143	20	78				
6 名取市	①量の見込み	996	178	1,079	107	613	946	180	1,065	102	606	899	182	1,051	98	599
	②確保方策	1,312	1,574	159	637	1,312	1,574	159	637	1,312	1,574	159	637			
	特定教育・保育施設	1,312	943	119	495	1,312	943	119	495	1,312	943	119	495			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	0	602			0	602			0	602					
	特定地域型保育事業所			37	128			37	128			37	128			
	認可外保育施設		29	3	14		29	3	14		29	3	14			
差引き(②-①)	316	317	52	24	366	329	57	31	413	341	61	38				
7 角田市	①量の見込み	180	71	230	42	147	168	66	214	40	139	155	61	198	39	137
	②確保方策	180	320	37	141	180	315	37	141	180	306	37	141			
	特定教育・保育施設	180	249	28	117	180	249	28	117	180	249	28	117			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	0	71			0	66			0	57					
	特定地域型保育事業所			9	24			9	24			9	24			
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0			
差引き(②-①)	0	19	▲5	▲6	12	35	▲3	2	25	47	▲2	4				
8 多賀城市	①量の見込み	521	231	671	115	544	527	234	689	116	522	496	220	658	114	537
	②確保方策	742	1,128	161	580	742	1,071	152	556	695	1,071	158	577			
	特定教育・保育施設	275	1,126	144	463	275	1,069	135	439	366	1,069	141	460			
	確認を受けない幼稚園	467				467				329						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			17	82			17	82			17	82			
	認可外保育施設		2	0	35		2	0	35		2	0	35			
差引き(②-①)	221	226	46	36	215	148	36	34	199	193	44	40				
9 沼津市	①量の見込み	299	131	544	38	344	296	129	541	38	342	293	128	535	38	341
	②確保方策	622	555	108	341	622	555	108	341	622	555	108	341			
	特定教育・保育施設	622	552	93	297	622	552	93	297	622	552	93	297			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			9	29			9	29			9	29			
	認可外保育施設		3	6	15		3	6	15		3	6	15			
差引き(②-①)	323	▲120	70	▲3	326	▲115	70	▲1	329	▲108	70	0				
10 登米市	①量の見込み	262	0	965	92	554	223	0	961	90	544	189	0	957	89	533
	②確保方策	262	965	92	554	223	961	90	544	189	957	89	533			
	特定教育・保育施設	262	962	61	374	223	958	60	365	189	954	59	356			
	確認を受けない幼稚園	0				0				0						
	預かり保育等	0	0			0	0			0	0					
	特定地域型保育事業所			28	163			27	162			27	160			
	認可外保育施設		3	3	17		3	3	17		3	3	17			
差引き(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

*1 1号においては前頁「幼稚園等」、2号においては前頁「保育所等」と同じものとして扱う。以下同じ。

*2 2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。以下同じ。

(単位：人)

区域	量の見込みと確保方策	令和10年度					令和11年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
1 仙台市	①量の見込み	4,970	2,562	11,076	1,490	8,165	4,723	2,409	10,756	1,451	8,076
	②確保方策	14,351	12,308	2,070	8,195	14,202	12,108	1,946	8,153		
	特定教育・保育施設	6,259	12,157	1,443	6,381	6,263	11,958	1,353	6,375		
	確認を受けない幼稚園	5,530				5,530					
	預かり保育等	2,562	0			2,409	0				
	特定地域型保育事業所			458	1,349			426	1,316		
	認可外保育施設		151	169	465		150	167	462		
差引き(②-①)	9,381	▲1,330	580	30	9,479	▲1,057	495	77			
2 石巻市	①量の見込み	755	0	1,048	154	679	750	0	1,041	150	659
	②確保方策	1,736	1,510	202	892	1,736	1,510	202	892		
	特定教育・保育施設	996	1,510	181	801	996	1,510	181	801		
	確認を受けない幼稚園	740				740					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			21	91			21	91		
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		
差引き(②-①)	981	462	48	213	986	469	52	233			
3 塩竈市	①量の見込み	449	405	36	264	440	399	34	261		
	②確保方策	542	450	80	248	542	443	80	248		
	特定教育・保育施設	302	450	68	222	302	443	68	222		
	確認を受けない幼稚園	240				240					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			12	26			12	26		
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		
差引き(②-①)	93	45	44	▲16	102	44	46	▲13			
4 気仙沼市	①量の見込み	222	100	235	48	274	199	101	235	49	274
	②確保方策	349	474	72	292	349	474	72	292		
	特定教育・保育施設	349	444	69	271	349	444	69	271		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			3	6			3	6		
	認可外保育施設		30	0	15		30	0	15		
差引き(②-①)	127	139	24	18	150	138	23	18			
5 白石市	①量の見込み	73	0	221	39	128	71	0	215	38	122
	②確保方策	200	389	61	213	75	262	57	145		
	特定教育・保育施設	150	383	51	190	25	256	47	122		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	50	0			50	0				
	特定地域型保育事業所			3	9			3	9		
	認可外保育施設		6	7	14		6	7	14		
差引き(②-①)	127	168	22	85	4	47	19	23			
6 名取市	①量の見込み	854	184	1,037	93	592	811	186	1,023	89	585
	②確保方策	1,312	1,574	159	637	1,312	1,574	159	637		
	特定教育・保育施設	1,312	943	119	495	1,312	943	119	495		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	0	602			0	602				
	特定地域型保育事業所			37	128			37	128		
	認可外保育施設		29	3	14		29	3	14		
差引き(②-①)	458	353	66	45	501	365	70	52			
7 角田市	①量の見込み	145	57	185	38	133	138	54	176	37	130
	②確保方策	180	306	37	141	180	303	37	141		
	特定教育・保育施設	180	249	28	117	180	249	28	117		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	0	57			0	54				
	特定地域型保育事業所			9	24			9	24		
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		
差引き(②-①)	35	64	▲1	8	42	73	0	11			
8 多賀城市	①量の見込み	490	217	658	115	532	468	208	636	114	530
	②確保方策	695	1,071	158	577	695	1,071	158	577		
	特定教育・保育施設	366	1,069	141	460	366	1,069	141	460		
	確認を受けない幼稚園	329				329					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			17	82			17	82		
	認可外保育施設		2	0	35		2	0	35		
差引き(②-①)	205	196	43	45	227	227	44	47			
9 沼津市	①量の見込み	290	127	530	38	340	288	126	525	37	338
	②確保方策	622	555	108	341	622	555	108	341		
	特定教育・保育施設	622	552	93	297	622	552	93	297		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			9	29			9	29		
	認可外保育施設		3	6	15		3	6	15		
差引き(②-①)	332	▲102	70	1	334	▲96	71	3			
10 登米市	①量の見込み	161	0	954	87	524	136	0	950	85	513
	②確保方策	161	954	87	524	136	950	85	513		
	特定教育・保育施設	161	951	57	349	136	947	55	340		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等	0	0			0	0				
	特定地域型保育事業所			27	158			27	156		
	認可外保育施設		3	3	17		3	3	17		
差引き(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0			

区域	量の見込みと確保方策	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
11 栗原市	①量の見込み	678	107	0	111	303	602	95	0	108	303	564	89	0	104	299
	②確保方策	1,020	140		152	456	910	140		152	456	850	140		142	456
	特定教育・保育施設	1,020	140		130	410	910	140		130	410	850	140		120	410
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				22	46				22	46				22	46
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	342	33		41	153	308	45		44	153	286	51		38	157	
12 東松島市	①量の見込み	269	0	419	61	268	243	0	411	68	299	244	0	445	71	303
	②確保方策	460	419		61	268	460	411		68	299	460	445		71	303
	特定教育・保育施設	120	419		54	231	120	411		60	257	120	445		63	261
	確認を受けない幼稚園	340					340					340				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				7	37				8	42				8	42
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	191	0		0	0	217	0		0	0	216	0		0	0	
13 大崎市	①量の見込み	946	132	1,433	318	972	860	120	1,312	310	975	821	115	1,252	302	955
	②確保方策	1,465	1,766		313	1,011	1,465	1,766		313	999	1,465	1,750		313	999
	特定教育・保育施設	905	1,658		263	915	905	1,658		263	903	905	1,642		263	903
	確認を受けない幼稚園	560					560					560				
	預かり保育等	0	100				0	100				0	100			
	特定地域型保育事業所				48	96				48	96				48	96
	認可外保育施設		8		2	0		8		2	0		8		2	0
差引き(②-①)	519	201		▲5	39	605	334		3	24	644	383		11	44	
14 富谷市	①量の見込み	917	0	522	88	461	955	0	544	88	492	982	0	559	87	461
	②確保方策	1,114	587		110	479	1,084	587		110	449	1,054	587		110	479
	特定教育・保育施設	1,114	577		89	403	1,084	577		89	373	1,054	577		89	403
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				20	58				20	58				20	58
	認可外保育施設		10		1	18		10		1	18		10		1	18
差引き(②-①)	197	65		22	18	129	43		22	▲43	72	28		23	18	
15 蔵王町	①量の見込み	19	21	105	15	60	17	7	105	15	60	16	5	101	15	60
	②確保方策	65	120		15	60	0	120		15	120	55	115		15	60
	特定教育・保育施設	65	105		15	60	0	105		15	60	55	105		15	60
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	15				0	15				0	10			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	60				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0	0	0	0		0		0	0
差引き(②-①)	46	▲6		0	0	▲17	8		0	60	39	9		0	0	
16 七ヶ宿町	①量の見込み	0	24	0	0	6	0	20	0	2	10	0	20	0	2	10
	②確保方策	0	30		5	15	0	30		5	15	0	30		5	15
	特定教育・保育施設	0	30		5	15	0	30		5	15	0	30		5	15
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	0	6		5	9	0	10		3	5	0	10		3	5	
17 大河原町	①量の見込み	129	0	341	22	184	110	0	330	21	184	94	0	319	20	181
	②確保方策	130	323		55	201	130	323		55	201	130	323		55	201
	特定教育・保育施設	75	323		42	166	75	323		42	166	75	323		42	166
	確認を受けない幼稚園	55					55					55				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				13	35				13	35				13	35
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	1	▲18		33	17	20	▲7		34	17	36	4		35	20	
18 村田町	①量の見込み	65	2	42	10	30	58	2	36	10	29	51	1	32	10	27
	②確保方策	180	71		7	41	180	71		10	41	180	71		10	41
	特定教育・保育施設	180	69		6	39	180	69		9	39	180	69		9	39
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	2				0	2				0	2			
	特定地域型保育事業所				1	2				1	2				1	2
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	115	27		▲3	0	122	33		0	12	129	38		0	14	
19 柴田町	①量の見込み	412	151	300	61	201	405	149	296	59	197	381	140	278	57	197
	②確保方策	520	527		64	229	460	527		64	229	460	527		64	229
	特定教育・保育施設	0	332		48	161	0	332		48	161	0	332		48	161
	確認を受けない幼稚園	520					460					460				
	預かり保育等	0	190				0	190				0	190			
	特定地域型保育事業所				16	68				16	68				16	68
	認可外保育施設		5		0	0		5		0	0		5		0	0
差引き(②-①)	108	76		3	28	55	82		5	32	79	109		7	32	
20 川崎町	①量の見込み	17	0	77	16	34	16	74	0	16	33	14	64	0	15	32
	②確保方策	50	150		30	65	50	150		30	65	50	150		30	65
	特定教育・保育施設	50	150		30	65	50	150		30	65	50	150		30	65
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	33	73		14	31	34	76		14	32	36	86		15	33	

区域	量の見込みと確保方策	令和10年度					令和11年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
11 栗原市	①量の見込み	526	83	0	100	289	522	82	0	97	279
	②確保方策	810	120		142	436	810	120		132	426
	特定教育・保育施設	810	120		120	390	810	120		110	380
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				22	46				22	46
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	284	37		42	147	288	38		35	147	
12 東松島市	①量の見込み	230	0	451	75	310	222	0	471	80	312
	②確保方策	460	451		75	310	460	471		80	312
	特定教育・保育施設	120	451		66	267	120	471		71	268
	確認を受けない幼稚園	340					340				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				9	43				9	44
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	230	0		0	0	238	0		0	0	
13 大崎市	①量の見込み	798	112	1,217	294	934	810	113	1,236	287	929
	②確保方策	1,465	1,734		313	999	1,465	1,734		313	999
	特定教育・保育施設	905	1,626		263	903	905	1,626		263	903
	確認を受けない幼稚園	560					560				
	預かり保育等	0	100				0	100			
	特定地域型保育事業所				48	96				48	96
	認可外保育施設		8	2	0	0		8	2	0	0
差引き(②-①)	667	405		19	65	655	385		26	70	
14 富谷市	①量の見込み	996	0	567	87	462	1,011	0	575	87	462
	②確保方策	1,054	587		110	479	1,054	587		110	479
	特定教育・保育施設	1,054	577		89	403	1,054	577		89	403
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				20	58				20	58
	認可外保育施設		10	1	18	18		10	1	18	18
差引き(②-①)	58	20		23	17	43	12		23	17	
15 蔵王町	①量の見込み	15	4	100	15	60	14	4	100	15	60
	②確保方策	55	115		15	60	55	115		15	60
	特定教育・保育施設	55	105		15	60	55	105		15	60
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	10				0	10			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	40	11		0	0	41	11		0	0	
16 七ヶ宿町	①量の見込み	0	20	0	2	10	0	20	0	2	10
	②確保方策	0	30		5	15	0	30		5	15
	特定教育・保育施設	0	30		5	15	0	30		5	15
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	0	10		3	5	0	10		3	5	
17 大河原町	①量の見込み	73	0	286	19	176	61	0	279	19	171
	②確保方策	130	323		55	201	130	323		55	201
	特定教育・保育施設	75	323		42	166	75	323		42	166
	確認を受けない幼稚園	55					55				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				13	35				13	35
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	57	37		36	25	69	44		36	30	
18 村田町	①量の見込み	45	1	28	10	26	40	0	25	11	24
	②確保方策	180	71		10	41	180	71		11	41
	特定教育・保育施設	180	69		9	39	180	69		10	39
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	2				0	2			
	特定地域型保育事業所				1	2				1	2
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	135	42		0	15	140	46		0	17	
19 柴田町	①量の見込み	351	129	256	56	191	343	126	250	54	185
	②確保方策	460	527		64	229	460	527		64	229
	特定教育・保育施設	0	332		48	161	0	332		48	161
	確認を受けない幼稚園	460					460				
	預かり保育等	0	190				0	190			
	特定地域型保育事業所				16	68				16	68
	認可外保育施設		5	0	0	0		5	0	0	0
差引き(②-①)	109	142		8	38	117	151		10	44	
20 川崎町	①量の見込み	14	64	0	14	30	13	63	0	14	30
	②確保方策	50	150		30	65	50	150		30	65
	特定教育・保育施設	50	150		30	65	50	150		30	65
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
差引き(②-①)	36	86		16	35	37	87		16	35	

区域	量の見込みと確保方策	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
21 丸森町	①量の見込み	14	105	0	24	48	12	97	0	24	45	10	83	0	22	44
	②確保方策	30	141		24	68	30	141		24	68	30	141		24	68
	特定教育・保育施設	30	141		24	68	30	141		24	68	30	141		24	68
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	16	36		0	20	18	44		0	23	20	58		2	24	
22 巨理町	①量の見込み	170	11	360	100	241	170	11	360	94	241	170	11	360	87	241
	②確保方策	170	371		69	234	170	371		69	234	170	371		69	234
	特定教育・保育施設	170	371		45	161	170	371		45	161	170	371		45	161
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				24	73				24	73				24	73
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	0	0		▲31	▲7	0	0		▲25	▲7	0	0		▲18	▲7	
23 山元町	①量の見込み	80	38	59	25	60	79	37	58	24	60	76	36	56	23	56
	②確保方策	120	105		91	91	120	105		91	91	120	105		91	91
	特定教育・保育施設	120	105		91	91	120	105		91	91	120	105		91	91
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	40	8		66	31	41	10		67	31	44	13		68	35	
24 松島町	①量の見込み	50	58	62	9	60	45	59	63	9	55	37	55	59	9	60
	②確保方策	140	132		20	58	140	132		20	58	140	132		20	58
	特定教育・保育施設	140	132		20	58	140	132		20	58	140	132		20	58
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	90	12		11	▲2	95	10		11	3	103	18		11	▲2	
25 七ヶ浜町	①量の見込み	100	160	0	21	90	100	160	0	21	90	100	160	0	21	90
	②確保方策	160	173		21	104	160	173		21	104	160	173		21	104
	特定教育・保育施設	130	163		21	104	130	163		21	104	130	163		21	104
	確認を受けない幼稚園	30					30					30				
	預かり保育等	0	10				0	10				0	10			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	60	13		0	14	60	13		0	14	60	13		0	14	
26 利府町	①量の見込み	431	17	538	79	328	417	18	561	79	318	409	19	590	80	340
	②確保方策	591	595		103	403	591	606		103	403	591	608		103	404
	特定教育・保育施設	331	563		75	321	331	574		75	321	331	576		75	322
	確認を受けない幼稚園	260					260					260				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				22	65				22	65				22	65
	認可外保育施設		32		6	17		32		6	17		32		6	17
差引き(②-①)	160	40		24	75	174	27		24	85	182	▲1		23	64	
27 大和町	①量の見込み	181	422	0	48	264	159	410	0	49	262	135	404	0	50	272
	②確保方策	264	418		86	232	264	418		86	232	264	418		86	232
	特定教育・保育施設	264	418		78	204	264	418		78	204	264	418		78	204
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				8	28				8	28				8	28
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	83	▲4		38	▲32	105	8		37	▲30	129	14		36	▲40	
28 大郷町	①量の見込み	34	45	26	12	49	33	44	25	12	41	30	42	23	12	41
	②確保方策	45	111		18	50	45	111		18	50	35	91		18	50
	特定教育・保育施設	45	111		12	37	45	111		12	37	35	91		12	37
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				6	13				6	13				6	13
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	11	40		6	1	12	42		6	9	5	26		6	9	
29 大衡村	①量の見込み	17	0	85	6	37	13	0	73	4	41	10	0	64	4	39
	②確保方策	15	90		9	41	15	90		9	41	15	90		9	41
	特定教育・保育施設	15	90		9	41	15	90		9	41	15	90		9	41
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	▲2	5		3	4	2	17		5	0	5	26		5	2	
30 色麻町	①量の見込み	28	0	67	18	45	25	0	60	17	48	25	0	60	16	44
	②確保方策	42	72		18	54	42	72		18	54	42	72		18	54
	特定教育・保育施設	42	72		18	54	42	72		18	54	42	72		18	54
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	14	5		0	9	17	12		1	6	17	12		2	10	

区域	量の見込みと確保方策	令和10年度					令和11年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
21 丸森町	①量の見込み	9	80	0	22	43	8	75	0	20	41
	②確保方策	30	141		24	68	30	141		24	68
	特定教育・保育施設	30	141		24	68	30	141		24	68
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	21	61		2	25	22	66		4	27	
22 巨理町	①量の見込み	170	11	370	81	240	170	11	370	75	239
	②確保方策	170	381		75	256	170	381		75	248
	特定教育・保育施設	170	381		51	183	170	381		51	175
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				24	73				24	73
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	0	0		▲6	16	0	0		0	9	
23 山元町	①量の見込み	74	35	55	21	54	73	35	54	23	51
	②確保方策	120	105		91	91	120	105		91	91
	特定教育・保育施設	120	105		91	91	120	105		91	91
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	46	15		70	37	47	16		68	40	
24 松島町	①量の見込み	34	57	62	9	59	28	55	59	8	59
	②確保方策	140	132		20	58	140	132		20	58
	特定教育・保育施設	140	132		20	58	140	132		20	58
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	106	13		11	▲1	112	18		12	▲1	
25 七ヶ浜町	①量の見込み	100	160	0	21	90	100	160	0	21	90
	②確保方策	160	173		21	104	160	173		21	104
	特定教育・保育施設	130	163		21	104	130	163		21	104
	確認を受けない幼稚園	30					30				
	預かり保育等	0	10				0	10			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	60	13		0	14	60	13		0	14	
26 利府町	①量の見込み	410	20	631	82	342	404	21	660	83	343
	②確保方策	591	608		103	404	597	617		103	404
	特定教育・保育施設	331	576		75	322	337	585		75	322
	確認を受けない幼稚園	260					260				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				22	65				22	65
	認可外保育施設		32		6	17		32		6	17
差引き(②-①)	181	▲43		21	62	193	▲64		20	61	
27 大和町	①量の見込み	116	410	0	52	284	97	402	0	53	295
	②確保方策	264	418		86	232	264	418		86	232
	特定教育・保育施設	264	418		78	204	264	418		78	204
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				8	28				8	28
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	148	8		34	▲52	167	16		33	▲63	
28 大郷町	①量の見込み	30	42	23	12	41	27	38	18	12	41
	②確保方策	35	91		18	50	35	91		18	50
	特定教育・保育施設	35	91		12	37	35	91		12	37
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				6	13				6	13
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	5	26		6	9	8	35		6	9	
29 大衡村	①量の見込み	9	0	61	4	39	9	0	61	4	37
	②確保方策	15	90		9	41	15	90		9	41
	特定教育・保育施設	15	90		9	41	15	90		9	41
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	6	29		5	2	6	29		5	4	
30 色麻町	①量の見込み	25	0	60	16	42	25	0	60	15	42
	②確保方策	42	72		18	54	42	72		18	54
	特定教育・保育施設	42	72		18	54	42	72		18	54
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	17	12		2	12	17	12		3	12	

区域	量の見込みと確保方策	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	85	216	0	26	148	82	197	0	27	139	81	185	0	27	143
	②確保方策	156	275		52	213	156	275		52	213	156	275		52	213
	特定教育・保育施設	156	275		33	175	156	275		33	175	156	275		33	175
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				19	38				19	38				19	38
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	71	59		26	65	74	78		25	74	75	90		25	70	
32 涌谷町	①量の見込み	29	87	41	13	78	22	87	41	13	84	18	76	40	12	78
	②確保方策	35	180		20	106	30	180		20	106	28	180		20	106
	特定教育・保育施設	35	75		20	106	30	75		20	106	28	75		20	106
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	105				0	105				0	105			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	6	52		7	28	8	52		7	22	10	64		8	28	
33 美里町	①量の見込み	81	143	137	29	128	72	134	127	26	126	62	114	109	25	135
	②確保方策	81	280		29	128	72	261		26	126	62	223		25	135
	特定教育・保育施設	81	137		17	75	72	127		16	69	62	109		15	72
	確認を受けない幼稚園	0					0				0					
	預かり保育等	0	143				0	134				0	114			
	特定地域型保育事業所				11	49				9	53				9	59
	認可外保育施設		0		1	4		0		1	4		0		1	4
差引き(②-①)	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	
34 女川町	①量の見込み	6	6	0	0	0	6	6	0	0	0	5	5	0	0	0
	②確保方策	6	97		0	0	6	90		0	0	5	87		0	0
	特定教育・保育施設	6	97		0	0	6	90		0	0	5	87		0	0
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	0	91		0	0	0	84		0	0	0	82		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	33	136	0	4	0	31	123	0	4	0	28	112	0	3	0
	②確保方策	50	186		19	0	50	186		19	0	50	186		19	0
	特定教育・保育施設	50	186		16	0	50	186		16	0	50	186		16	0
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				3	0				3	0				3	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	17	50		15	0	19	63		15	0	22	74		16	0	

区域	量の見込みと確保方策	令和10年度					令和11年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	81	175	0	27	143	79	161	0	27	142
	②確保方策	156	275		52	213	156	275		52	213
	特定教育・保育施設	156	275		33	175	156	275		33	175
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				19	38				19	38
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	75	100		25	70	77	114		25	71	
32 涌谷町	①量の見込み	15	76	40	12	75	14	70	41	12	71
	②確保方策	25	180		20	106	25	180		20	106
	特定教育・保育施設	25	75		20	106	25	75		20	106
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	105				0	105			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	10	64		8	31	11	69		8	35	
33 美里町	①量の見込み	54	110	105	25	128	52	105	102	25	125
	②確保方策	54	215		25	128	52	207		25	125
	特定教育・保育施設	54	105		15	72	52	102		15	72
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	110				0	105			
	特定地域型保育事業所				9	52				9	49
	認可外保育施設		0		1	4		0		1	4
差引き(②-①)	0	0		0	0	0	0		0	0	
34 女川町	①量の見込み	6	6	0	0	0	5	5	0	0	0
	②確保方策	6	87		0	0	5	87		0	0
	特定教育・保育施設	6	87		0	0	5	87		0	0
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				0	0				0	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	0	81		0	0	0	82		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	27	108	0	3	0	28	108	0	3	0
	②確保方策	50	186		19	0	50	186		19	0
	特定教育・保育施設	50	186		16	0	50	186		16	0
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等	0	0				0	0			
	特定地域型保育事業所				3	0				3	0
	認可外保育施設		0		0	0		0		0	0
差引き(②-①)	23	78		16	0	22	78		16	0	

【参考】地域子ども・子育て支援事業（県全域）

【利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型以外）】

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	82	83	80	83	83
確保方策	81	82	82	82	82

【利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）】

（単位：延べ回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30,624	29,495	28,510	27,599	26,764
確保方策	30,943	29,812	28,818	27,898	27,064

【延長保育事業】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,485	13,220	12,998	12,803	12,736
確保方策	13,730	13,599	13,396	13,241	13,159

【放課後児童健全育成事業】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34,255	34,102	33,768	32,540	31,284
確保方策	35,378	35,696	35,404	34,715	33,747

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	969	950	938	922	907
確保方策	4,378	4,360	4,366	4,351	4,348

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22	22	22	22	21
確保方策	52	5	59	59	59

【乳児家庭全戸訪問事業】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,968	11,524	11,122	10,768	10,433
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【養育支援訪問事業】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,542	2,477	2,425	2,385	2,341
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【子育て世帯訪問支援事業】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,824	11,437	11,072	10,741	10,435
確保方策	11,761	11,379	11,049	10,718	10,462

【児童育成支援拠点事業】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	163	183	200	194	187
確保方策	140	161	203	202	201

【親子関係形成支援事業】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	297	291	284	277	277
確保方策	286	280	273	266	271

【地域子育て支援拠点事業】

(単位：人回、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（月当たり利用回数）	113,394	110,363	107,458	145,734	142,991
確保方策（実施箇所数）	376	377	378	378	378

【一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,084,344	1,052,015	1,017,209	994,716	978,986
確保方策（在園児対象型）	1,091,655	1,062,590	1,028,615	1,008,811	951,152

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61,070	59,002	57,096	55,303	53,764
確保方策（幼稚園型以外）	85,017	82,098	80,112	78,113	76,360

【病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	11,519	11,187	11,063	10,822	10,788	
確保方策	病児保育事業	11,771	11,803	11,747	11,647	11,847
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	10	10	10	10

【子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業以外）】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20,221	20,233	19,774	19,277	18,950
確保方策	25,472	25,569	25,362	25,191	24,995

【妊婦健康診査】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127,452	122,843	118,963	115,420	112,149
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【産後ケア事業】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,677	12,721	13,267	12,861	12,586
確保方策	11,674	12,723	13,280	12,879	12,519

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,897	5,452	4,953	4,650	4,344
確保方策	4,747	5,354	4,857	4,544	4,250

※令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

3 みやぎ子ども・子育て県民条例

みやぎ子ども・子育て県民条例

平成二十七年十月十三日
宮城県条例第六十八号

みやぎ子ども・子育て県民条例をここに公布する。

みやぎ子ども・子育て県民条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進(第八条—第十三条)

第二節 子どもへの支援(第十四条・第十五条)

第三節 保護者への支援(第十六条—第十八条)

第四節 次代の子育てを担う者への支援(第十九条)

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援(第二十条)

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備(第二十一条・第二十二条)

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援(第二十三条)

第三章 支援体制の整備等(第二十四条—第二十八条)

附則

子どもたちは、一人一人がかけがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、親は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民全ての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていくように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるように、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

また、宮城県は東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。以下同じ。)により甚大なる被害を受け、「命の尊さ」や「家族や地域の絆」を改めて心に深く刻むこととなりました。この苦難を全ての世代の県民が一丸となって乗り越えられるよう、これまでの全ての体験から学び得た教訓を、これからの子ども・子育て支援に生かしていくことは、本県の大きな使命であります。

このような認識の下、子ども・子育て支援における基本理念等を定め、取り組むべき主体の責務及び役割を明らかにし、宮城全土において子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを県民の総意として、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、地域社会及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが教育の機会を確保され、社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできる環境の整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資することを目的とします。

(令四条例一・一部改正)

(定義及び施策の対象)

第二条 この条例において、「子ども・子育て支援」とは、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが教育の機会を確保され、社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできるような施策の推進、環境の整備等の全ての取組をいいます。

2 この条例において、「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる子どもの範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる保護者の範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

(令四条例一・一部改正)

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念とします。

一 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。

二 全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受け取ることができるようにすること。

三 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。

四 県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。

五 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。

六 東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。

2 県は、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するものとします。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとします。

(県民及び地域社会の役割)

第六条 県民及び地域社会は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、県民及び地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進

(子どもの成長に応じた切れ目のない教育及び支援)

第八条 県は、子どもが乳幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な体制の整備を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

(令四条例一・一部改正)

(子どもの意見の尊重)

第九条 県は、子どもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備を図るものとします。

(子どもの社会参加の促進)

第十条 県は、子どもが家庭、学校、地域等において自発的に活動し、社会の一員として尊重され、役割を果たすことができるよう、子どもの社会参加の仕組みづくりを促進するために必要な環境の整備を図るものとします。

(育ちの場の充実)

第十一条 県は、地域における子どもの学習活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動、子どもと他の世代との交流等の促進及び子どもが遊ぶことができる場の確保のために必要な環境の整備を図るものとします。

2 県は、子育て家庭の多様な需要に対応するとともに、子どもの居場所づくりを促進するため、市町村、個人及び団体が行う保育サービスの提供に対する支援、放課後における児童の健全育成に関する活動等に対する支援、児童及び生徒への学習支援活動に対する支援その他の必要な施策を推進するものとします。

(子ども及び保護者の健康の増進等)

第十二条 県は、子ども及びその保護者の健康の増進等を図るため、母子保健医療体制の充実その他の必要な施策を推進するものとします。

(生活環境の整備の促進)

第十三条 県は、子ども及びその保護者が安全で安心して生活することができるよう、居住環境及び地域環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るために必要な施策を推進するとともに、県民等の取組を支援するものとします。

第二節 子どもへの支援

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第十四条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害の未然防止、早期発見及び早期対応のため、国、市町村その他の関係機関と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

(子どもからの相談への対応)

第十五条 県は、子どもが不安及び悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応することのできる体制の整備、関係機関との連携の強化その他の必要な環境の整備を図るものとします。

第三節 保護者への支援

(家庭教育に対する支援)

第十六条 県は、家庭教育を支援するため、保護者の親としての成長及び保護者と子どもとの良好

な関係の構築に係る学習の機会及び情報の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

(雇用環境の整備)

第十七条 県は、保護者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、事業者が行う雇用環境の整備について必要な施策を推進するものとします。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、国及び市町村と協力し、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を推進するものとします。

第四節 次代の子育てを担う者への支援

第十九条 県は、子ども及び若者に対し、次代の子育てを担う者としての育成を促進するため、子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、若者が経済的に困窮していることが結婚及び出産をしない理由となることのないよう、就労支援等により若者の経済的自立を支援するものとします。

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援

第二十条 県は、疾病、障がいのあることその他の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者に対して、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備を図るものとします。

2 県は、社会的養護を要する子どもの福祉の充実及び自立の支援のため、児童養護施設、里親その他の社会的養護を要する子どもを養育するものに対する専門的な支援、人材育成その他の必要な施策を推進するものとします。

3 県は、特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者並びに社会的養護を要する子どもを社会全体で支える仕組みをつくるため、啓発活動その他の必要な施策を推進するものとします。

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備

(地域における子育て支援体制等の充実)

第二十一条 県は、地域において子育てを支援する拠点及び子育てに関する不安又は悩みを抱える保護者が交流し、相談することができる場を確保するために必要な環境の整備を図るものとします。

(子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進)

第二十二条 県は、地域において個人及び団体が行う子ども・子育て支援のための多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとします。

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援

第二十三条 県は、国、市町村、関係機関等と連携し、東日本大震災による影響を受けた全ての子ども

もが健やかに成長していくことができるよう、心のケア、就学及び学習に関する支援その他の被災地における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するものとします。

第三章 支援体制の整備等

(基本計画の策定)

第二十四条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとします。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(実施状況の公表)

第二十五条 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとします。

(広報)

第二十六条 県は、子ども・子育て支援に関し、県民が必要な情報を適時かつ適切に得て、理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、広報活動を行うものとします。

(令四条例一・一部改正)

(推進体制の整備)

第二十七条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第九条第一項の規定により策定されている計画は、第二十四条第一項の基本計画とみなす。

附 則(令和四年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会等

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討及び提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て社会推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	公営企業管理者 総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
----	--

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部副部長
幹事	人事課長 復興・危機管理総務課長 企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農政総務課長 水産林政総務課長 土木総務課長 出納総務課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に對し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(この条例の失効)
- 3 この条例は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順
(令和7年2月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	阿部 祥大	関係団体役員	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
2	大庭 克己	関係団体役員	仙台商工会議所総務管理部次長
3	鹿野 明美	関係団体役員	宮城県民生委員児童委員協議会理事
4	工藤 史	関係団体役員	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
5	西城 あや	一般公募	
6	齋藤 勇介	関係団体役員	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長
7	佐藤 美紀子	関係団体役員	宮城県小学校長会会員
8	末永 めぐみ	一般公募	
9	関 澄子	関係団体役員	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会研究協力委員
10	竹下 小百合	関係団体役員	NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事
11	西浦 和樹	学識経験者	宮城学院女子大学教授
12	濱田 久美	関係行政機関	石巻市保健福祉部子育て支援課課長
13	本図 愛実	学識経験者	宮城教育大学教授
14	水戸 理恵	関係団体役員	宮城県保健師連絡協議会会員
15	武藤 裕子	関係団体役員	宮城県中学校長会会員

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日

宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順
(令和7年2月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	阿部 祥大	関係団体役員	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
2	大庭 克己	関係団体役員	仙台商工会議所総務管理部次長
3	大橋 雄介	関係団体役員	特定非営利活動法人アスイク代表理事
4	鹿野 明美	関係団体役員	宮城県民生委員児童委員協議会理事
5	工藤 史	関係団体役員	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
6	齋藤 勇介	関係団体役員	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長
7	佐々木 とし子	関係団体役員	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
8	佐藤 美紀子	関係団体役員	宮城県小学校長会会員
9	塩野 悦子	関係団体役員	一般社団法人宮城県助産師会代表理事
10	関 澄子	関係団体役員	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会研究協力委員
11	高橋 美智子	一般公募	
12	竹下 小百合	関係団体役員	NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事
13	立岡 学	関係団体役員	仙台市父子家庭相談支援センターセンター長
14	西浦 和樹	学識経験者	宮城学院女子大学教授
15	濱田 久美	関係行政機関	石巻市保健福祉部子育て支援課課長
16	引地 淑子	関係団体役員	公益財団法人宮城県母子福祉連合会会長
17	本図 愛実	学識経験者	宮城教育大学教授
18	水戸 理恵	関係団体役員	宮城県保健師連絡協議会会員
19	武藤 裕子	関係団体役員	宮城県中学校長会会員

<目 次>

I 調査概要	- 111 -
II 調査結果	- 113 -
1 あなた自身について	- 113 -
1-1 性別	- 113 -
1-2 居住圏域.....	- 113 -
1-3 同居家族.....	- 113 -
2 ふだんの生活について	- 114 -
2-1 地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動の参加状況.....	- 114 -
2-2 次の場所は居場所になっているか.....	- 115 -
2-3 次のような場所の利用経験	- 117 -
2-4 利用したことによる変化.....	- 118 -
2-5 困ったり悩んだりしていること	- 119 -
3 家族や他者とのかかわりについて	- 120 -
3-1 家族や他者とのかかわりについて.....	- 120 -
3-2 孤独感.....	- 121 -
4 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について	- 124 -
4-1 新型コロナウイルス感染症拡大時に、やりたかったけれどできなかったこと	- 124 -
5 今考えていることや将来のことについて	- 125 -
5-1 自身の考え方.....	- 125 -
5-2 自己認識.....	- 127 -
5-3 生活の満足度.....	- 129 -
5-4 進学希望.....	- 131 -
5-5 希望の学校へ進学したい理由.....	- 132 -
5-6 結婚に対する考え.....	- 138 -
5-7 結婚に対して持っているイメージ.....	- 139 -
5-8 将来子どもを持ちたいか	- 141 -
5-9 子育てに対して持っているイメージ.....	- 142 -
5-10 自分の将来について明るい希望を持っているか.....	- 143 -
III 総括	- 146 -

<目 次>

I 調査概要	- 150 -
II 調査結果	- 152 -
1 あなた自身について	- 152 -
1-1 性別.....	- 152 -
1-2 年齢.....	- 152 -
1-3 居住圏域.....	- 153 -
1-4 結婚経験の有無.....	- 154 -
1-5 結婚した年齢.....	- 156 -
1-6 子どもの有無及び人数.....	- 157 -
2 恋人との交際について	- 158 -
2-1 交際相手との出会いを求めるために必要な機会.....	- 158 -
3 結婚について	- 162 -
3-1 結婚に対する考え方.....	- 162 -
3-2 結婚したい(した)理由.....	- 166 -
3-3 理想の結婚時期.....	- 167 -
3-4 結婚相手に望むこと.....	- 169 -
3-5 夫婦間の家事・育児負担.....	- 172 -
3-6 結婚に関して行政に実施してほしい取組.....	- 173 -
3-7 交際相手の有無.....	- 174 -
3-8 交際相手は欲しいか.....	- 175 -
3-9 交際相手が欲しくない理由.....	- 178 -
3-10 結婚の時期.....	- 178 -
3-11 現在結婚していない理由.....	- 182 -
4 子どもや育児について	- 184 -
4-1 理想の子どもの人数.....	- 184 -
4-2 実際に持てると思う子どもの数が理想より少ない、 または子どもを持つつもりがない理由.....	- 186 -
4-3 子育てをされていて負担に思うこと.....	- 188 -
5 仕事と生活について	- 191 -
5-1 現在の生活にどの程度満足しているか.....	- 191 -
5-2 仕事、家庭生活、個人の生活等の優先度.....	- 192 -
5-3 「子育ては母親でなければならない」という考え方.....	- 195 -
5-4 仕事と生活の調和を図るために必要だと思うこと.....	- 197 -
6 行政の取組について	- 198 -
6-1 妊娠・出産時の身体的・精神的・経済的負担を軽減する施策で重要と 思うもの.....	- 198 -
6-2 育児を支援する施策として重要だと思うもの.....	- 199 -
III 総括	- 201 -

令和5年度 宮城県ひとり親世帯等実態調査 結果報告書【概要版】

※本報告書は令和5年度に実施した「宮城県ひとり親世帯等実態調査」調査結果報告書の概要版です。結果報告書本体は宮城県公式ウェブサイトに掲載しています。

<宮城県公式ウェブサイト>「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/r6-hitorioyatyoua.html>

目 次

I. 調査の概要.....	- 205 -
調査目的.....	- 205 -
調査設計.....	- 205 -
調査項目.....	- 205 -
調査票の回収状況等.....	- 205 -
調査対象世帯の定義.....	- 206 -
調査結果の見方.....	- 206 -
II. 調査結果の概要.....	- 208 -
1. 宮城県におけるひとり親世帯数.....	- 208 -
2. 調査結果の要約.....	- 209 -
本人および世帯の状況について.....	- 209 -
① 年齢.....	- 209 -
② ひとり親世帯となった理由.....	- 210 -
③ 東日本大震災前の住居状況.....	- 211 -
④ 東日本大震災後の住居状況.....	- 212 -
就労・経済の状況について.....	- 213 -
① 勤労形態.....	- 213 -
② 仕事内容.....	- 214 -
③ 年間収入（世帯）.....	- 215 -
子どもの状況について.....	- 216 -
① 子どものことで困っていること.....	- 216 -
福祉制度の利用状況.....	- 217 -
① 希望する福祉制度.....	- 217 -
困りごとの状況.....	- 218 -
① 現在困っていること.....	- 218 -